

令和7年度政府予算等に関する 要望書



撮影者：高橋 希(オジモンカメラ)

洋上風力発電総合訓練センター「風と海の学校 あきた」



大雨により氾濫した河川の計画的な整備



知事と高校生の意見交換「秋田の未来」をデザインする」



全線開業35周年を迎えた秋田内陸縦貫鉄道

AKITAVISION

令和6年11月

秋田県

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
I 総合的な少子化対策		1
1	総合的な少子化対策の充実と支援の強化について	2
II 賃金水準の向上		7
1	賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について	8
2	地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて	10
III カーボンニュートラルへの挑戦		13
1	カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業関連予算の確保について	14
2	再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）	16
3	カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について	20
IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進		23
1	DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について	24
V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化		27
1	地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について	28
2	地方の税財政基盤の充実・強化について（拡充）	32
VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大		37
1	環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進について（拡充）	38
2	中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について（拡充）	40
VII 攻めの農林水産業の振興		43
1	食料安全保障の強化に向けた対策の充実について	44
2	農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について	46
3	農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について	48
4	担い手の確保・育成と農地集積・集約化の推進について	50

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
5	水田の収益力強化に向けた取組の推進について	52
6	各種資材価格の高騰対策について	54
7	豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について	56
8	持続的な水産業の発展に向けた予算の確保について	58
VIII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備		61
1	秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について	62
2	大館能代空港の3往復運航の継続に向けた支援について	64
3	県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について	66
4	持続可能な地域公共交通網の確立に向けた支援の拡充について	70
5	アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について	72
6	インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について	74
IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり		77
1	総合的な少子化対策への支援について	78
2	女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について	84
3	新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について	88
4	多様性に満ちた社会づくりの推進について	92
5	安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について	94
6	持続可能な下水道事業への支援について	96
X 健康長寿・地域共生社会の実現		99
1	社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について	100
2	公的病院に対する財政措置の拡充について	102
3	医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について	104

<< 目 次 >>

番号	要望事項	頁
XI	新たな時代を拓く教育・人づくり	107
1	私立学校施設災害復旧事業における専修学校及び各種学校への支援について	108
XII	強靱な県土の実現と防災力強化	109
1	社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について	110
2	災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について	112
3	県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について	114
4	治山事業と森林病虫害等防除対策の推進について	118
5	大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について	120
XIII	安全・安心な生活環境の確保	123
1	空き家対策への支援について	124
XIV	ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進	127
1	ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について	128

I 総合的な少子化対策

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

内閣府、こども家庭庁、総務省、
文部科学省、厚生労働省、経済産業省

国内の出生数は統計開始以来の最少を更新し、当県においても過去最少の3千人台となるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められている。

こうした中、地方公共団体では、それぞれが少子化対策に取り組んでいるところであり、当県においても、少子化の大きな要因である若年女性の転出超過の抑制に向けて、若年女性の働く場の確保や魅力ある職場づくり、賃金水準の向上などに特に力点を置いて取り組み、結婚支援や子育て支援といった取組と併せて総合的に実施していくことにしている。

しかしながら、少子化の克服は、我が国の社会保障制度や経済活動に与える影響が大きい国家的に取り組むべき喫緊の課題であり、地方公共団体間の施策競争では根本的な解決にはならず、我が国全体の婚姻数と出生数の向上につながる真の少子化対策への取組が急務となっている。

一方、今年6月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は146か国中118位と先進国の中でも極めて低い水準にあり、女性の賃金は男性の約7割に留まるなど、女性の地位の向上も国家的課題となっている。多様性を受け入れる社会を実現しつつ、少子化を克服していくためには、家族のあり方の多様化や、結婚や出産に対する価値観の変化などへの対応も重要である。

国においては、こども政策の具体的な取組を一元化した「こどもまんなか実行計画2024」が5月に示されたところであるが、より効果的な少子化対策を行うには、こどもや子育て当事者に関する様々な政策の推進と併せ、男女共同参画社会の実現や女性の地位向上につながる社会システムのダイナミックな変革を図ることが必要である。その上で、地域や所得にかかわらず、安心して結婚・出産・子育てすることができ、全ての子どもが等しく子育て支援や教育、医療が受けられる制度の構築が求められている。

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(1) 婚姻数の増加に向けた賃金水準の向上及び結婚支援

内閣府、総務省、厚生労働省、経済産業省

【要望の内容】

II-1 賃上げ原資の確保等について 〈P 8〉

- (1) 原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せが解消され、サプライチェーン全体で賃上げ原資や生産コスト上昇分を適切に分担し、価格への適正転嫁が可能となる体制が構築されるよう、「中小企業取引対策事業」の更なる拡充を図り、親事業者への適切な指導や普及啓発、関係機関の連携による相談体制の強化など、公正な取引環境の整備を一層進めること。
- (2) 持続的な賃金水準の向上を図るため、生産性向上・コスト削減に資する設備投資や資金繰り支援など、中小企業に対する幅広く手厚い施策を機動的に講じること。

II-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて〈P 10〉

- (3) 本来、労働者の生活の安定を目的に定められるべき最低賃金が、隣県との過熱した地域間競争により設定されるなど、制度の本質とはかけ離れた実態も見られるほか、雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改正に早急に着手すること。
また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。
- (4) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる扶養控除や社会保険の加入要件のあり方など、税制や年金制度の改革を併せて行うこと。

IX-3 雇用の質の向上について 〈P 88〉

- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、キャリアアップ助成金の運用の弾力化を図るとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスクリングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

IX-1 地域における結婚支援の充実について 〈P 78〉

- (7) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部地域産業振興課、雇用労働政策課)

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(2) 女性の活躍と働き方改革の推進

内閣府、総務省、厚生労働省

【要望の内容】

IX-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの推進について 〈P84〉

- (1) 女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用が不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

IX-3 働き方改革の推進について 〈P88〉

- (4) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。
- (5) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、「出生後休業支援給付」の支給日数の拡大や、「育児時短就業給付」の対象年齢の引き上げなど、育児と仕事の両立に向けた支援制度の強化を図ること。
- (6) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護等休暇の対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (7) 仕事と育児の両立を促進するため、短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢を拡大するほか、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
産業労働部雇用労働政策課)

I-1 総合的な少子化対策の充実と支援の強化について

(3) 希望する出産、子育てができる環境づくり

こども家庭庁、総務省、文部科学省、厚生労働省

【要望の内容】

IX-1 安心して出産・子育てができる環境づくりのための経済的支援の充実について 〈P78〉

- (1) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (2) 「こども未来戦略」の「加速化プラン」において実施される児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などについて、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図るとともに、地方の負担が増えないようにすること。
- (3) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、出産費用について、保険適用の導入の早期実現に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度となるよう検討すること。
さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充実を図ること。

(担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室
教育庁保健体育課)

Ⅱ 賃金水準の向上

Ⅱ-1 賃上げ原資の確保及び生産コストの増加に伴う価格への適正転嫁について

中小企業庁
公正取引委員会

【要望の内容】

原材料価格やエネルギー価格、労務費が上昇する中、下請中小企業へのしわ寄せが解消され、サプライチェーン全体で賃上げ原資や生産コスト上昇分を適切に分担し、価格への適正転嫁が可能となる体制が構築されるよう、「中小企業取引対策事業」の更なる拡充を図り、親事業者への適切な指導や普及啓発、関係機関の連携による相談体制の強化など、公正な取引環境の整備を一層進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の製造業においては、下請型・賃加工組立型の中小企業・小規模事業者が多く、従業員1人当たりの付加価値額は全国30位となっているほか、原材料費や燃料費の上昇等もあり、その経営環境は非常に厳しいものとなっています。
- (2) このため、県においても、県内製造事業者に対し、生産性の向上や付加価値の高い製品づくりに向けた、きめ細かな伴走型の支援や生産設備等の導入支援など強力で推進しているところですが、生産コスト増加分の価格への転嫁は思うように進んでいないのが実情です。
- (3) 国においては、下請中小企業振興法で「振興基準」を定め、下請Gメンによる下請事業者へのヒアリングに基づく取引実態把握や、親事業者と下請事業者に対する適正取引に向けた助言・指導を行っているほか、「下請かけこみ寺」の設置など相談支援体制の構築にも取り組んでいるところだ。

しかしながら、依然として下請事業者は取引環境において弱い立場にあるため、生産コストの増加分を適正に価格へ転嫁できるよう、公正な取引環境の整備に向けた一層の取組強化が必要です。

【参考資料】

都道府県	製造業付加価値額 (百万円)	従業者数 (人)	1人当たり 付加価値額	1人当たり 付加価値額 順位
全国計	7,751,935	109,231,946	14.09	
山口県	2,285,148	98,295	23.25	1
徳島県	941,135	47,886	19.65	2
広島県	3,804,143	214,241	17.76	3
大分県	1,173,357	66,498	17.64	4
三重県	3,507,777	204,728	17.13	5
京都府	2,501,809	147,970	16.91	6
和歌山県	890,304	52,733	16.88	7
滋賀県	2,858,418	170,383	16.78	8
愛知県	14,252,112	849,965	16.77	9
茨城県	4,637,394	277,608	16.70	10
兵庫県	5,791,799	362,845	15.96	11
群馬県	3,505,060	221,123	15.85	12
千葉県	3,307,484	210,821	15.69	13
山梨県	1,137,641	74,139	15.34	14
静岡県	6,187,909	409,607	15.11	15
愛媛県	1,219,515	82,469	14.79	16
栃木県	2,843,452	201,306	14.13	17
熊本県	1,318,984	94,371	13.98	18
大阪府	6,179,342	449,661	13.74	19
埼玉県	5,186,319	385,746	13.44	20
神奈川県	4,634,518	357,750	12.95	21
東京都	3,403,720	264,693	12.86	22
佐賀県	784,618	63,960	12.27	23
福島県	1,876,220	154,852	12.12	24
長野県	2,460,662	206,238	11.93	25
山形県	1,143,140	97,965	11.67	26
長崎県	629,551	54,106	11.64	27
富山県	1,441,161	124,001	11.62	28
福岡県	2,651,256	228,871	11.58	29
秋田県	698,532	61,155	11.42	30
香川県	810,465	71,636	11.31	31
宮崎県	619,298	55,038	11.25	32
奈良県	671,597	59,708	11.25	33
宮城県	1,290,106	116,346	11.09	34
福井県	830,100	74,952	11.08	35
島根県	463,491	42,194	10.98	36
石川県	1,077,668	98,394	10.95	37
新潟県	1,939,448	180,493	10.75	38
岡山県	1,605,028	149,824	10.71	39
鹿児島県	783,821	73,614	10.65	40
岐阜県	2,203,927	207,658	10.61	41
北海道	1,694,357	164,811	10.28	42
岩手県	838,297	86,593	9.68	43
青森県	536,347	55,466	9.67	44
高知県	214,956	24,068	8.93	45
鳥取県	245,586	31,770	7.73	46
沖縄県	154,974	23,384	6.63	47

注：付加価値額について従業者29人以下は粗付加価値額である。

(出典：2023年経済構造実態調査)

(担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅱ-2 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度等の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【要望の内容】

- (1) 本来、労働者の生活の安定を目的に定められるべき最低賃金が、隣県との過熱した地域間競争により設定されるなど、制度の本質とはかけ離れた実態も見られるほか、雇用における地域間格差の是正を図るため、全国一律の最低賃金の実現に向けた抜本的な制度改正に早急に着手すること。
また、賃上げしやすい環境づくりを推進するため、中小企業への支援を強化すること。
- (2) 最低賃金の改定の効果が、賃金水準の向上に確実に反映されるよう、所得税にかかる扶養控除や社会保険の加入要件のあり方など、税制や年金制度の改革を併せて行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

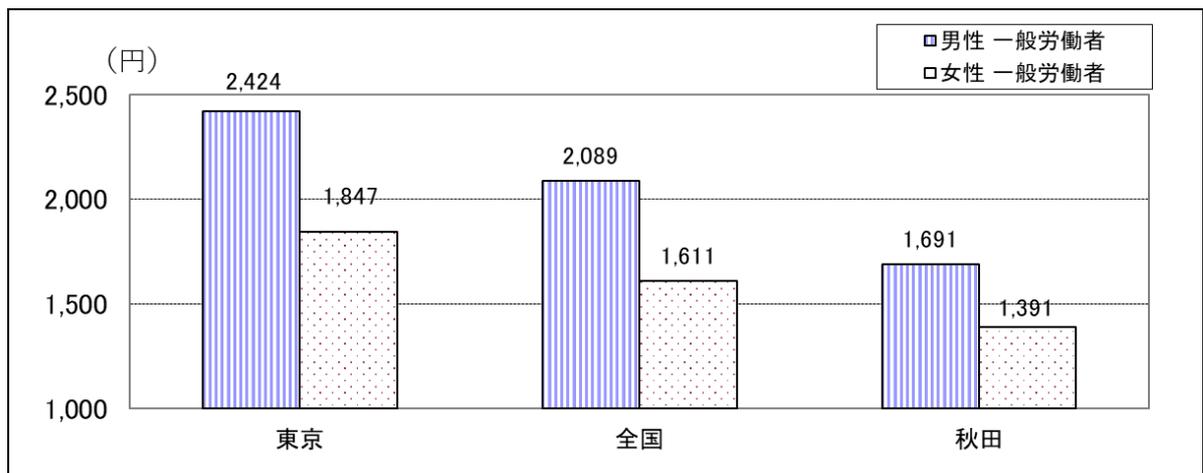
- (1) 当県の賃金水準は全国低位にあり、こうした賃金水準をはじめとする厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因であるほか、女性や若者などの人材流出にもつながっています。
また、長引く原油価格・物価高騰等が、県民生活にも大きく影響を及ぼしており、物価上昇分を加味した賃金の引き上げは必要不可欠です。
- (2) 当県では、「新秋田元気創造プラン」において、賃金水準の向上を「選択・集中プロジェクト」に位置づけ、労働生産性や県内就業率の向上により1人当たり県民所得を押し上げることで、首都圏等との賃金水準格差の縮小を図ることにしています。
- (3) 令和6年度の当県の最低賃金は、過去最大の引き上げ額となりましたが、依然として首都圏との格差が解消されていないほか、近年、経済的根拠が曖昧な地域間の過熱した上積み競争により金額が決定される傾向が顕著と

なっていることから、全国一律の最低賃金の実現に向けて、抜本的な制度改正を早急に講じる必要があります。

- (4) 最低賃金の引き上げに取り組む中小企業を支援するため、「業務改善助成金」の支給要件が緩和されたところですが、賃上げしやすい環境づくりを進めるため、生産性の向上や経営の安定化に向けた支援制度の更なる強化も併せて行う必要があります。
- (5) いわゆる「年収の壁」の解消に向けて、国では「年収の壁・支援強化パッケージ」を時限的な措置として実施していますが、最低賃金の引き上げを世帯収入の増加につなげるためには、所得税の扶養控除や社会保険の加入要件のあり方など、税制や年金制度の改革を確実に進めることが必要です。

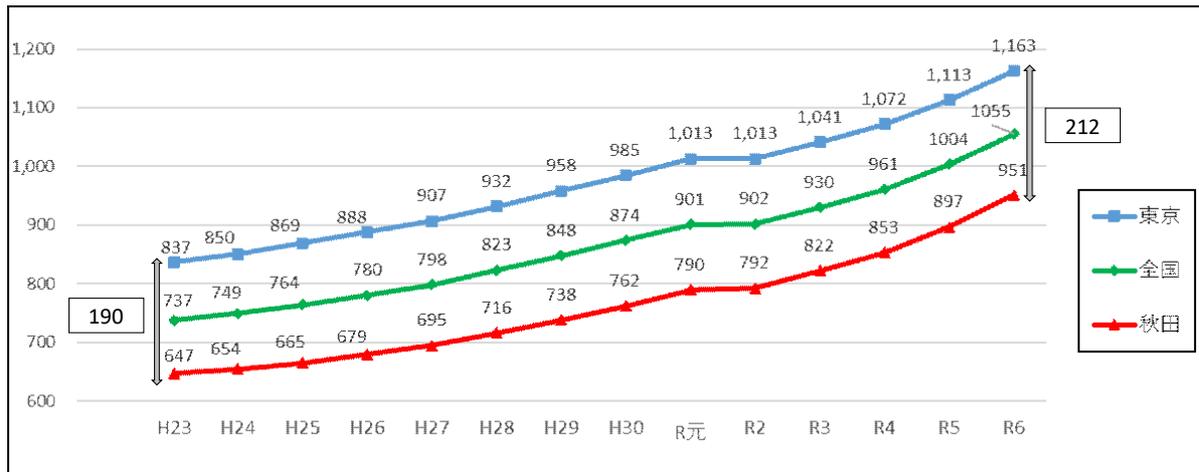
【参考資料】

1 1時間当たり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 地域別最低賃金の決定方法及び問題点

- ・地域別最低賃金については、中央最低賃金審議会からの目安額を参考に、地方の最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、都道府県労働局長が決定している。
- ・最低賃金の格差是正に向けて、各都道府県に適用される目安のランクについて、4区分から3区分への見直しが行われたほか、令和6年度には各区分の目安額が同額とされたが、依然として地域間の格差解消にはつながっていない。
- ・都道府県ごとに決定する現行の方式では、同ランクや隣県等との差を意識し、下位を避けようとして金額を決定する傾向が顕著に見られる。

4 最低賃金改定に伴う問題点

- ・厚生労働省の統計を基に国や民間のシンクタンクがまとめた資料によると、近年、最低賃金近傍で働く短時間労働者は全国的に増加傾向にある中、所得税の非課税等の限度内に収入を抑えるため就業時間を調整するなど、時給が上昇すると労働時間が減少するという傾向が見られ、その結果、年収は僅かな増加にとどまっている。

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ カーボンニュートラルへの挑戦

Ⅲ-1 カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業・木材産業関連予算の確保について

農林水産省大臣官房、林野庁

【要望の内容】

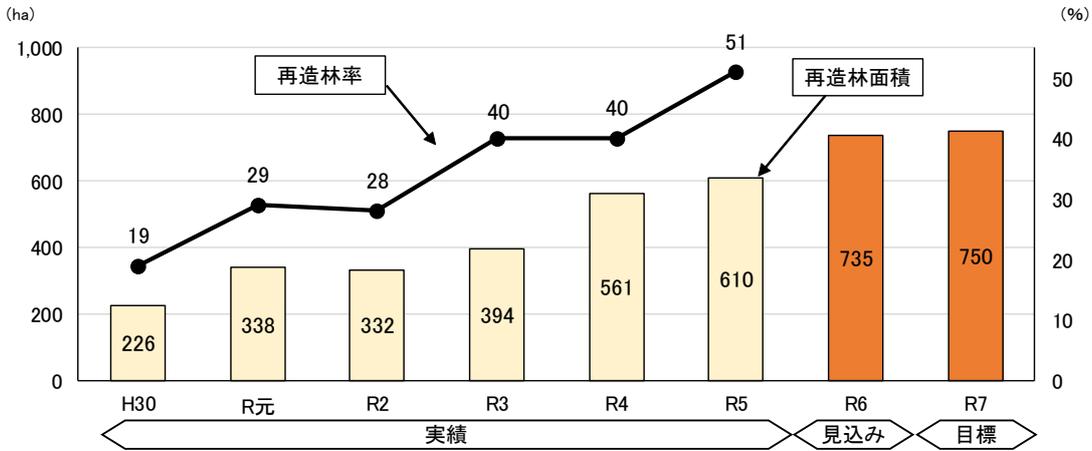
- (1) 森林資源の循環利用による林業成長産業化の推進と、カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「森林整備事業」や「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」、「花粉症解決に向けた総合対策」の予算を十分に確保すること。
- (2) 今後の森林施業を担う新規就業者の確保や、森林・林業に関する高度な知識と技術を有する人材の育成に向け、「森林・林業担い手育成総合対策」の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

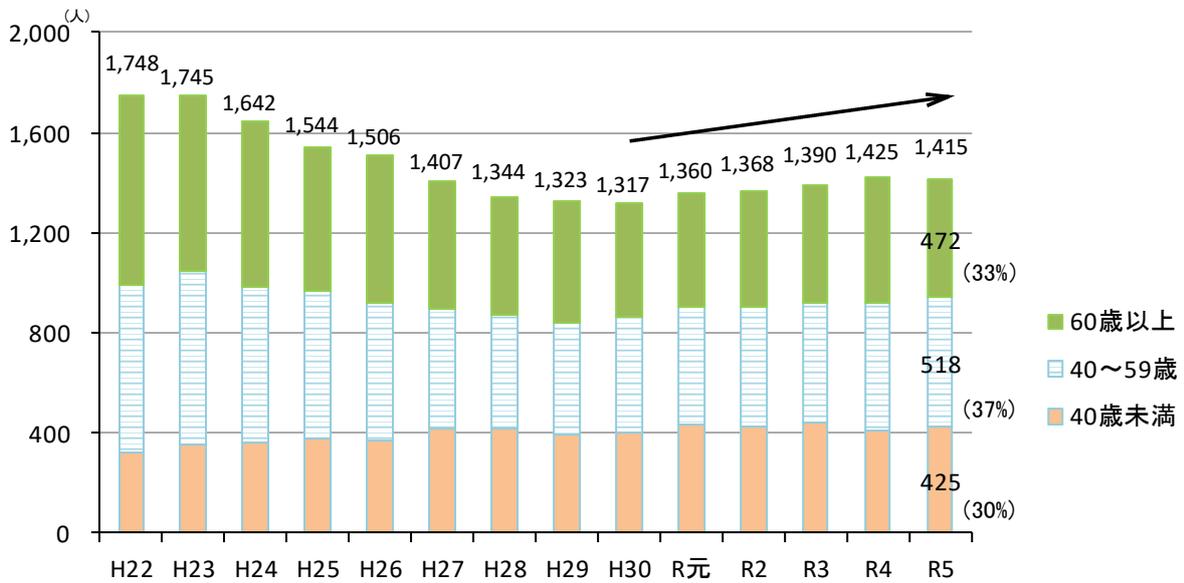
- (1) 当県では、2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、県政の運営指針である「新秋田元気創造プラン」において、森林資源の循環利用により、林業・木材産業の成長産業化と森林の多面的機能の持続的な発揮の両立を目指しています。
- (2) 適切な森林整備は、CO₂吸収機能向上や花粉発生源対策、さらには、地域経済の活性化や雇用の創出につながるため、間伐や主伐後の再造林、林道整備等の公共事業予算の確保が必要です。
- (3) また、低コストで安定的な木材生産・流通体制を構築するため、路網整備や高性能林業機械等の導入、木材加工施設の整備に必要な予算を確保することが重要です。
- (4) 森林施業の低コスト・省力化に対応できる人材の育成が急務であり、林業への就業を希望する者の経済的負担を軽減し、秋田林業大学校で質の高い研修を安心して受講できるよう、「緑の青年就業準備給付金事業」による継続的な支援が必要です。

【参考資料】

1 再造林の実績と目標



2 林業従事者数の推移



3 路網と原木搬出



4 秋田林業大学校の実習



(担当課室名 農林水産部林業木材産業課、森林資源造成課、森林環境保全課)

Ⅲ-2 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について（拡充）

内閣府総合海洋政策推進事務局
総務省自治税務局
経済産業省大臣官房、イノベーション・環境局
資源エネルギー庁
国土交通省港湾局

【要望の内容】

- (1) 洋上風力発電の導入を促進するため、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下「再エネ海域利用法」という。）に基づく促進区域の拡大に向け、都道府県から提供される候補海域の情報を踏まえ、「有望な区域」としての整理を速やかに行うこと。
- (2) 地域活性化やエネルギー利用の効率化等に資する再生可能エネルギーの地産地消に向けて、卒FIT電源の活用促進や、FIP制度の対象拡大・移行促進など、再生可能エネルギー発電事業者が地域で発電した電力の一定量を地域内に供給するために行う取組を促進すること。
また、民間企業等が行う再生可能エネルギーを活用した自家発電設備の導入に対する支援の充実を図ること。
- (3) 洋上風力発電の導入が進む地域や当該地域の基地港湾を中心とした関連産業のサプライチェーン構築に向けて、発電施設の大型化を踏まえた設備投資に対する支援の充実を図ること。
- (4) 県内に事業所等を有しない法人の風力発電施設等について、立地する都道府県において周辺環境整備等の行政サービスを受けていることから、法人事業税の分割基準の対象とすること。
- (5) 発電量の大幅な増加に伴う大消費地への送電を視野に、風力発電を電源立地地域対策交付金の交付対象に加えること。
- (6) 洋上風力を始めとする再生可能エネルギーの導入に関する住民の理解が深まるよう、再エネ海域利用法第4条第3項の規定に基づく広報活動その他の普及啓発に関する取組の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 「洋上風力の産業競争力強化に向けた官民協議会」が令和2年12月に

示した「洋上風力産業ビジョン（第1次）」（以下「ビジョン」という。）は、洋上風力発電について、2040年までに浮体式を含む3,000万kW～4,500万kWの案件の形成を目標として掲げています。

その達成に向けて、洋上風力発電の案件の形成を更に加速するためには、候補海域に関する情報提供を行う都道府県の意向を尊重しながら、「有望な区域」として整理するための所要の手續を速やかに進め、早期の促進区域化を図る必要があるものと考えます。

- (2) 平成24年度のFIT制度の開始から12年が経過し、今後、卒FIT電源の増加が見込まれることから、その継続的な活用が課題となっています。

また、令和4年度から開始されたFIP制度では、発電事業者と小売電気事業者による相対契約が可能となりましたが、特に再エネ海域利用法に基づき洋上風力発電を行う事業者は、地域共生策として、発電した電力をFIPにより直接地域に供給する取組が求められています。

さらに、炭素国境調整措置の導入が欧米で検討されているほか、国内でもサプライヤーに脱炭素に関する情報開示を求める大企業が増加するなど、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けたCO₂フリー電力の活用への動きが世界的に加速しています。

- (3) ビジョンにおいて、洋上風力関連産業の立地・集積等による地域経済の活性化や雇用創出を図るものとされている中で、一般海域における導入においては発電施設の大型化が見込まれており、重量や部品数量の増加に対応した設備投資が求められるものと考えます。

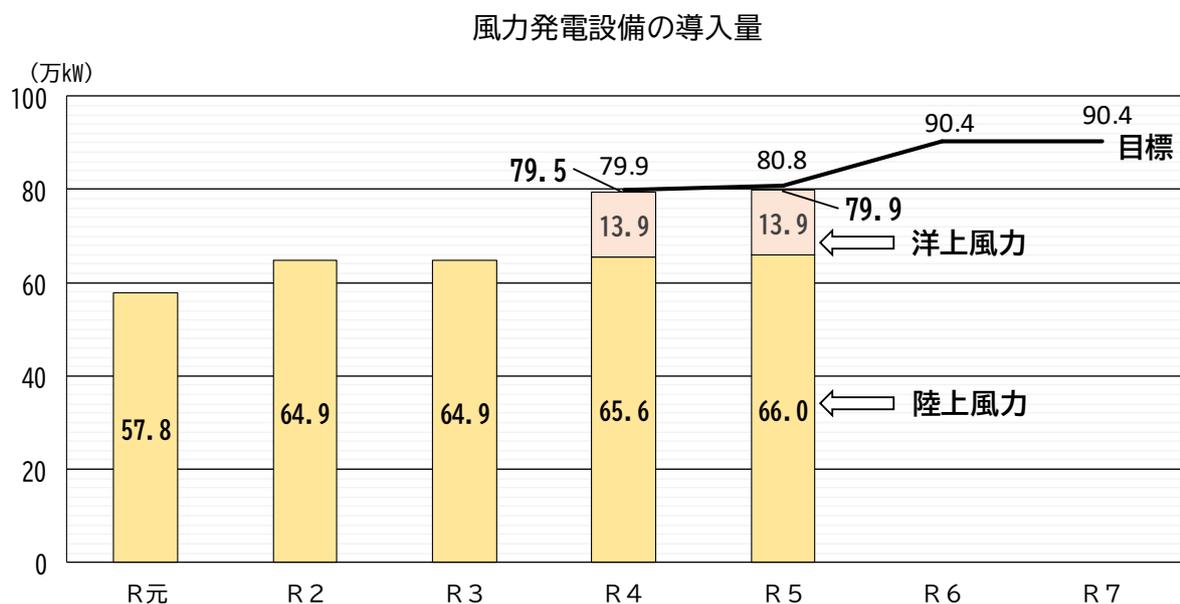
また、港湾法に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾（基地港湾）である秋田港及び能代港を擁する当県は、両港湾内において、国内初となる本格的な洋上風力発電所が稼働しているほか、再エネ海域利用法に基づき、4海域において大規模な洋上風力発電の導入が進められているなど、ビジョンで示されている「競争力のあるサプライチェーンの構築」の観点から、関連産業の集積について国内有数の適地であると考えます。

- (4) 県内に事業所等を有しない法人の風力発電設備等の無人の発電施設は、周辺道路の整備・維持管理や災害防止対策等の行政サービスを受けており、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させる観点から、法人事業税の課税対象の見直しを図り、事業所とみなして分割基準の適用対象とすべきと考えます。

- (5) 再生可能エネルギーの主力電源化に向けた課題の一つである送電容量の確保については、国において、海底直流送電網の構築に向けた取組が進められており、今後、洋上風力発電の導入拡大と送電網の整備に伴い、大消費地への送電の増加が見込まれることから、火力発電等と同様に、風力発電を電源立地地域対策交付金（電力移出県等交付金相当部分）の対象とすべきと考えます。

(6) 再生可能エネルギーの導入に関して、景観・騒音等による生活環境への影響、地域経済へのメリットの有無等に関する懸念が一部の住民にあることから、長期的、安定的かつ効率的な再生可能エネルギー発電を実現するためには、環境アセスメントの適切な実施の一方で、政府広報等を通じ、経済社会の健全な発展と国民生活の安定向上に寄与する再生可能エネルギー発電の導入意義について、広く国民の理解を深めていく必要があると考えます。

【参考資料】



秋田県における洋上風力発電の状況(令和6年9月末現在)



(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、総務部税務課、建設部港湾空港課)

Ⅲ-3 カーボンニュートラル拠点の形成に向けた環境整備について

経済産業省大臣官房、イノベーション・環境局
資源エネルギー庁
環境省地球環境局

【要望の内容】

- (1) 全国に先駆けて大規模洋上風力発電の事業化が進む当県において、洋上風力発電事業者による水素サプライチェーンの構築に向けた取組を後押しするとともに、当県沖において実施されるCCS事業を生かしたメタネーションの推進を見据えながら、水素供給の拠点化に取り組むこと。
- (2) 再生可能エネルギーの主力電源化を見据え、石油製品の適切な備蓄に加え、秋田国家石油備蓄基地のタンクにおける水素貯蔵の可能性について検討すること。
- (3) 浮体式を含む洋上風力発電の導入や、当県での揚陸が検討されている海底直流送電線の敷設、当県沖におけるCCS事業等の複数の事業が海域及び港湾を重複して利用することが想定されるため、円滑な推進に向けて、関係漁業者の負担軽減や事業者間等の調整について、国が主体的に取り組むこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 再生可能エネルギーについては、発電所建設適地の偏在や、出力変動が課題になっています。

このため、現在、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証が進められています。

当県は、洋上を含め、国内有数の風力発電適地であり、当県沖の海域を利用する洋上風力発電事業者による水素社会の実現に向けた取組の実施が期待されているほか、今般、CO₂の貯留に適した地層が卓越している当県沖を貯留エリアに含む民間事業の取組が国の先進的CCS事業に採択されるなど、水素とCO₂からメタンを合成するメタネーションを効果的に行うための条件が整っています。

(2) 水素サプライチェーンの構築に向け、製造した水素の大量貯蔵が課題となっていることから、化石燃料から水素エネルギーへの転換の加速化を見据え、秋田国家石油備蓄基地のタンクの有効活用等について検討していく必要があると考えます。

(3) 当県では、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律に基づき事業化が進められている4海域よりも沖合の海域への着床式・浮体式の導入に向けた調査・検討に着手しているほか、グリーンイノベーション基金による浮体式実証事業の当県沖における実施も決定しています。

こうした海域は、当県以外の漁業者も利用している可能性があり、その特定や所要の調整を都道府県が行うことは煩雑かつ非効率であるほか、特に浮体式は、その構造上、漁業者が操業できない海面下の占有面積が着床式よりも拡大することから、漁業への支障を懸念する声が高まりつつあります。

また、洋上風力発電設備の建設や先進的CCS事業におけるパイプラインの設置など、当県の海域における複数事業の本格化に伴い、海域や港湾の利用について、関係事業者間の所要の調整を図る必要があります。

【参考資料】

各事業のスケジュール(予定)

年度	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)	2030 (R12)	
洋上風力発電								
八峰町、能代市沖		陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2029年6月)		
能代市、三種町、男鹿市沖		陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2028年12月)		
男鹿市、潟上市、秋田市沖	陸上工事	洋上工事			●運転開始 (2028年6月)			
由利本荘市沖		陸上工事	洋上工事				●運転開始 (2030年12月)	
浮体式実証事業 (秋田県南部沖)	環境評価・設計・製作等					●運転開始 (2029年秋頃)		
先進的CCS事業	環境影響評価 ・試掘等			掘削・設備建設工事等				●貯留開始
海底直流送電線	●公募要綱決定		※6~10年程度の整備を想定					●事業実施主体の決定

(担当課室名 産業労働部クリーンエネルギー産業振興課、
生活環境部温暖化対策課、
農林水産部水産漁港課、建設部港湾空港課)

IV 新たな時代に対応したデジタル化の推進

IV-1 DX（デジタル・トランスフォーメーション）の加速化について

内閣府地方創生推進事務局
デジタル庁
総務省自治行政局、総合通信基盤局
経済産業省商務情報政策局

【要望の内容】

- (1) DXの基礎となる5Gなどの無線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とし、地域格差が生じることのないよう国の責任において通信事業者による整備を促進すること。
- (2) 市町村を含めて地方行政のデジタル化を推進するため、基幹業務システムのみならず、財務や決算統計等の内部管理事務に関するシステムを標準化の対象にするとともに、標準化する各システムの統合・見直しに対しては、十分な予算を確保し継続的に支援すること。
- (3) 先進技術を活用してDXを推進する人材の確保・育成に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (4) 中小企業等が生産性向上や競争力強化を図るため、デジタル化に対応し、業務の変革ができるよう、技術的・財政的支援を一層強化すること。
- (5) 人に優しいデジタル社会の実現を目指し、国民誰もが身近なところで、デジタル技術の活用に関する相談や学習を行うことができる体制・環境の整備を加速するとともに、当県が独自に進めるデジタルデバイドの解消に向けた取組について、財政的支援を行うこと。
- (6) 複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、情報セキュリティ対策の強化に向けた技術的・財政的支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県DX推進計画」において、県民一人ひとりがそれぞれのニーズに合ったサービスを選択することができる社会の実現に向け、行政、産業、くらしの各分野を施策の柱とし、これらを支える環境基盤の整備を図りながら、官民一体となってデジタル化やDXを推進することにしていきます。

国では、昨年12月に改訂した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」において、引き続きデジタル基盤の整備を地域のニーズに即してスピード感を持って推進することにしており、光ファイバ等の有線ブロードバンドサービスをユニバーサルサービスの対象とするなど地方のデジタル基盤の整備が進められているところですが、5Gなどの無線ブロードバンドサービスは不採算地域では民間事業者による整備が進んでいない地域が存在しており、大都市圏に比べて収益性が低い地方において、5Gなどの無線ブロードバンドサービス整備の遅れが懸念されます。

- (2) 地方行政のデジタル化を進めていく上では、地方公共団体の財務や決算統計、予算編成等、共通の内部管理事務に関するシステムについても、統合やクラウドへの移行が必要ですが、これらを各団体が個別に行うことは多大な経費を伴うとともに非効率であることから、標準化を図る必要があります。

- (3) デジタル技術やデータ分析に関する知識や能力を有し、先進技術を活用してDXを推進する人材については、地方公共団体はもとより、製造業や商業・サービス業をはじめ、農業や建設業などあらゆる分野において必要性が高まっています。

デジタル人材は首都圏等の大都市圏に集中する傾向があることから、当県では、新規学卒者やAターン求職者を対象としたマッチングや、センシング技術等を活用したソリューションを自社で内製化するための実践研修など、デジタル人材の確保・育成対策を一層充実させていく必要があります。

- (4) 県内には、費用負担や人材不足等の課題により、デジタル技術の導入が進んでいない企業もあることから、産学官で構成する「秋田デジタルイノベーション推進コンソーシアム」を活用し、デジタル化を促進する取組を行っています。

今後、製造業や商業・サービス業など様々な分野において、AIやVR

等の先進技術や多様なデータの活用を積極的に進め、産業の活性化や地域課題の解決につながる先進事例を創出し、横展開を行うなど、生産性の向上と競争力の強化を図っていく必要があります。

- (5) 全国的に最も高齢化が進んでいる当県では、デジタル機器に不慣れな方が多いことから、デジタルリテラシー向上に向けたスマートフォンの操作体験会の開催や、地域で寄り添いながら支援するデジタル活用サポーターの育成に取り組んでいます。

しかしながら、高齢者のデジタル機器に対する苦手意識や取組の周知不足のため、参加状況が思わしくなく、取組が計画どおりに進んでいないことから、国や市町村、民間事業者等と連携し、早急に推進していく必要があります。

- (6) 中小企業や病院等へのランサムウェアによるサイバー攻撃を受ける事案が多数発生するなど、情報セキュリティに関する危機管理の重要性は高まっています。

当県では、東北各県や新潟県等と共同で情報セキュリティクラウドを運用するなど、セキュリティ対策を強化していますが、日々複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、最新の環境を整備していく必要があります。

特に、中小企業等においては、危機管理意識に温度差があることに加え、コストやノウハウの不足から、セキュリティ対策の遅れが懸念されます。

(担当課室名 企画振興部デジタル政策推進課、
産業労働部産業政策課デジタルイノベーション戦略室)

V 地方創生の推進及び地方の財政基盤の充実・強化

V-1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局
総務省自治行政局、自治財政局
文部科学省高等教育局

【要望の内容】

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、大都市部における人口集中の負の側面が浮き彫りとなり、若い世代を中心に地方への関心が高まっていたものの、コロナ禍からの正常化に伴い、近年は再び東京圏への一極集中が加速し、更なる人口減少が危惧されているところである。

このような動きを捉えつつ、東京一極集中を是正し、真に地方創生を実現するため、国がリーダーシップを執って、持続的な発展に向けた国家的戦略を打ち出し、地方の特徴を生かした取組を後押しして、地方への人材の定着・還流を図るための抜本的な対策を講じること。

また、人口減少下においても地域の活力を維持するため、県と市町村あるいは市町村相互が連携して行政サービスを維持する取組等に対して支援の充実を図ること。

《地方創生の取組への支援等》

- (1) 若者の県内定着・回帰や移住・定住の促進、「関係人口」の創出・拡大など、地方の実情に応じた取組を加速するため、地方創生関連の交付金について、引き続き十分な予算額を確保すること。

また、交付金を活用した事業における対象経費の制約等の見直しを行うなど、自由度の高い制度とすること。

《地方への人の流れの拡大》

- (2) リモートワークやワーケーションなど、多様な働き方の普及を地方への人の流れの拡大に着実に結び付けていくため、地方が独自に行う移住・定住の促進や関係人口の拡大に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

また、地方への新たな人の流れの創出及び地域力の維持・強化にかかる担い手の確保を促進するため、都道府県が独自に行う地域おこし協力隊の活動の充実や定住・定着に向けた取組に対する財政支援の充実を図ること。

《移住支援金制度の対象要件の緩和等》

- (3) 東京圏からの地方移住及び地方の担い手確保を促進するため、移住支援金制度について、支給対象者の居住・通勤要件及び就業先企業要件の更なる緩和を図るとともに、東京圏からの距離や移動経費に応じて支給額を加算するなど、東京一極集中の是正に、より効果的な制度とすること。

また、令和6年度新設の地方就職学生支援事業については、学生にとって利便性の高い制度とするとともに、令和7年度拡充予定の移転費支援については、学生への早期の周知を図ること。

《これからの時代を担う人材を輩出する地方大学への支援の充実強化》

- (4) 地方大学が、地域の中核的存在として将来にわたり安定的な運営を確保し、それぞれの特色を発揮しながら、これからの時代の担い手となる若者の地方定着や地域産業を支える多様な人材の育成を図るため、地方大学の運営にかかる財政支援の充実を図ること。

また、国においてはデジタル人材育成のため、東京23区の大学定員の規制においてデジタル人材を育成する情報系学部・学科等に限り緩和しており、こうした動きはまさに東京一極集中の是正に逆行するものであり、地方において高度デジタル人材の育成ができる環境整備を一層推進すること。

《地域の活力を維持するための地方公共団体間の協働・連携の取組の支援》

- (5) 人口減少社会においても、行政サービスの水準を維持し、様々な地域課題に対応するため、県と市町村あるいは市町村相互の協働・連携の促進に向け、地方の意見を十分に踏まえながら、必要な財政支援等を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在の「デジタル田園都市国家構想交付金」は、地方創生の取組を深化させるために極めて有効な制度であり、地域再生計画等に基づく継続的な施策展開を図ることができるよう、安定的に予算が確保されることが必要です。

また、同交付金については、現状、移住交流イベントや移住体験ツアーにかかる参加者の交通費への助成や販促物の製作に要する経費などが、個人への給付に当たるとして対象外とされていますが、これらは事業と密接に関連した経費であり、集客・宣伝などの事業効果に影響を与えるものでもあるため、対象経費として認めるなど、地方の実情に応じて活用しやすい制度にする必要があります。

- (2) 当県では、コロナ禍を契機としたりリモートワークやワーケーションなどの多様な働き方の普及を地方への人の流れを拡大する好機と捉え、人材誘致という視点による移住の拡大を図るため、首都圏企業等に対するPR活動や、当県独自のオーダーメイド型支援制度の提案による個別企業に対す

る誘致活動を展開していますが、こうした取組を集中的に展開するため、従業員の移住関連経費等を交付金の対象とするなどの財政支援が必要です。

また、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域力の維持・強化を図るためには、担い手となる人材の確保が重要な課題となっており、地域おこし協力隊の受入れや定着支援は重要な方策であると考えます。

当県では、地域おこし協力隊の活動の充実や、定住・定着を図るため、市町村を越えた広域的な枠組を活かし、隊員OB・OGとの連携により、現役隊員向けの研修・交流会や相談サポートを独自に実施していますが、こうした取組を継続して行うため、特別交付税措置の対象とするなどの財政支援が必要です。

- (3) 「移住支援金」については、対象となる移住者・法人にかかる要件が厳しいため、その支給実績は増加傾向にあるものの、令和5年度は68世帯、令和6年度も7月末時点で34世帯にとどまっている状況です。

これまで、令和元年度には支給対象者の居住・通勤要件や就業先企業要件の緩和などの一部改正が行われ、令和3年度からは、それまでの業務を引き続きテレワークで行う移住や、市町村が関係人口として認める移住などに対象が拡大されましたが、居住・通勤要件については、直近1年以上連続かつ通算5年以上の東京23区への在住又は通勤が要件とされているなど、いまだ緩和が不十分であり、就業先企業要件についても、みなし大企業が除外されていること等により、地域経済牽引の中核となる企業規模が大きい誘致企業が対象外となるケースがあるなど、要件の更なる見直しが必要です。

また、総務省が公表した2023年の人口移動報告によると、東京圏への「転入超過」がコロナ禍以前の水準に近づくなど、東京一極集中が再び加速しています。

移住支援金は、移住に要する平均的な費用を想定して支給額が定められているとされていますが、当県については、東京圏近郊エリアと比較して、距離等により、移住に必要な経費がかかり増しになることから、そのような地域には増額をするなどして、移住へのインセンティブを更に高めていく必要があります。

さらに、学生の地方移住を促進するためには、令和6年度新設の「地方就職学生支援事業」において、勤務地が確定した後の申請を可能とすることや、5年以内に転入市町村から転出した場合においても、県内に継続して在住する場合は返還を免除することなどの要件の緩和が必要であるとともに、令和7年度拡充予定の移転費への支援の詳細について、学生への早期の周知が必要です。

- (4) 近年、当県の大学においては、国の交付金を活用した、国立大学と公立大学の共同によるシステム思考のエンジニアや、スマート農業人材の育成に向けた取組が実施されています。

地方大学が、これからの時代を担う多様な人材を育成・輩出していくためには、国公立を問わず、大学経営の基盤となる財源についても国がし

っかりと支援しながら、地方創生に向けた取組を力強く後押ししていく必要があります。

また、国では、令和6年度から、デジタル人材の育成に関して、東京23区における大学定員の規制を緩和しており、東京一極集中に拍車をかける懸念があります。

当県の大学においては、情報工学やデータサイエンス等の教育の充実を図っているほか、ICT・データサイエンスを専門的に学ぶ新学部の開設を目指すなど、デジタル人材の育成に向けた取組を強化しており、高度なデジタル人材を育成できる環境整備の一層の推進が必要です。

- (5) 全国最速のペースで人口が減少している当県において、今後とも行政サービスの水準を維持し、地域課題に対応していくためには、県と市町村あるいは市町村同士が協働・連携して取り組むことが必要であり、自治体間の多様な連携体制を構築することが喫緊の課題となっています。

昨年度開催した外部有識者会議からも「市町村との一体的な連携」等について、実施可能なものから速やかに着手するよう提言をいただき、中長期的な視点で具体的な取組を進めています。

当県では、「秋田県・市町村協働政策会議」等において、県と市町村の共通課題の克服に向けて協議を進めており、昨年11月には、県・市町村・民間企業の共同出資により、全県域で生活排水処理事業の事務の補完と技術の継承を担う広域補完組織を全国で初めて設立し、本年4月からサービスの提供を開始したところであり、こうした取組を一層推進していくためには、国の支援が必要です。

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課、高等教育支援室、
移住・定住促進課
総務部行政経営課、企画振興部市町村課)

V-2 地方の税財政基盤の充実・強化について（拡充）

総務省自治財政局、自治税務局
財務省主計局

【要望の内容】

- (1) 本年7月の大雨災害からの復旧に要する経費が多額に上ることから、特別交付税の配分に当たって特段の配慮を行うこと。
また、大規模災害が連続して発生し、復旧工事が膨大で被災年度の発注が困難な場合には、翌年度も現年補助災害復旧事業債と同等の措置の適用を可能とするなど柔軟に運用すること。
さらに、大雨災害を受け実施する治水対策には一定の年数を要することから、時限措置となっている緊急浚渫推進事業債と緊急自然災害防止対策事業債の事業期間を延長すること。
- (2) 令和7年度の地方財政計画の策定に当たっては、住民に身近な行政サービスを安定的・持続的に提供した上で、地域の実情に応じた取組を進めていくことができるよう、一般財源総額を確保すること。
特に、全国的な賃上げの動きに対応して、今後も地方公務員給与の引き上げが想定されるほか、教員の処遇改善に向けて教職調整額の引き上げなどが検討されていることから、必要となる人件費を地方財政計画の歳出に適切に計上し、必要な一般財源を増額すること。
- (3) 「こども・子育て支援加速化プラン」により、国が全国一律で行う施策については、地方公共団体の財政力に応じて、地域間格差が生じることのないよう、国の責任と財源において必要な措置を講じること。
また、地方が地域の実情に応じてきめ細かに取り組む少子化対策について、各団体の創意工夫が活かせるよう、地方財源を確実に確保すること。
- (4) 地方交付税については、「地方固有の財源」であり、総額の確保はもとより、地方交付税制度の本来のあり方を十分に踏まえた機能の維持・充実を行うこと。
また、「地域社会再生事業費」及び「デジタル田園都市国家構想事業費」について、条件不利地域の実情を踏まえた現在の算定方法及び算定額を維持すること。

- (5) 公共施設等の老朽化対策をはじめ適正管理を推進する「公共施設等適正管理推進事業債」について、事業期間の延長を行うほか、公用施設への対象の拡大を図るなど、より弾力的で柔軟な運用や拡充等を検討するとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
- (6) 東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方公共団体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
また、電気・ガス供給業に対する収入金額課税制度については、地方税収を安定的に確保する等の観点から、これを堅持すること。
さらに、県内に事業所等を有しない法人の風力発電施設等について、立地する都道府県において周辺環境整備等の行政サービスを受けていることから、法人事業税の分割基準の対象とすること。
- (7) 個人住民税における基礎控除等の引き上げや、揮発油税及び軽油引取税にかかるいわゆるトリガー条項の凍結解除が行われた場合には、地方財政に大きな影響が生じることから、地方の安定的な住民サービスの提供に支障が生じることのないよう、十分に考慮し対応を検討すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年7月の大雨災害は農林水産関係の被害額は過去最大となり、被災した土木施設の応急復旧や国庫補助制度の対象とならない農地・農業用施設の復旧支援、小規模事業者の事業継続に向けた支援など、復旧に多額の一般財源負担を要していることから、特別交付税による支援が必要です。
また、当県では、一昨年8月と昨年7月にも大雨災害が発生するなど、3年連続で大規模災害に見舞われ、必要な土木施設等の復旧工事が非常に多くなっています。引き続き現年災害復旧事業債だけでなく、過年度災害復旧事業債で対応せざるを得ない状況が続いています。
大雨災害の発生により、復旧経費だけでなく、抜本的な治水対策など防災・減災に要する費用負担も非常に大きくなっていることから、被災した自治体に対しては、手厚い地方財政措置が必要です。
- (2) 地方公共団体が、人口減少対策はもとより、賃金水準の向上やDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、脱炭素社会の実現、国土強靱化のための防災・減災対策などの重要課題に責任を持って取り組み、地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に提供していくためには、地方交付税をはじめとして、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額の

確保・充実が必要です。

また、今年度の人事院勧告では30年ぶりの高水準のベースアップとなり、かつ月例給・一時金ともに3年連続の増勧告となりましたが、当県においても賃上げの動きに対応して人事委員会勧告がなされており、今後も職員給与の引き上げが想定されます。地方公務員給与は地域経済にとっても重要であるため、人件費の財源確保が必要です。

さらに、学校における働き方改革の推進や学校教育を担う人材の確保は当県にとっても重要な課題であります。骨太方針2024において、教職調整額の引き上げなどの検討と教員の処遇の抜本的な改善が示されていることから、これを進めるにあたっては地方の負担増に対応する財源の確保が必要です。

- (3) 国内の令和5年の出生数は統計開始以来、初の75万人割れとなり、当県においても出生数が過去最小の3,700人割れとなるなど、全国的に少子化が加速しており、早急な対策が求められています。

当県では、少子化の大きな要因である若者の転出超過の抑制に向けて、企業と連携した新たな奨学金返還助成制度を創設したところですが、ピーク時には約1.1億円の一般財源負担が見込まれています。

また、子どもの医療費助成について、本年8月より、中学生から高校生までの対象の拡大と所得制限の撤廃を行ったことから、約10億円（前年度比約7千万円増）の一般財源負担が見込まれます。

このほか、大卒者等が専門知識を活かして活躍できる環境の整備や女性の就業に向けたサポートの充実、結婚支援など総合的に実施しています。

少子化の克服に向けては、国が全国一律に行う施策と地方が創意工夫を活かして行う施策が組み合わさることで効果的なものとなりますので、必要な地方財源を確実に確保することが必要です。

- (4) 広大な県土を有する一方、経済・財政基盤が脆弱で、人口の急減が大きな課題になっている当県にとっては、地方交付税等の減少が、施策・事業の推進に大きく影響することから、地方交付税総額の確保はもとより、地方公共団体間の財政力格差解消のための財源調整機能の維持・充実も重要です。

こうした地方の声を受けて、「地域社会再生事業費」や「デジタル田園都市国家構想事業費」が地方財政計画に計上されていますが、地方創生や地域社会の維持・再生のためには息の長い取組が必要であり、また、デジタルインフラの整備における都市と地方の格差などにより、地域におけるデジタル化の推進にも一定の期間を要することから、これらの費用の算定においては、条件不利地域に対する継続的な措置が必要です。

- (5) 全国に先駆けて人口減少が進んでいる状況に対応するため、昨年度開催した「人口減少時代における持続可能な行政サービスの提供のあり方に関する有識者会議」（座長：辻琢也 国立大学法人一橋大学大学院法学研究科 教授）の提言を踏まえ、今後、公共施設等の集約化・複合化などを進めていくことにしています。

早急に議論を進めていくことにしていますが、地域の理解を得るには一定の時間を要することから、令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業債」の事業期間の延長による安定した支援制度が必要であるほか、地方機関の抜本的な見直しに対応するため、対象を公用施設へ拡充することも必要です。

- (6) 今後、確実に増嵩が見込まれる医療・福祉等の社会保障や教育、警察といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、東京一極集中の状況や地域間の財政力の格差に留意し、偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系を早急に構築することが必要です。

また、収入金額課税制度については、受益に応じた課税制度として定着しているほか、当県における法人事業税収の1割強に上るなど、地方にとって安定的な財源になっていることから、今後ともこれらの制度の堅持が必要で

す。さらに、県内に事業所等を有しない法人の風力発電設備等の無人の発電施設は、周辺道路の整備・維持管理や災害防止対策等の行政サービスを受けており、企業の事業活動と行政サービスとの受益関係を的確に反映させる観点から、法人事業税の課税対象の見直しを図り、事業所とみなして分割基準の適用対象とすべきと考えます。

- (7) 現在議論されている、所得税や住民税の基礎控除等の引き上げや、揮発油税及び軽油引取税にかかるいわゆるトリガー条項の凍結解除等の地方の収入減となるような取組を実施する場合には、地方の財政運営に影響が出ないよう適切な措置を講じる必要があります。

当県においては、基礎控除等を現在の103万円から178万円に引き上げた場合の個人県民税の減少額は約100億円、トリガー条項の凍結解除による軽油引取税等の減少額は約48億円に及ぶものと試算しているほか、所得税の減収に伴い地方交付税原資が減少することが懸念されます。

また、個人住民税非課税世帯が増加した場合、当該世帯を対象とした行政サービスの歳出拡大等に対しても配慮する必要があります。

(担当課室名 総務部財政課、行政経営課、税務課、
産業労働部クリーンエネルギー産業振興課)

VI 時代の変化を見据えた成長産業の拡大

VI-1 環日本海交流や地域の拠点となる秋田港等の整備促進 について（拡充）

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、港湾局

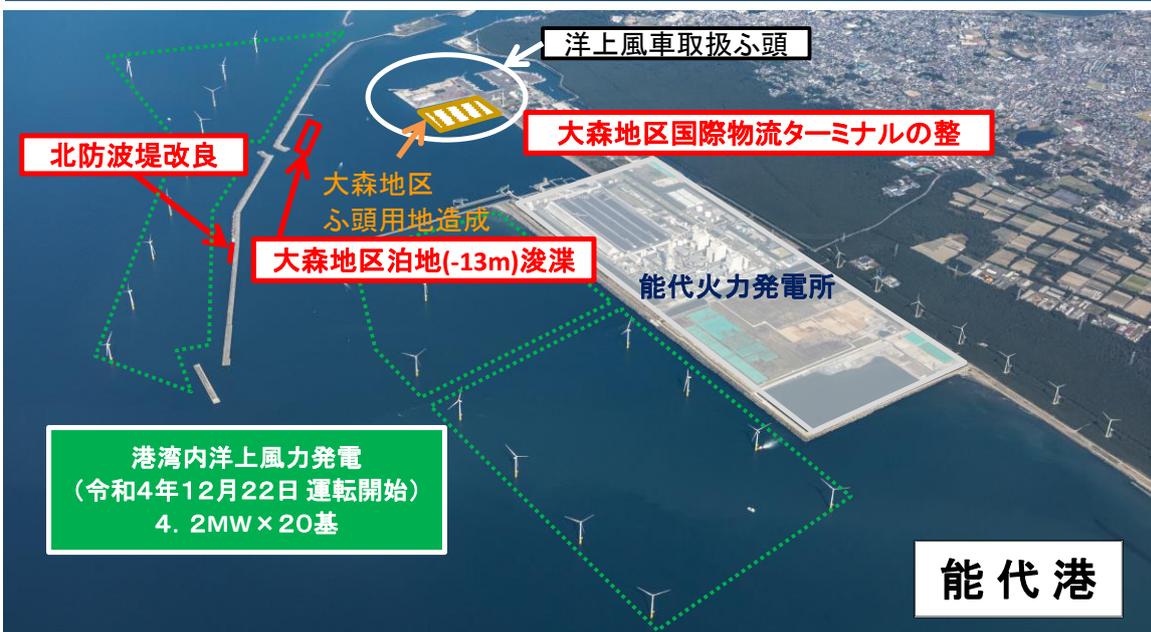
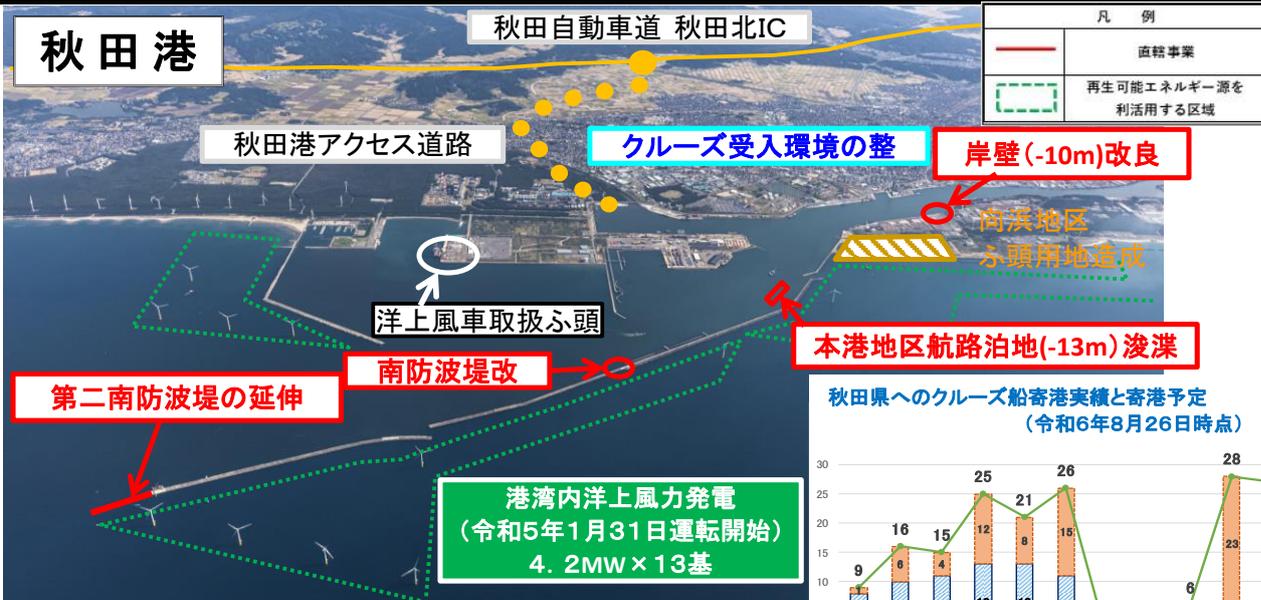
【要望の内容】

- (1) 基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮するとともに、今後、新たな洋上風力発電事業の進展に伴い、風車の大型化等が想定されるため、港湾機能の更なる強化について検討すること。
また、本県沖の洋上風力発電事業の迅速化・効率化を図るため、船川港の活用に向けた施設整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 秋田港、船川港及び能代港において、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、国直轄事業である港湾施設の整備等を促進すること。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港における施設改良や維持管理に必要な予算を確保し支援すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 基地港湾や周辺用地の整備にかかる費用対効果を最大化するため、基地港湾である秋田港及び能代港が継続的かつ最大限に利用されるよう配慮するとともに、岸壁整備をはじめとした港湾機能の更なる強化について検討していく必要があります。
さらに、船川港については、洋上風力発電設備の設置・組立やその後のO&M（運転及び保守）機能を確保するため、新たな港湾施設を整備する必要があります。
- (2) 秋田港、船川港及び能代港では、将来の貨物量や航行船舶の増加等に対応した環境整備が必要となっています。
- (3) 秋田港、船川港及び能代港では、係留施設の老朽化対策や臨港道路の補修など、港湾機能を適切に維持するための整備を行う必要があります。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



(担当課室名 建設部港湾空港課)

VI-2 中小企業・小規模事業者への経営支援の継続について (拡充)

中小企業庁

【要望の内容】

- (1) 人手不足や原材料・エネルギー等の物価高などにより、厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の支援については、今後の経済動向や事業者の実情に応じて、生産性向上・コスト削減に向けた設備投資等による企業の収益力改善や資金繰りの支援など、幅広く手厚い施策を機動的に講じること。
- (2) コロナ関連融資等による過剰債務の負担や、仕入コストの上昇などを要因として、企業倒産が増加傾向にあることを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、経営の安定に向けた保証制度を創設するなどの新たな施策を講じるとともに、返済猶予・条件変更等を含めたアフターケアを金融機関に指導するなど、フォローアップを強化すること。
- (3) 地方公共団体による小規模事業者支援推進事業（自治体連携型補助金（災害時））について、近年の災害の頻発化・激甚化を踏まえ、より多くの事業者の復旧支援に活用できるよう、都道府県に対する補助上限の引き上げや、対象事業者の中小企業への拡大など、制度の拡充を図るとともに、中小企業が防災・減災の事前対策として行う設備投資に対する補助制度を設けること。
また、同事業は復旧に疲弊している事業者が利用するものであることから、事務的な負担の軽減に配慮し、BCP（事業継続計画）策定要件や策定状況の追跡調査等の見直しなど、事業実施にかかるプロセスを簡素化すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、中小企業・小規模事業者は、各種の融資制度や給付金、雇用調整助成金などを活用し、経営を維

持してきたところですが、さらに、人口減少を背景とする構造的な人手不足や原材料・エネルギー価格の高騰等が相まって、企業体力が著しく低下してきています。

- (2) コロナ禍からの回復途上にあつて、コロナ関連融資等による過剰債務の負担や、仕入れコストの上昇などを要因として、本県の倒産件数（令和6年度上半期）は昨年同時期を大きく上回る状況にあります。当県では、中小企業・小規模事業者の経営の安定に向けて、国のコロナ関連保証制度終了後も、借り換え等の資金需要に対応するための県独自の融資制度を創設したところですが、地域経済と雇用の維持を図るためにも、新たな保証制度の創設などにより、資金繰りを支援していく必要があります。
- (3) 近年頻発している豪雨等の自然災害により、地域経済や雇用維持に重要な役割を果たしている中小企業・小規模事業者の被災が増加していますが、コロナ禍や価格高騰などによる経営難に対処するための資金借り入れ等により経営体力が弱まっている事業者が増えており、早期復旧及び事業の継続を促進するためには、復旧費用に対する補助制度の充実が必要です。

また、企業の防災・減災の事前対策を支援するため、当県では今年度、中小企業が事業継続計画（BCP）等に基づき行う災害対策設備導入等に要する経費に対する助成制度を設けたところであり、国においては、事業継続力強化計画に基づく設備投資にかかる税制優遇措置を実施しているところですが、近年の自然災害の頻発を踏まえ、より広く企業の防災対策を促進する観点から、防災対策のための設備投資に関する国の補助制度を設けることが必要です。

（担当課室名 産業労働部産業政策課）

VII 攻めの農林水産業の振興

VII-1 食料安全保障の強化に向けた対策の充実について

農林水産省大臣官房、輸出・国際局、農産局、
畜産局、経営局、農村振興局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 次期食料・農業・農村基本計画の策定や関連施策の具体化に当たっては、現場の実情を踏まえるとともに、農家が将来に展望を持てるよう実効性を確保すること。
- (2) 生産から流通、加工、販売までの各段階におけるコストを踏まえた価格形成を実現するための仕組みづくりを進めるとともに、食品事業者・消費者等への国産農産物の持続的な供給に対する理解醸成を図ること。
- (3) 人口減少や高齢化の進行に伴い、国内の農産物需要の減少が見込まれていることから、輸出に取り組む産地・経営体を育成するための総合的な支援を強化すること。
- (4) 地域における農地利用のあり方の判断に重要な役割を果たしている「畑地化促進事業」などの畑地化支援については、予算を十分に確保するとともに、現行水準での支援を継続すること。
- (5) 畑地化後の輪作の促進や飼料自給率向上の観点から、子実用とうもろこし等の高栄養な飼料作物について、大豆等との輪作体系に組み込んだ場合に助成を行うなど、生産拡大に向けた新たな支援策を講じること。
- (6) 食料自給率の向上に向け、農山村地域の更なる振興を図るとともに、優良農地が確保され、条件不利農地が面的に利用・保全されるよう対策を講じること。
- (7) 食料安全保障上のリスクに対応していくため、気候変動への適応技術や対応品種などの開発・普及を推進するとともに、年間を通じて主食の需給バランスが確保されるよう対策を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 改正基本法の柱である食料安全保障の強化に向けては、農家が意欲を持って生産に取り組めるよう、生産拡大に向けた対策に加え、輸出の促進や農地の保全など、現場の実情を反映した基本計画が策定され、実効性のある施策を展開していくことが重要です。

- (2) 資材価格の高騰等に伴う生産コストの上昇を、省エネ化や効率化などにより経営全体で吸収する取組に努めていますが、収益性を確保し持続的に経営を発展させていくためには、生産コストを考慮した取引を推進するための仕組みづくりや、食品事業者や消費者といった関係者の理解増進のほか、国産農産物に対する消費拡大を促すことが必要です。
- (3) 当県では、台湾、タイ、シンガポール、香港を中心に、農産物の輸出に取り組んでおり、これまでの現地プロモーション等により輸出額が増加傾向にあります。今後、更なる輸出拡大を目指しています。
- (4) 畑地化を推進するため、用排水系統を踏まえた農地のゾーニングのほか、地権者や土地改良区との調整などを進めていますが、判断に時間を要する地域もあり、こうした地域に不公平が生じることのないよう、現行水準での支援を継続することが重要です。
- (5) 当県では、子実用とうもろこしを組み入れた輪作体系の実証や、イアコーンサイレージ・大豆WC Sの生産・給与実証に取り組んでおり、耕畜連携による飼料作物の生産拡大を目指しています。
- (6) 農山村地域は、安定的な食料供給の観点からも重要な地域であることから、振興策の更なる充実を図るとともに、優良農地の確保はもとより、農家の生産努力だけでは限界がある条件不利農地が農地として保全されるよう、ソバ等の作物の生産を持続的に支えることが必要です。
- (7) 昨今の気候変動による生産の不安定化や需給バランスの変動など、食料安全保障上のリスクへの対策を強化することが必要です。

【参考資料】

新秋田元気創造プラン(2022～2025年度)に掲げる目指す姿

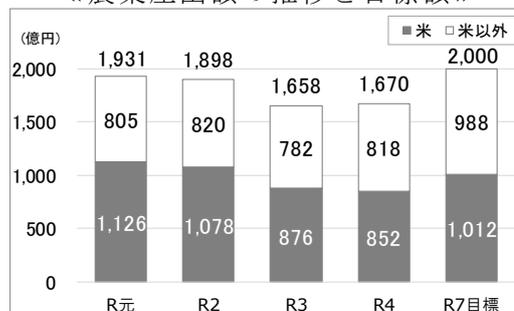
農業の食料供給力の強化

経営力の高い担い手が持続的・効率的な生産体制により本県の広大な農地を最大限に活用して食料供給を担う農業の実現を目指します。

《施策の方向性》

- ① 経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成
- ② 持続可能で効率的な生産体制づくり
- ③ マーケットに対応した複合型生産構造への転換
- ④ 戦略的な米生産と水田のフル活用の推進
- ⑤ 農産物のブランド化と流通・販売体制の整備

《農業産出額の推移と目標額》



(担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課販売戦略室、農山村振興課、水田総合利用課、畜産振興課、農地整備課)

VII-2 農業の持続的発展と国土強靱化に向けた農業農村整備事業等の予算確保について

農林水産省大臣官房、農村振興局

【要望の内容】

- (1) 農業の持続的発展を通じ、食料安全保障の確保を図るため、複合型生産構造への転換に向けた農地の大区画化や排水対策など、農業生産基盤の整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 農業生産活動の継続、農村地域の安全・安心及び農業・農村の多面的機能発揮のため、農業水利施設の保全対策や国土強靱化対策のほか、これら施設の維持管理にかかる地域の共同活動に必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

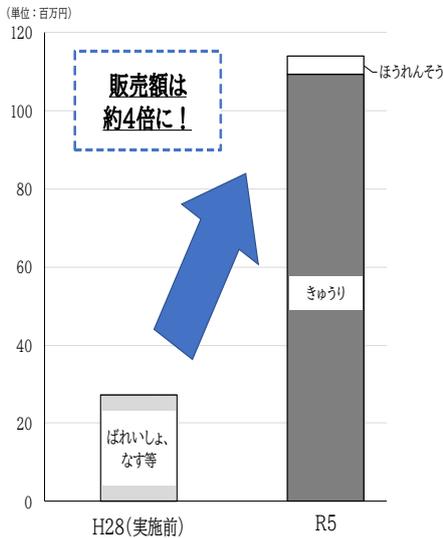
- (1) 当県では、収益性の高い複合型生産構造への転換やスマート農業の普及拡大を図るため、農地集積や園芸振興施策と三位一体で行う「あきた型ほ場整備」を重点的に推進しています。
- (2) スマート農業導入に資する農地の大区画化のほか、需要に応じた農業生産に対応する高収益作物の導入・拡大に向けた排水対策等を推進し、生産性の高い優良な農地を確保することが重要です。
- (3) 農業水利施設の老朽化や人口減少が進む中、農業生産活動を継続していくためには、用水再編や自動化等、省力化につながる施設の更新や補修を計画的に実施し、適切な保全管理を図ることが必要です。
- (4) 当県では、3年連続の記録的な大雨で多くの農地・農業用施設が被災していることから、頻発化・激甚化する自然災害に備え、ため池の防災工事をはじめとする防災・減災対策の推進が強く求められています。
- (5) 地域活動を担う人材不足が深刻化している中、農地や水路等の地域資源を適切に維持・保全していくためには、活動組織の体制強化を図り、継続して日本型直接支払制度の取組を推進していく必要があります。

【参考資料】

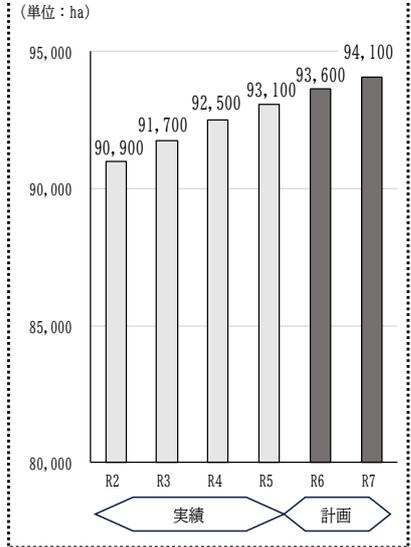
1 「あきた型ほ場整備」の取組と成果

美郷町畑屋中央地区では、ほ場整備に併せて農地集積や園芸施設整備を推進
〔集積率 50% → 90%（7法人等に集積）〕

＜畑屋中央地区における販売額の推移＞



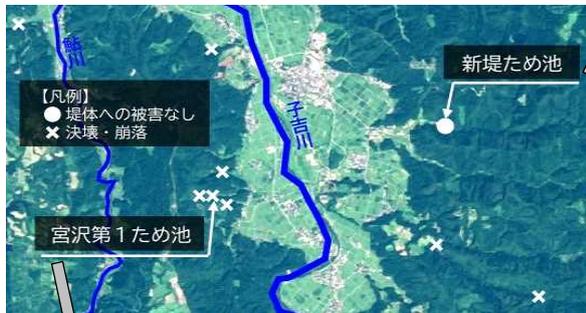
＜【参考】ほ場整備面積（累積）＞



地区の販売額1億円突破! ➡ 「あきた型ほ場整備」がリード!

2 ため池改修による被災の未然防止（令和6年7月大雨）

3年連続で記録的な大雨に見舞われたが、改修済みのため池での決壊・崩落は皆無



＜改修済みの新堤ため池【決壊・崩落なし】（由利本荘市）＞



＜未改修の宮沢第1ため池【決壊】（由利本荘市）＞

ため池の決壊・崩落箇所数（ため池総数2,669箇所）

被災年	未改修	改修済※
R 4	29	0
R 5	22	0
R 6	20	0
計	71	0

※農村地域防災減災事業により改修

3年連続の大雨 ➡ 改修済みため池の決壊・崩落ゼロ!

（担当課室名 農林水産部農山村振興課、農地整備課）

VII-3 農業の競争力強化に向けた取組の着実な推進について

財務省大臣官房、主計局
農林水産省大臣官房、農産局、畜産局、
農林水産技術会議、林野庁

【要望の内容】

- (1) 農業の持続的発展や農畜産物の安定した流通機能の維持に向け、「産地生産基盤パワーアップ事業」や「強い農業づくり総合支援交付金」、「畜産クラスター事業」、「林業・木材産業循環成長対策交付金」の予算を十分かつ継続的に確保すること。
- (2) トマトやリンゴの収穫ロボットの開発など、園芸品目の省力化や生産性向上等に資するスマート技術の研究開発を推進するとともに、土地利用型作目を含めた技術導入にかかる負担軽減について、必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 自然災害の増加や国際的な政情不安など、食料の安定供給に影響を与えるリスクの増大や生産者の高齢化、労働力不足等が進行している中、当県では、農業の成長産業化を一層加速するため、地域農業の拠点となる園芸・畜産の大規模生産団地を整備してきたところであり、出荷量の拡大や新規就農者の確保が図られるなど、着実に成果が現れてきています。
- (2) こうした大規模生産団地や、乾燥調製施設など共同利用施設の整備には「産地生産基盤パワーアップ事業」などを活用し、地域の実情に応じた支援を行うことが重要であるとともに、予算を安定的に確保する必要があります。
- (3) 秋田市卸売市場は当県の青果・水産物・花きの流通における中核的な拠点市場ですが、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するためには、品質・衛生管理と物流・防災機能の強化が必要となっています。
- (4) これまで当県では、省力化や生産性の向上を図るため、スマート技術の実証に取り組んできましたが、今後、担い手不足の更なる進行が見込まれることから、より生産性を高める技術開発に加え、スマート技術の導入に対する支援が必要です。

【参考資料】

1 産地生産基盤パワーアップ事業の実績と計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和5年度実績	秋田市上新城地区、にかほ市馬場・田抓地区、大仙市斉内地区など 計5地区	819	372
令和6年度計画	大館市雪沢地区、由利本荘市松ヶ崎・西目地区、大潟村 計3地区	1,309	586
令和7年度計画	潟上市	175	79

2 強い農業づくり総合支援交付金の計画

(単位：百万円)

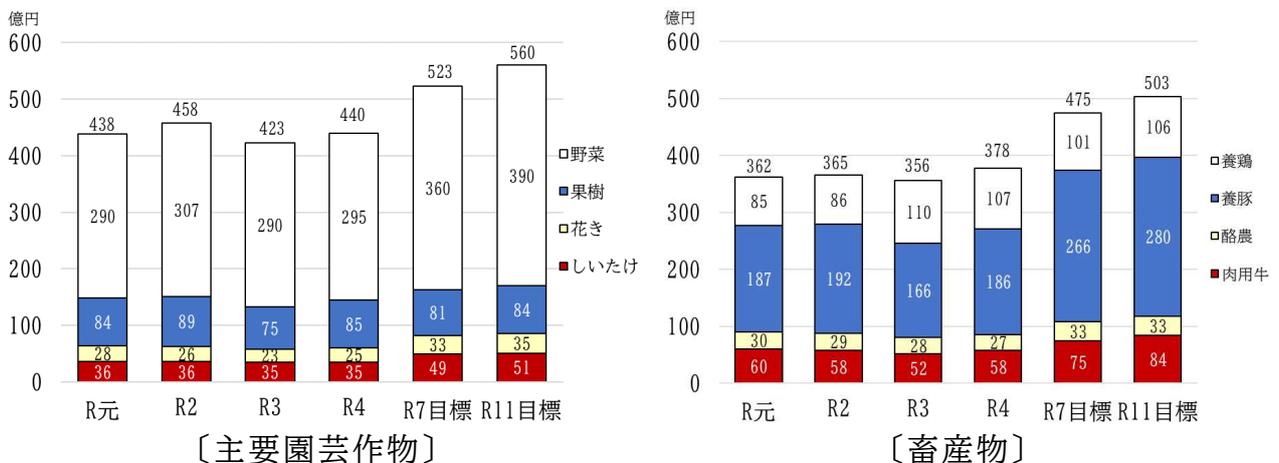
予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和7～12年度	秋田市卸売市場 ※()内は令和7年度分	4,318 (170)	1,439 (56)
令和7年度計画	横手市	300	136

3 林業・木材産業循環成長対策交付金の計画

(単位：百万円)

予算時期等	地区名等	事業費	補助金
令和7年度計画	美郷町	639	290

4 主要園芸作物及び畜産物の産出額の推移 (出典：生産農業所得統計、林業産出額)



(担当課室名 農林水産部農林政策課、農業経済課、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課)

VII-4 担い手の確保・育成と農地集積・集約化の推進について

農林水産省経営局

【要望の内容】

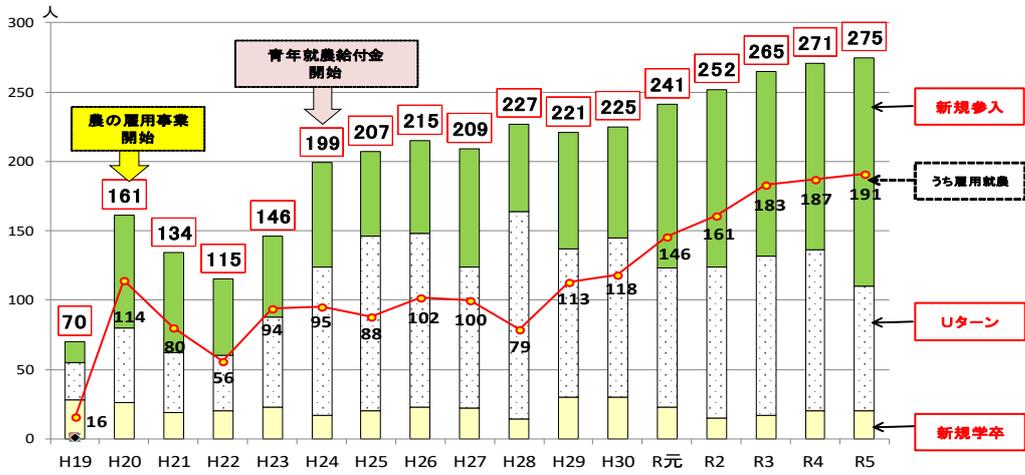
- (1) 「農地利用効率化等支援交付金」や「新規就農者育成総合対策」など、担い手の経営改善や新規就農者の確保・育成に必要な予算を十分に確保すること。
- (2) 農地集積・集約化の設計図となる地域計画（目標地図）については、その実効性を高めていくため、引き続き、各市町村が継続的な見直しを円滑に進められるよう支援すること。
- (3) 農地の再契約や、地域内外からの受け手を掘り起こす過程において中間保有する農地の管理等の業務が増加することが見込まれる中、農地バンクが安定的な運営を行えるよう、「農地中間管理機構事業」の予算を十分に確保し、地方に負担が生じないようにすること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、経営力の高い担い手と新規就農者の確保・育成を進めているところであり、担い手の法人化が着実に進んでいるほか、新規就農者については11年連続で200人以上を確保しており、引き続き継続した支援が必要です。
- (2) 現在、令和6年度末の完了を目指し、地域計画の策定作業が進められていますが、受け手が直ちに見つからないなど、継続的な見直しを行う必要のある農地が多くなることを見込まれるため、来年度以降もノウハウの共有や話し合いの推進に向けた支援が必要です。
- (3) 農地バンクが創設されて10年を経過し、今後は満了を迎えた農地の再契約が増加するほか、受け手の高齢化により再契約に至らない農地や契約満了前に解約となる農地への対応が増加すると見込まれており、業務量に応じた予算が確保されない場合、農地バンク業務への支障が懸念されます。

【参考資料】

1 新規就農者の推移



2 地域計画の策定推進

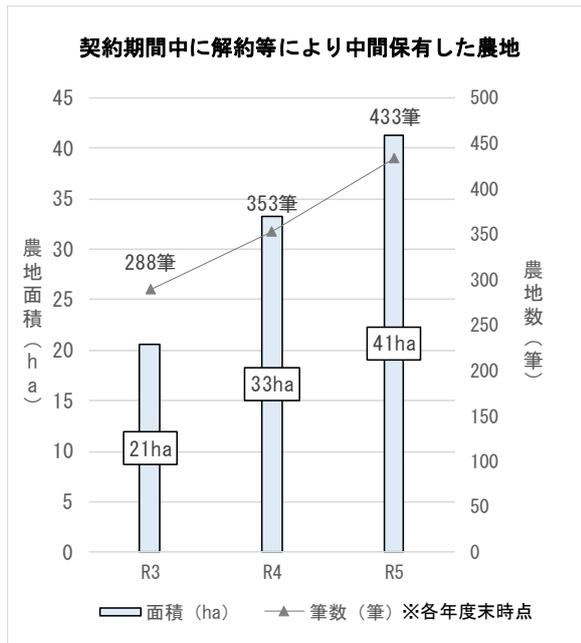
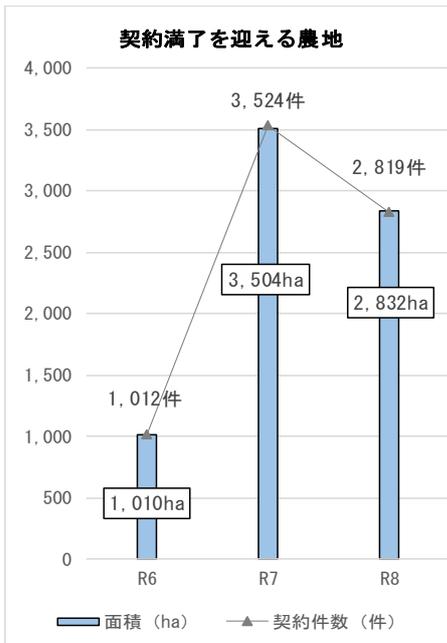


<地域計画策定研修会>



<羽後町大戸・浅井地区での話し合い>

3 農地バンクの業務量増加の背景



(担当課室名 農林水産部農林政策課)

VII-5 水田の収益力強化に向けた取組の推進について

農林水産省大臣官房、消費・安全局、
農産局、農林水産技術会議

【要望の内容】

- (1) 水田における収益力の強化や、地域の創意工夫による産地づくりを推進するため、「水田活用の直接支払交付金」の十分な予算を安定的に確保すること。
- (2) 大豆等との田畑輪換を行う水田については、排水対策や輪作体系の確立など、生産性の向上に向けた取組を支援するとともに、平場での作期分散や中山間地域での収量確保を可能とする大豆の早生品種を開発すること。
- (3) 米のカドミウム低吸収品種の導入に当たっては、国が主体となって、消費者や流通業者等への理解醸成を図るとともに、国内外の基準の見直しを見据え、各産地が一体となって取り組めるよう体制整備を行うこと。
- (4) 穀類乾燥調製貯蔵施設等の基幹施設の統廃合や改修に対する支援対策に必要な予算を十分に確保すること。
- (5) 高付加価値化による新たな需要を創出するため、有機農業や地球温暖化防止等にも効果の高い営農活動への支援や、省力化機械等の開発や導入に必要な「みどりの食料システム戦略推進総合対策」などの予算を安定的に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、生産の目安を示しつつ、事前契約の早期締結や複数年契約により、確かな需要に基づく米づくりを推進しており、引き続き、農業者が安心して作付転換に取り組めるよう、十分な予算の確保が必要です。
- (2) 大豆を組み合わせ、収益性の高い輪作体系を確立するため、プロジェクトチームを設置し、難防除病害や排水対策など、単収向上に向けた指導体制と技術普及を強化していますが、大豆については、中山間地域における収穫遅れへの対応や、作期の拡大により担い手の規模拡大を図るため、当県の気候に適した早生品種の導入が必要です。

- (3) 令和7年産米からカドミウム低吸収品種「あきたこまちR」へ切替えすることにしていますが、国として、低吸収品種の導入方針や安全性等について、消費者や流通業者等にしっかり伝え、理解してもらうことが必要です。
- (4) 当県で整備されている46基の穀類乾燥調製貯蔵施設について、これまで小規模な補修を繰り返しながら利用してきていますが、老朽化や機能低下が著しく、地震などにも対応できるよう、施設の抜本的な改修や強化、更新が喫緊の課題になっています。
- (5) 当県では、「みどりの食料システム法」の基本計画に基づき、有機農業等の推進に向けて自動抑草ロボットや、化学肥料の低減に向けた可変施肥機等の導入を支援しており、引き続き、農産物の高付加価値化による需要創出を図るためには、安定した予算の確保が必要です。

【参考資料】

1 水田活用の直接支払交付金の交付状況

(単位：億円)

項目	令和3年	令和4年	令和5年
戦略作物助成等	76.8	83.8	71.7
産地交付金	43.6	31.8	28.7
計	120.4	115.6	100.4

※戦略作物助成等には都道府県連携型助成等（R3年：1.3億円、R4年：0.5億円、R5年：0.1億円）を含む

2 当県におけるカントリーエレベーターの設置状況

(単位：基)

設置時期	昭和40～63年	平成元～10年	平成11年～	計
基数	19 (うち更新済4基)	17	10	46
備考	耐用年数経過	今後10年以内に耐用年数経過	耐用年数10年超	

※既に耐用年数を経過している施設と今後10年以内に耐用年数を経過する施設で約8割を占める

3 有機農業等の推進



< 乗用除草機 >



< 自動抑草ロボット >

(担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

VII-6 各種資材価格の高騰対策について

農林水産省大臣官房、農産局、畜産局

【要望の内容】

- (1) 配合飼料価格高騰の影響緩和のため、配合飼料価格安定制度の充実とともに、飼料費の低減を図るため、高栄養な飼料作物の生産拡大など、飼料自給率の向上に必要な予算の確保を図ること。
- (2) 「施設園芸セーフティネット構築事業」について、燃油使用量の削減目標等の要件を緩和し、積雪寒冷地の農家も使いやすい制度にすること。
- (3) 燃油の高騰に伴い、物流コストが増大しており、パレット共同利用システムの整備や、市場荷受けシステムの統一など、農産物の効率的な物流体制を構築すること。
- (4) 酪農や施設園芸などに必要な各種資材価格が高騰する中で、再生産が可能な経営を実現するため、コストの増加分が農畜産物の価格形成に適正に反映されるよう環境を整備すること。

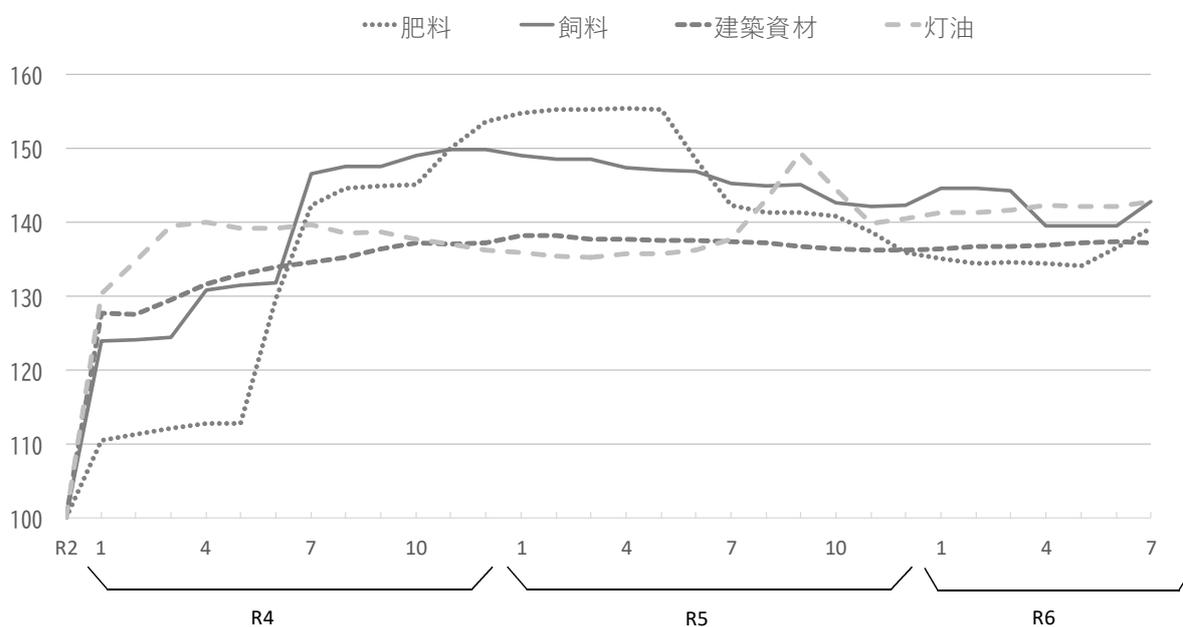
【要望の背景や当県の取組】

- (1) 世界的な穀物需要の増加やウクライナ情勢等の影響により、各種資材価格が高騰し、先行きの不透明感が、担い手の懸念材料となっていることから、不安が広がらないよう支援を継続することが重要です。
- (2) 配合飼料価格の高止まりにより、農家の経営環境が悪化しているため、配合飼料の供給と価格の安定化を図る制度の充実が必要です。
また、自給飼料の増産が急務となっており、公共事業による草地整備等や飼料自給率向上緊急対策事業、畜産クラスター事業の継続的な予算確保が必要です。
- (3) 積雪寒冷地である当県の園芸施設においては、通常、二重被覆等の対策が講じられており、特に「施設園芸セーフティネット構築事業」を活用した農家が再度同事業を活用する際、燃油使用量を削減する事業要件の達成が難しいことから、農家が加入しやすい制度とする必要があります。

- (4) 本年4月から導入された時間外労働の上制限により、首都圏等への輸送にかかるドライバーの増加や燃油高騰によるコスト負担が大きくなっており、これまで以上にコストの削減を図ることが重要です。
- (5) 各種資材価格の高騰は農業経営への影響が大きいことから、農家が持続的に農畜産物を生産するために必要な費用が考慮された価格形成が図られることが必要です。

【参考資料】

農業物価指数（令和2年基準）



（出典：「農業物価統計調査」）

（担当課室名 農林水産部農業経済課販売戦略室、水田総合利用課、園芸振興課、畜産振興課）

VII-7 豚熱及び鳥インフルエンザの防疫対策について

農林水産省消費・安全局

【要望の内容】

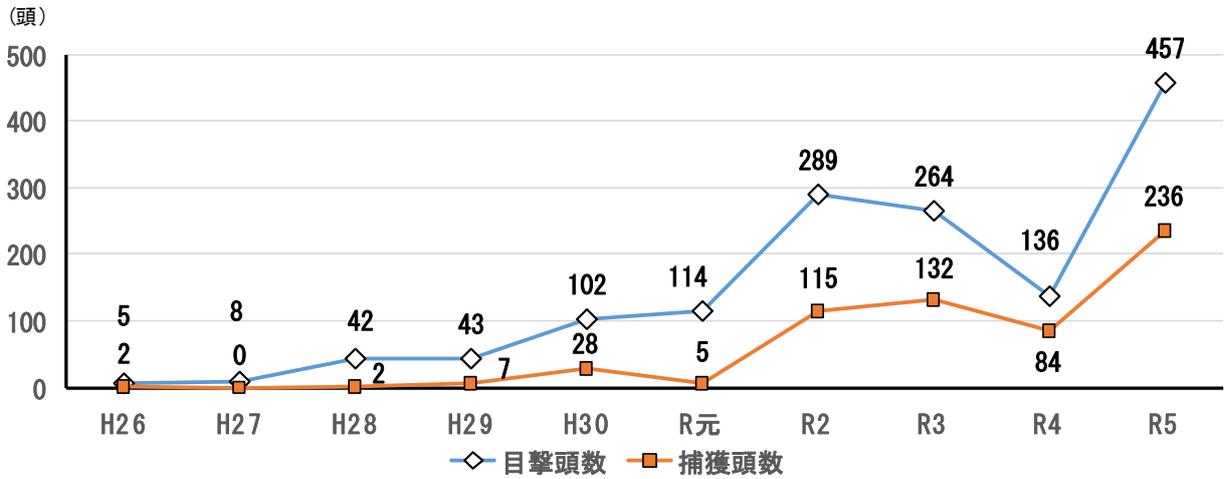
- (1) 豚熱については、当県においても野生イノシシでの感染が拡大していることから、全県域における経口ワクチンの継続散布に必要な予算を確保すること。
- (2) 豚熱及び鳥インフルエンザ発生時の防疫措置において、かかり増しする地方公共団体の人件費を補助対象に拡充するとともに、防疫対策に要する経費を国が全額負担すること。
- (3) 産業動物の獣医師を確保するため、国が事業実施する産業動物獣医師修学資金について、十分な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

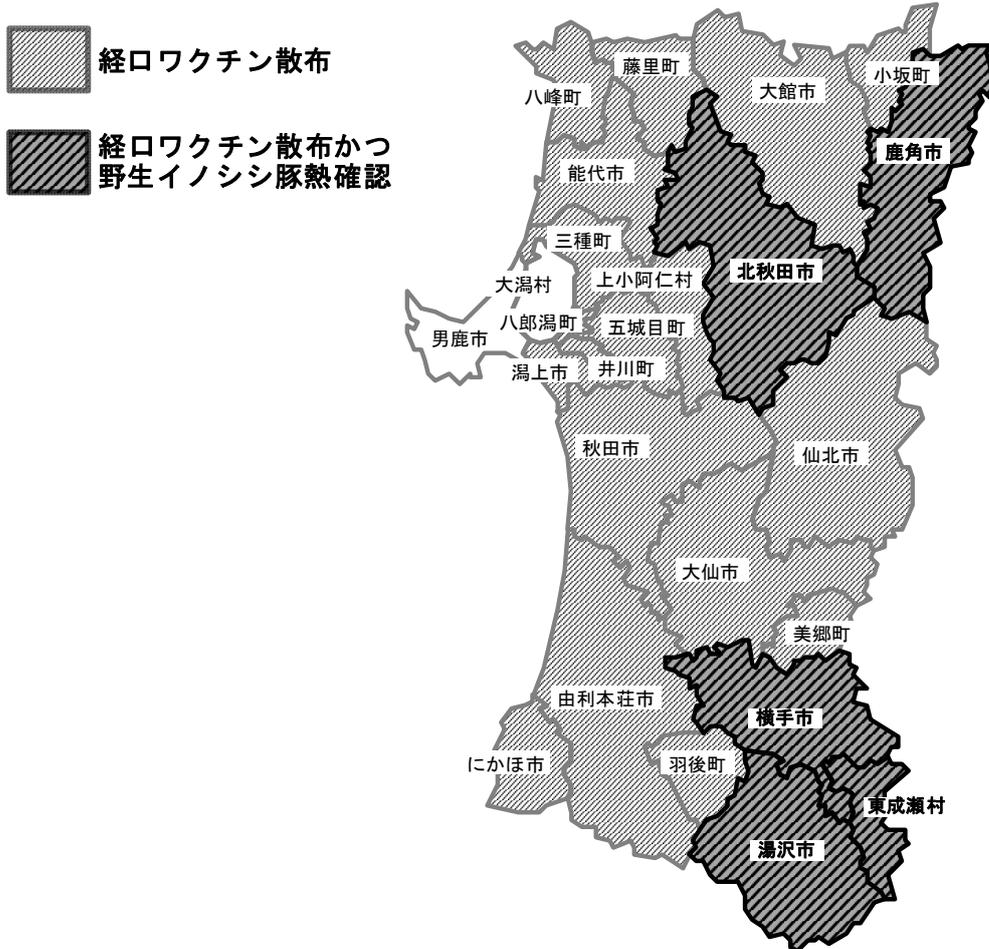
- (1) 県内でも野生イノシシの豚熱感染が継続して確認されるなど、確実に豚熱ウイルスが浸潤しており、今年度は経口ワクチン散布地域を23市町村に拡大していますが、効果を高めるためには更なる散布箇所数の増加と中長期にわたる散布が必要です。
- (2) 鳥インフルエンザ等の発生及びまん延防止に万全を期するためには、地方公共団体による防疫対策や農場での緊急消毒に要する経費について、国が全額負担する必要があります。
- (3) 全国的に特定家畜伝染病が頻発する中、防疫対策に支障を来さないよう獣医師数を確保するため、国が事業実施する産業動物獣医師修学資金の十分な予算の確保が必要です。
また、職域偏在の解消に向け、獣医大学生の理解醸成を図る取組を推進するとともに、受け手となる産業動物獣医療分野の業務環境を改善する取組への支援も必要です。

【参考資料】

1 野生イノシシの目撃頭数及び捕獲頭数



2 野生イノシシ経口ワクチン散布・豚熱確認市町村（令和6年10月末日現在）



（担当課室名 農林水産部畜産振興課）

VII-8 持続的な水産業の発展に向けた予算の確保について

水産庁

【要望の内容】

- (1) 安定的な漁業生産のための養殖拠点整備や漁港の機能強化・保全に必要な予算を確保すること。
- (2) 漁業所得の向上を目指す漁業者等による共同利用施設等の整備に必要な予算を確保すること。
- (3) 漁業・漁村を支える人材の確保・育成を図るために必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年の海洋環境の変化等により、ハタハタやカレイなど、これまで当県水産業を支えてきた魚種が不漁となるなど、漁業生産が低迷しており、安定的な生産が可能となる蓄養殖漁業に取り組む必要があります。
- (2) サーモン養殖拠点の整備や他魚種の養殖拠点となる漁港の長寿命化や地震・津波対策による安全性を確保するためには、「水産基盤整備事業」による継続的な支援が必要です。
- (3) さらに、省力・低コスト化に資する上架施設等の共同利用施設や生産性向上に資するサケふ化場の整備を安定的に進めるためには、「浜の活力再生・成長促進交付金」による継続的な支援が必要です。
- (4) また、蓄養殖などに取り組む次代を担う人材の確保・育成が重要であり、令和元年度に設置した「あきた漁業スクール」において、漁業研修を実施しており、今後も安定的に確保するためには、「経営体育成総合支援事業」による継続的な支援が必要です。

【参考資料】

1 水産基盤整備事業の整備計画

(単位：百万円)

事業内容	地区名	R 6 実績		R 7 計画	
			うち国費		うち国費
養殖生産拠点の整備	岩館漁港	400	200	400	200
漁港施設の機能強化ほか	金浦漁港ほか	319	160	719	359
漁場整備・海底耕うん	北浦漁場ほか	206	103	177	89
海岸施設の長寿命化ほか	象潟漁港海岸ほか	247	123	240	120
計		1,172	586	1,536	768

2 浜の活力再生・成長促進交付金による整備計画

(単位：百万円)

事業内容	地区名	R 6 実績		R 7 計画	
			うち国費		うち国費
上架施設の整備	金浦漁港	-	-	90	45
計		-	-	90	45

※R8～10 サケふ化場整備(大仙市)を予定

3 経営体育成総合支援事業による支援計画

(単位：百万円)

事業内容	地区名	R 6 実績		R 7 計画	
			うち国費		うち国費
漁業現場での 雇用型長期研修	男鹿市ほか	3.7	3.7	11.3	11.3
計		3.7	3.7	11.3	11.3

(担当課室名 農林水産部水産漁港課)

VII 観光・交流の活性化と交通基盤の整備

VIII-1 秋田新幹線新仙岩トンネルなどの高速鉄道網の整備促進について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、鉄道局

【要望の内容】

- (1) 秋田新幹線は、当県の経済・社会を支える重要な役割を担っており、JR東日本が計画している秋田～岩手間の新仙岩トンネル整備事業は、同新幹線の安全で安定的な運行を確保する上で欠かせないプロジェクトであることから、同事業への国庫補助制度の適用など、支援の具体化に向けた措置を講じること。
- (2) 奥羽・羽越新幹線は、地方創生や多軸型の国土形成等に大きく寄与するものであることから、必要な調査を実施し整備計画を決定するなど、整備の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 首都圏や大都市圏と遠距離にある当県にとって、高速鉄道ネットワークは、交流人口の一層の拡大と県勢の維持・発展を図る上で不可欠なインフラであり、その高機能化と整備の促進は、将来にわたって当県の重要な課題です。
- (2) その核となっている秋田新幹線は、急峻な奥羽山脈を横断するため、自然災害による輸送リスクを抱え、安定運行や定時性に度々支障を来していることから、県と同社は、新仙岩トンネルの整備に向け、令和3年度から昨年度にかけて、地質調査等を協力して実施したところです。
- (3) また、今年3月には、県、JR東日本秋田支社及び「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進期成同盟会」の3者において、「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクト」を立ち上げ、日常的な場面での利用促進や、医療・教育等の幅広い分野における連携など、本トンネル整備の効果を高める取組を推進することとしており、地元における早期実現への機運は一層高まっています。
- (4) 奥羽・羽越両新幹線についても、令和3年度に公表した沿線6県合同のプロジェクトチームの調査によって、費用便益比（B/C）は、整備手法の工夫などにより、整備の妥当性の基準となる1.0を上回ることが確認されており、当県でも、官民で組織する「秋田県奥羽・羽越新幹線整備促進期成同盟会」が母体となって、要望活動や啓発活動を展開しています。

【参考資料】

1 秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画



2 「秋田新幹線と沿線地域の持続的発展プロジェクト」の取組イメージ

テーマ1 通勤・通学・通院など、日常的な場面での利用促進

- 広い県土を有し、マイカー通勤や親の送迎による通学が定着している当県にあって、環境意識の高まりやガソリン価格の高止まりなどを背景として、通勤・通学時での新幹線利用を促すための取組を実施。

⇒日常的な場面における新幹線利用促進キャンペーン など

奥羽本線（秋田～大曲間）を走る秋田新幹線



テーマ2 交流人口の更なる拡大に向けた活用

- 秋田・花巻両空港を利用するFIT（海外からの個人旅行者）をターゲットとした、観光流動ルートとしての新幹線の活用
- プロスポーツにおけるアウェイツーリズムの推進
- スポーツ合宿の誘致 など

田沢湖スポーツセンターでのスポーツ合宿（早稲田大学卓球部）



テーマ3 医療・農業・教育など幅広い分野との連携

- 医師不足が顕著な過疎地域での医師確保において秋田新幹線がもたらしている効果の検証
- 新幹線による荷物輸送サービス「はこピュン」を活用した県内農産物・食品の販路拡大 など

「はこピュン」で輸送したハタハタを東京のアンテナショップで販売



3 奥羽・羽越新幹線の費用便益比（B/C）の算出結果

羽越新幹線	最小値	0.53	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.21	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
奥羽新幹線	最小値	0.50	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.13	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%
羽越＋奥羽新幹線	最小値	0.47	複線・高架整備	× ベース × 4%
	最大値	1.08	単線・土構造（路盤）等	× 展望 × 3%

※ 需要予測における成長率は「ベース」、「展望」の2ケースを想定。「4%」、「3%」は社会的割引率。

（担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

VIII-2 大館能代空港の3往復運航の継続に向けた支援について

国土交通省大臣官房、航空局

【要望の内容】

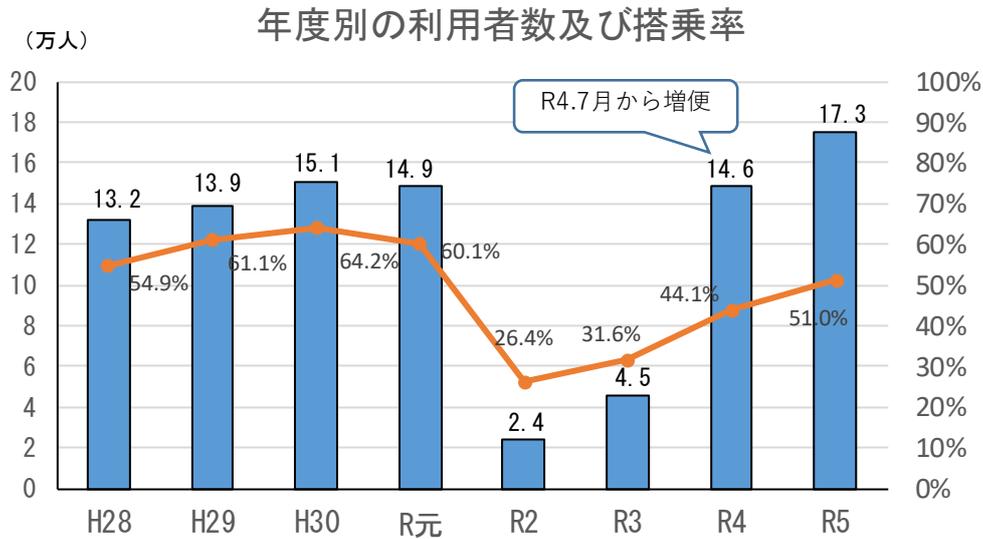
大館能代空港と羽田空港を結ぶ航空路線を生かし、産業集積や交流人口拡大などの一層の進展を図るため、現行の政策コンテストによって配分された羽田発着枠の使用期間の延長や、地方創生に配慮した政策コンテストの継続実施など、地方航空ネットワークの強化に資する施策を引き続き推進すること。

【要望の背景や当県の取組】

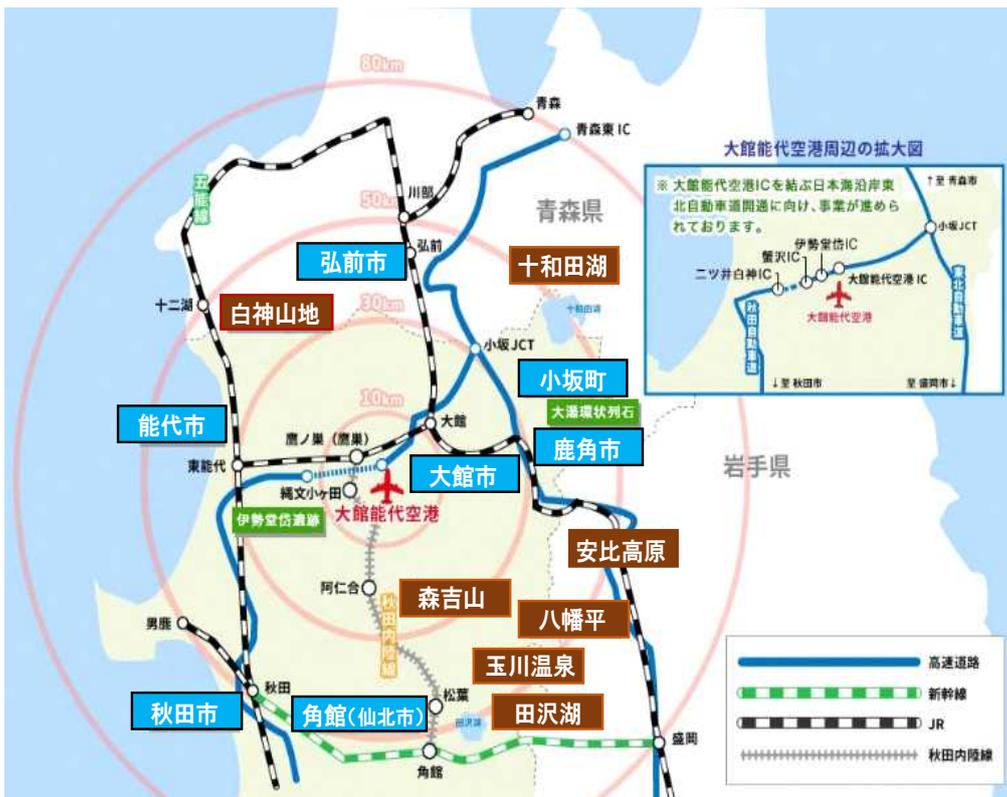
- (1) 大館能代空港は、羽田発着枠政策コンテストにより令和4年7月から3往復運航が実現し、朝、夕の2往復に昼便が追加されたことで利便性が格段に向上し、令和5年度の利用者数が開港以来最高を記録しています。
- (2) 3往復運航によるダイヤは、住民生活の利便性向上や、洋上風力発電などで活発化する圏域の産業振興、人口減少問題の克服に向けた交流・関係人口の創出などを推進し、活力ある自立した生活圏を維持していく上で、必要不可欠なものとなっています。
- (3) 路線の利用拡大を図るため、当県では、隣県を含む圏域の市町村や商工団体、観光関連事業者等と連携し、株式会社南紀白浜エアポートの岡田信一郎氏をアドバイザーに迎えて、住民利用の掘り起こしや、リピーターの獲得を目的としたキャンペーンの実施などに集中的に取り組んでいます。
- (4) 現行の発着枠の使用期間は令和7年3月までとなっていますが、圏域の自治体はもとより、産業界や観光関係者、住民などから継続を求める声が強く寄せられています。

【参考資料】

(大館能代空港羽田線の利用状況)



(大館能代空港の位置図)



大館能代空港は、県北部の中央に位置しており、高速道路の整備も進み、本県のみならず「北東北の空の玄関口」として重要な役割を担っている。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VIII-3 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

① 高速道路ネットワークの早期完成

国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

高速道路は、防災・減災、国土強靱化に資するとともに、産業集積の促進や物流の効率化、観光周遊エリアの拡大など、地域経済の活性化に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 日本海沿岸東北自動車道の「二ツ井今泉道路」、「能代地区線形改良」、「遊佐象潟道路」等の早期完成に向けて、整備を促進すること。
特に、「二ツ井今泉道路」については、「今泉～蟹沢間」の早期着工を図ること。
- (2) 東北中央自動車道の「横堀道路」を早期に完成させるとともに、「真室川雄勝道路」の整備を促進すること。
- (3) 県内高速道路における暫定2車線区間の4車線化を図ること。
特に、4車線化の優先整備区間である秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」について、事業中区間の整備を促進するとともに、残る区間である「北上JCT～北上西IC間」を早期に事業化すること。
また、「秋田南IC～秋田北IC間」について、4車線化へ必要な措置を講じること。
併せて、料金徴収期限の延長による財源を活用し、適切な維持管理と更新事業、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化を着実に進めること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 日本海沿岸東北自動車道周辺は、再生可能エネルギー関連事業などの新たな企業の立地が進んでいるほか、世界遺産である北海道・北東北の縄文遺跡群や白神山地を有しており、高速道路を利用した周遊観光など、観光振興が期待されています。
また、国道7号とのダブルネットワークの構築による交通機能の確保が重要であることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (2) 東北中央自動車道は、県境をまたいだ物流道路としての役割を担っており、着実に整備が進められていますが、残された山形県境区間が開通することにより、産業集積の促進や物流の効率化など、暮らしと地域経済を支えるストック効果の更なる発現が期待されることから、事業中区間の早期完成が必要です。
- (3) 暫定2車線区間は、災害・工事等による全面通行止めや冬期の排雪作業に伴う交通規制が発生するなどの課題があり、秋田・岩手の県境部は、速度低下率が25%以上と高くなっています。
また、IC周辺への産業集積を促進させている中において、企業側が求める「定時性・時間信頼性の確保」のためにも、秋田自動車道における早期の4車線化が必要です。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

「能代地区線形改良」等の整備促進

「二ツ井今泉道路」の整備促進

青森市

～高速道路開通によるストック効果～

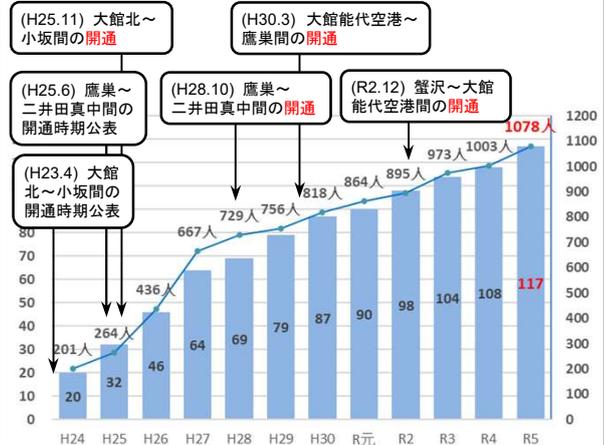
1 企業進出・設備投資を後押し

◎県北地区では、高速道路の開通を見据え、企業進出や工場の新增設等の設備投資及び新規雇用が増加



▲拡張を続ける大館工業団地、大館第二工業団地

117工場が新增設、1,078人の雇用創出
設備投資は、延べ1,206億円



▲24年7月24日 秋田さきがけ新聞



▲自動車関連工場の進出が進む横手第二工業団地 (担当課室名 建設部道路課)



「今泉・蟹沢間」の早期着工を図ること

秋田自動車道「北上JCT～大曲IC間」「秋田南IC～秋田北IC間」の4車線化を要望

R6.3.27 新たに事業許可(7.9km)

4車線化事業中区間
R2.3.31 約7.7km H31.3.29 約7.7km R3.3.30 約19.5km

「遊佐象潟道路」の整備促進

「横堀道路」の早期完成

「真室川雄勝道路」の整備促進

2 自動車関連企業の増加

◎県南地域では、高速道路を利用した輸送の効率化により、自動車関連企業が増加。ストック効果の更なる発現と定時性確保のため、『ミッシングリンク区間の解消』と『暫定2車線区間の4車線化』が急務。



自動車関連企業増加

「東海理化」38人地元採用
自動車部品横手に新工場

▲2024年6月27日 読売新聞地方版

自動車関連企業間の連携

山形県 新庄市 (シャフト部品製造) → 秋田県 横手市 (パワーステアリング製造)

Ⅷ-3 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進について

②高速道路を補完する幹線道路網の整備

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し、各地域が自立していくためには、都市間や観光地間等の時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する幹線道路網を早期に整備すること。

- (1) 新広域道路交通計画で位置づけた、広域道路ネットワークを形成する路線の機能強化や整備実現に向けた支援を行うこと。
特に、計画段階評価を行っている「盛岡秋田道路（生保内～卒田）」について、早期計画策定に向け、調査を推進するとともに、国道105号「大覚野峠防災（直轄権限代行事業）」の整備を促進すること。
- (2) 主要な幹線国道の整備及び機能強化を図ること。
特に、国道13号「横手北道路」について、早期に事業化するとともに、国道7号「秋田南拡幅」について、早期に着工すること。
また、国道13号「河辺拡幅」等の整備を促進すること。
- (3) 安全で円滑な交通を確保するため、当県が進めている国道105号「幸屋渡工区」や国道107号「本荘道路」などの整備に必要な予算を確保し支援すること。
特に、重要港湾「秋田港」と秋田自動車道「秋田北IC」を結ぶ「秋田港アクセス道路」について、重点支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 盛岡秋田道路は、秋田・岩手両県の県都を結び、物流や観光等に欠かすことのできない「横軸」であり、高規格道路として早期の機能強化が必要です。
特に、現道である国道46号「生保内～卒田」は急カーブが多く、交通事故が多発していることから、早期の整備が必要です。
また、国道105号は、内陸部の幹線道路として、県北部と南部を直結する主要な物流・観光ルートであり、災害に強い道路ネットワークの構築に向けて、早期の整備が必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路との相互補完によってリダンダンシーを確保する重要な路線であり、早期の整備が必要です。
特に、国道13号「横手北道路」は、主要な渋滞箇所や交通事故多発区間があるほか、路肩狭小部において、冬期堆雪時に幅員減少による速度低下が発生するなどの現道課題があることから、早期の事業化が必要です。
- (3) 当県は、全国6位の面積を誇る広大な県土を有しており、地方創生実現のためには、幹線道路網の充実・強化を図る必要があります。
特に、「秋田港アクセス道路」は、「秋田港」を拠点とした県内及び広域背後地域との物流の効率化や交流人口の拡大を図るため、重点化により、早期の整備が必要です。

高速道路を補完する幹線道路網

凡例

高速道路

- 供用済
- 整備中

自専道

- 供用済

国道105号「大覚野峠防災(直轄権限代行)」の整備促進を要望



「大覚野峠地区」の現道において、斜面の崩落による全面通行止め(6日間)が発生

「盛岡秋田道路(生保内～卒田)」の早期計画策定に向けた調査推進を要望



急カーブが多い国道46号「生保内～卒田」

国道105号「幸屋渡工区」の予算確保を要望

「秋田港アクセス道路」の重点支援を要望



秋田港と秋田北ICを結ぶアクセス道路

国道7号「秋田南拡幅」の早期着工を要望



2車線区間の混雑状況

国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を要望

国道107号「本荘道路」の予算確保を要望

国道13号「横手北道路」の早期事業化を要望



国道13号の冬期の混雑状況(横手市金沢中野地区)



(担当課室名 建設部道路課)

VIII-4 持続可能な地域公共交通網の確立に向けた支援の拡充について

国土交通省大臣官房、総合政策局、鉄道局、物流・自動車局

【要望の内容】

地域公共交通を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、住民生活や地域振興に不可欠な地域公共交通ネットワークを維持・拡充するため、次のとおり支援を強化すること。

- (1) バス路線や乗合タクシー等の運行支援のほか、バス乗務員等の担い手確保に関する支援や交通事業者等が行うデジタル技術を活用した利便性の向上に資する取組について、十分な予算措置を講じて支援の拡充を図ること。
- (2) 第三セクター鉄道について、「鉄道事業再構築事業」の実施による持続的な運行を図るため、軌道や橋梁などの鉄道施設の整備等に対し、十分な予算措置を講ずること。
- (3) JRローカル線について、鉄道の維持を基本とする沿線地域の意向を尊重し、JRと地域が一体となった維持・活性化策に対し、積極的な財政支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 乗務員不足の深刻化等により、全国的にバス路線の廃止や縮小が進行していることから、乗合バスの運行の確保やコミュニティ交通の再編等の取組を加速させる必要があります。
- (2) 第三セクター鉄道である秋田内陸線及び鳥海山ろく線について、沿線市と共に鉄道事業者の経営改善を図りつつ、鉄道を核とした国内外からの誘客拡大や沿線地域の活性化につなげていくことを目指し、「鉄道事業再構築実施計画」の認定申請をしています。
- (3) 改正地域交通法によりローカル鉄道の再構築に関する仕組みが創設されたことに対し、鉄道の廃止を危惧する地域の声が寄せられていることから、秋田・岩手両県及び沿線自治体において、利用促進に向けた施策を独自に展開しています。

(担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

VIII-5 アリーナ（新県立体育館）整備にかかる財政支援について

内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部事務局
内閣府地方創生推進事務局、民間資金等活用事業推進室
総務省自治財政局
国土交通省都市局

【要望の内容】

老朽化した県立体育館について、PFIによりBリーグプレミア等が利用できるアリーナに建て替える計画であり、令和7年度から設計業務や準備工事等に着手することから、財政支援を次のとおり拡充すること。

- (1) 都市公園の機能向上に資する公園施設の整備であり、「社会資本整備総合交付金（都市公園事業）」について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (2) 地域の賑わいづくりに貢献するアリーナ整備であり、地方創生関連の交付金について、十分な予算措置と重点的な予算配分を図ること。
- (3) 公共施設の集約化を行うこととしており、事業期間が令和8年度までとされている「公共施設等適正管理推進事業（集約化・複合化事業）」について、期間の延長を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 築56年が経過した県立体育館について、今後の人口減少を見据え、関連した機能を有するスポーツ科学センターと集約し、目標使用年数が経過する令和10年秋までに、PFIにより建て替える計画となっています。
- (2) 建て替えに当たっては、県民スポーツの普及振興はもとより、Bリーグプレミアのライセンス基準を満たし、最先端のデジタル技術を備えるアリーナを整備する計画であり、建設地である都市公園の機能向上の観点も加えながら、PFI事業者の公募・選定の手続きを進めています。

【参考資料】

「秋田の元気を創造する拠点」として都市公園内に整備

- ◎ 子供達に夢を与える
- ◎ 選手と観客が躍動する
- ◎ 賑わいづくりにも貢献する

未来志向の施設整備

都市公園の機能向上

R10.秋
オープン

アリーナ(みる)・体育館(する) + 医・科学(ささえる)



Bプレミア基準アリーナ
(6,000席以上確保)

映像・照明・音響装置

最先端デジタル技術

大会・育成・県民利用
の体育館(公式2面)

スポーツ医・科学

整備運営手法

民間の資金とノウハウを活用するPFI

	～R5年度	R6年度	R7年度	R8～9年度	R10年度	R11年度
調査・基本計画 (終了)	→					
PFI事業者 公募・選定		→ 事業者選定				
設計・施工			→ 設計 準備工事	→ 建築工事	→ PFI対象外 現体育館解体	→ 駐車場等 整備工事
		社会資本整備総合交付金・地方創生関連の交付金 公共施設等適正管理推進事業				
開館				令和10年秋開館	開館	

(担当課室名 観光文化スポーツ部スポーツ振興課)

VIII-6 インバウンドの地方誘客にかかる支援の拡充について

外務省アジア大洋州局
国土交通省大臣官房、航空局
観光庁

【要望の内容】

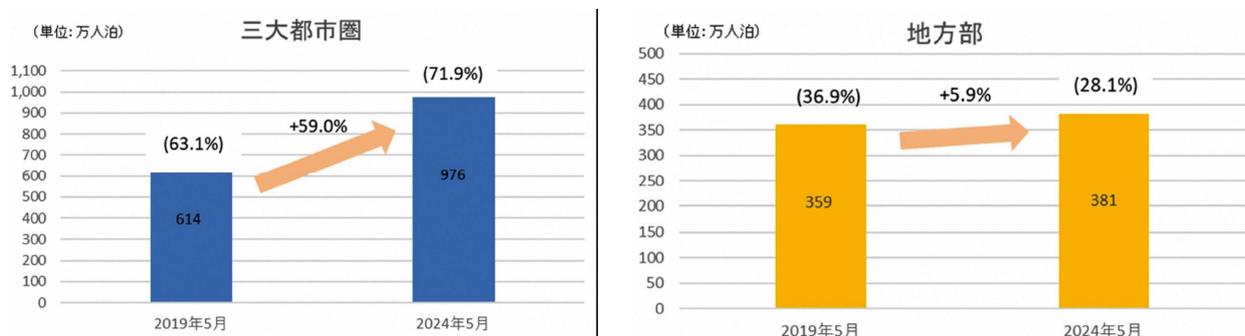
現在、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の地方への流動を促すため、地域の実情を踏まえた戦略的な訪日プロモーションを拡充するとともに、地方空港におけるグランドハンドリング業務や保安検査を行う民間事業者の人材の育成や雇用の定着に向けた更なる支援策を行うほか、秋田空港の台湾定期路線の早期認可に必要な措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 我が国を訪れる訪日外国人旅行者は、昨年5月の新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後、円安傾向も追い風となり、大都市圏を中心に大幅に増加しており、最近では地方においても回復が顕著になりつつありますが、本県においては未だコロナ禍前を下回る状況にあります。
- (2) こうした状況を踏まえ、一部地域でのオーバーツーリズムの解消や、本県を含む地方におけるインバウンド需要の底上げを図るため、2025年大阪・関西万博の開催を契機とした富裕層向けのプロモーションを行うなど、大都市圏から地方へ誘客を促す取組を国全体として強化する必要があります。
- (3) また、現在、地方空港では、グランドハンドリングや保安検査を行う民間事業者における離職率の高さや人材育成が引き続き大きな課題となっており、県独自の対策を行っているものの、依然として解消していないことから、更なる支援策が求められています。
- (4) 加えて、秋田空港では、昨年12月に台湾チャーター便が就航し、本年7月までの搭乗率が9割を超えるなど好調を維持していますが、インバウンドの地方への分散や、地方における持続的なインバウンド誘客の促進に当たっては、早期に定期路線としての認可を得て、継続的な利用促進を図る必要があります。

【参考資料】

▼三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



※ () 内は構成比を表している。

※三大都市圏とは「東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、京都、兵庫」の8都府県をいう。地方部とは、三大都市圏以外の道県をいう。

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

▼外国人宿泊者数の推移

(単位：人泊)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
青森県	356,550	78,420	17,090	32,930	265,280
岩手県	343,970	87,780	17,750	25,640	282,510
宮城県	563,040	131,270	49,490	65,620	525,870
秋田県	139,400	25,380	7,910	16,280	95,600
山形県	234,050	87,440	15,920	25,900	178,790
福島県	214,690	87,680	34,840	38,350	213,080
合計	1,851,700	497,970	143,000	204,720	1,561,130
全国	115,656,350	20,345,180	4,317,140	16,502,920	117,751,450

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」(全施設)

(担当課室名 観光文化スポーツ部誘客推進課)

IX 人口減少対策と多様性に満ちた地域社会づくり

IX-1 総合的な少子化対策への支援について

こども家庭庁
総務省自治財政局
文部科学省初等中等教育局、高等教育局
厚生労働省大臣官房、保険局

【要望の内容】

- (1) 少子化対策は国家的に取り組むべき課題であることから、我が国が持続的に発展していくためのビジョンを具体的に示すとともに、若い世代が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持つことができるよう経済的支援と併せ、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、育児休業制度や子育てのための有給休暇制度の充実など抜本的な制度改革を推進すること。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割の重要性に鑑み、現在、国が実施している保育料の無償化について、2歳以下の乳幼児も対象にするなど制度の拡充を図ること。
また、制度が拡充されるまでの間、地域の実情に応じて県・市町村が連携し独自に行う保育料助成制度に対し、地方財政措置を講じること。
- (3) 「地域少子化対策重点推進交付金」について、効果が高いと認められる結婚支援等の事業は恒常的に交付対象とするほか、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に実施できるよう、運用の弾力化を進めること。
- (4) 「こども未来戦略」の「加速化プラン」において実施される児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などについて、妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、安定的な財源の確保を図るとともに、地方の負担が増えないようにすること。
- (5) 国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。
また、出産費用について、保険適用の導入の早期実現に加え、自己負担部分を公費負担とするなど、安心して出産できる制度となるよう検討すること。
さらに、幼稚園から高校卒業までに要する教育費や給食費に加え、高等教育にかかる費用について、保護者等の更なる負担軽減に向けて支援の充

実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 出生数及び出生率の全国値は年々減少が続き、少子化が急速に進展しており、少子化対策は国家的に取り組むべき喫緊の課題となっていることから、国は、その責任において、若者が将来に希望を持てるビジョンを示し、安心して結婚、出産、子育てができるための経済的支援に加え、有給休暇制度や育児休業時の所得補償等の充実と取得促進、仕事と家庭の両立ができる働き方改革、男女の労働待遇の平等化など、子育てしやすい社会システムの構築に向けて、各種の施策を抜本的に見直していく必要があります。
また、出生率の全国値は人口千対6.0（令和5年）であるのに対し、当県においては、4.0と全国最下位であることなどから、人口減少問題の克服を、県政運営指針である「新秋田元気創造プラン」の最重要課題とし、2歳以下の乳幼児も第1子から保育料助成の対象にするなど、思い切った経済的負担の軽減策をはじめ、結婚・出産・子育てに前向きな意識の醸成、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (2) 幼児教育・保育の果たす役割は重要であり、地域や子どもの年齢、世帯の構成や所得にかかわらず等しく支援を受けられるようにするため、現在、国が実施している保育料の無償化について、対象外となっている2歳以下の乳幼児も無償化の対象とするなど、制度を拡充する必要があります。
また、制度が拡充されるまでの間、先進的な地方公共団体が独自に行っている2歳以下への保育料助成等については、地方財政措置を講じる必要があります。
- (3) 地方公共団体が行う結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を支援するために創設された「地域少子化対策重点推進交付金」について、官民協働で運営している結婚支援センターの運営費の構成員負担分も交付金の対象とし、結婚支援センターの運営事業が安定して実施できるよう恒久的な助成対象とするほか、結婚新生活支援事業の対象経費に住居に伴う駐車場利用料金や、設置工事を必要とする冷暖房機器等の設備購入代も含めるなど各地域の実情に応じた柔軟な制度にすることが必要です。
- (4) 妊婦や子育て家庭が安心して出産や子育てをするためには、「加速化プラン」に盛り込まれた児童手当の抜本的拡充や妊娠期からの切れ目ない支援などを着実に実施していくことが大切であり、また、地方の財政負担が増えないよう、国の責任において、必要な財源を安定的に確保することが必要です。

(5) 福祉医療費については、従来、乳幼児と小中学生を助成対象としていましたが、令和6年8月からは対象範囲を高校生まで拡大するとともに所得制限を撤廃しています。

また、出産費用について、正常分娩の場合、医療保険の適用外となっているため、医療機関がその額を決定しており、負担額に差がある中、地域によっては医療機関を選択できない状況です。現在は、医療保険から出産育児一時金として給付がありますが、安心して出産できるよう、出産費用を公費負担とするなどの制度の構築が必要です。

さらに、義務教育にかかる費用のうち、原則保護者の負担となっている学校給食費については、全国的にも無償化を実施している地方公共団体が増加しており、県内でも12市町村が独自に無償化等の支援を行っています。

当県の平成30年度少子化・子育て施策に関する調査によれば、理想とする子どもの人数が持てないと思う理由として、子育てや教育にお金がかかりすぎることが1位となっています。

子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといふ少子化対策は、地方公共団体毎の対応では限界があることから、我が国の将来に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講じることが必要です。

【参考資料】

1 「新秋田元気創造プラン」に基づく当県独自の取組

(1) 保育料等の助成

幼稚園・保育施設の保育料等利用者負担額の軽減及び一時預かり等の利用料助成を実施する。

補助率 県1/2 市町村1/2

① 保育料助成事業

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する子育て世代（所得制限あり）

イ 助成率等

i 世帯年収約640万円※までの世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 世帯年収約640万円※までの世帯 第2子以降の保育料全額

iii 第3子以降が生まれた世帯年収約640万円～930万円※までの世帯
第2子以降の保育料1/2

※世帯年収はいずれも保育所利用の場合の目安

② 子育てファミリー支援事業（平成30年度開始）

ア 対象者 第3子以降が生まれた世帯（施設利用者・在宅の双方）

イ 助成額 1世帯当たり15,000円（年上限額）

③ 副食費助成事業（令和元年10月開始）

ア 対象者 幼稚園や保育所等を利用する3～5歳児を有する世帯（所得制限なし）

イ 助成率等

i 世帯年収約360万円※を超える世帯（第1子から） 1/2又は1/4

ii 世帯年収約360万円※を超える世帯 第2子以降の副食費全額

※世帯年収は保育所利用の場合の目安

(2) 乳幼児・小中高生に対する福祉医療費助成

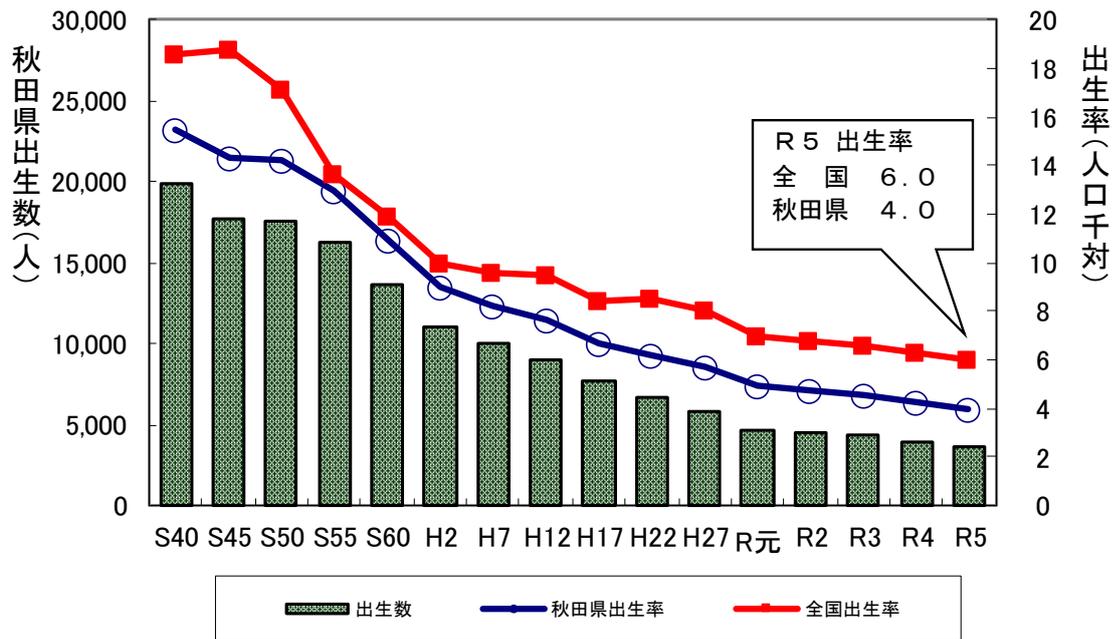
乳幼児・小中高生に対する福祉医療費を助成。

・対象：0歳から18歳に達した日以降最初の3月31日までの間にある児童（保護者の所得制限なし）

・内容：①0歳児と市町村民税所得割非課税者の子どもの場合、医療機関等の窓口で支払う自己負担額の全額助成

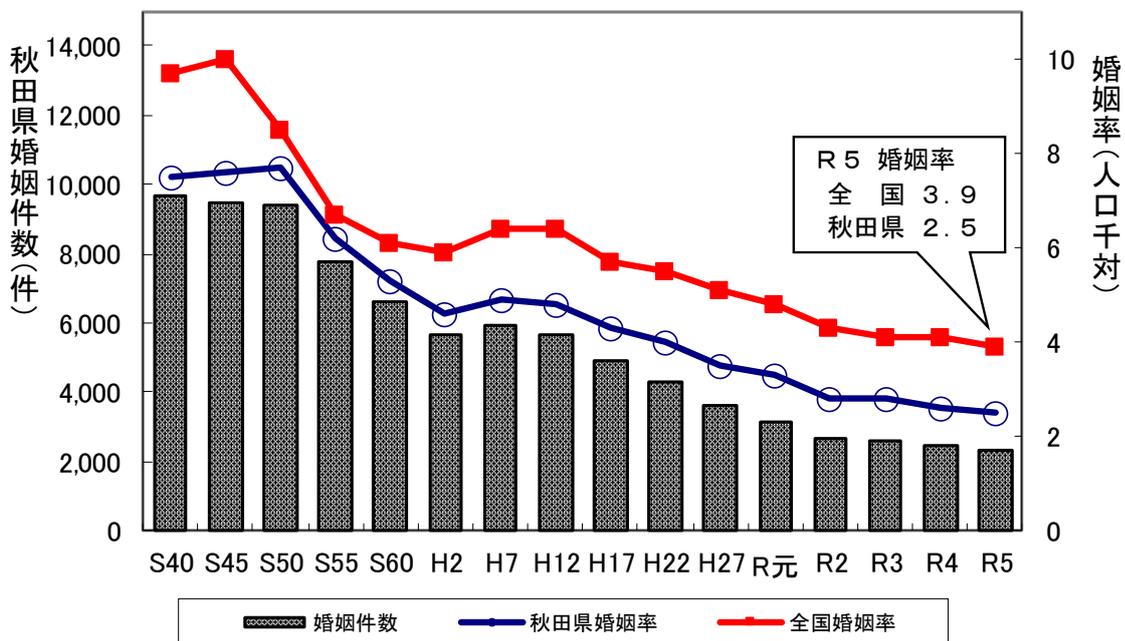
②上記①に該当しない子どもの場合、窓口での自己負担額の半額（ただし、窓口での自己負担額は、1医療機関1か月あたり1,000円が上限）

2 当県の出生数・出生率



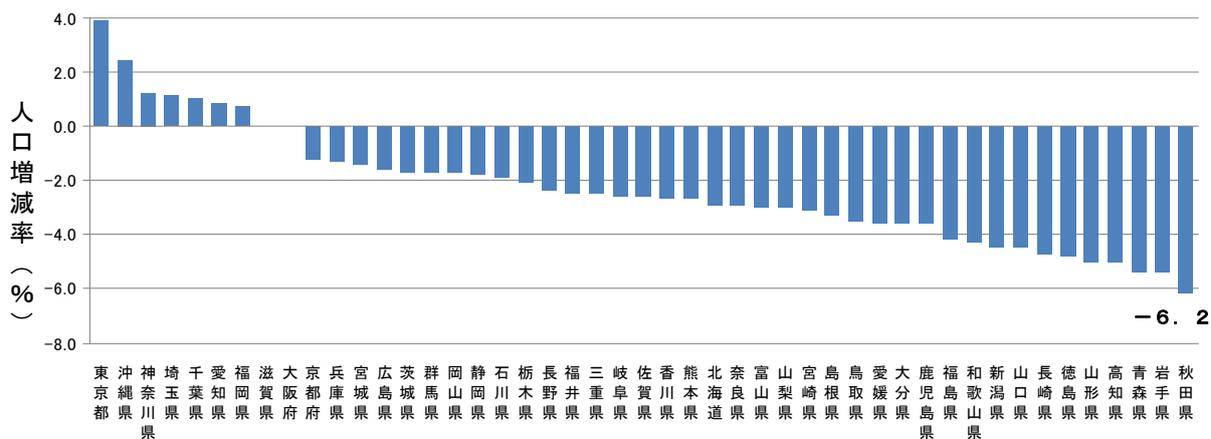
出典：人口動態調査【厚生労働省】

3 当県の婚姻件数・婚姻率



出典：人口動態調査【厚生労働省】

4 都道府県別人口増減率（平成27～令和2年）



出典：令和2年国勢調査【総務省統計局】

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課、
健康福祉部健康づくり推進課国保医療室、
教育庁保健体育課）

IX-2 女性の活躍とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

- (1) 今年6月に世界経済フォーラムが公表した「ジェンダー・ギャップ指数（GGI）」では、我が国は146か国中118位と先進国の中でも極めて低い水準にある。
女性の活躍推進は重点的に取り組むべき課題であることから、国が主体となり、全国的なムーブメントを創るとともに、女性が出産や育児などで休業しても、その後のキャリアアップや登用が不利にならないよう、復帰後も個性と能力を十分に発揮して活躍できるような仕組みづくりや民間企業への働きかけを行うなどの取組を強力に推進すること。
- (2) 「地域女性活躍推進交付金」について、地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い取組が安定的・継続的にできるよう、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組の交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用を図ること。
また、女性活躍に資する施策を強力に進めていくため、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、同交付金の十分な予算措置を講じること。
- (3) 女性の活躍とワーク・ライフ・バランス（仕事と生活との調和）を推進するために、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画の策定や、企業の認定（えるぼし認定、くるみん認定、プラチナえるぼし認定、プラチナくるみん認定）の取得に取り組む中小企業への優遇策の拡充を行うとともに、育児休業制度のより積極的な活用を推進すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 国では、「第5次男女共同参画基本計画」において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会を目指して取組を進めていますが、いまだにジェンダー・ギャップの状況は世界的に低い水準にあることから、政策・方針決定過程への女性参画の全国的なムーブメントを起こすとともに、女性が出産や育児休業からの復帰後も、個性と能力を十分に発揮できる環境整備を推し進めるなど、国が率先して、この道筋を一層強化していく必要があります。

特に、人口減少や少子化が進む当県においては、進学や就職を契機とした県外転出が多い若年女性の定着が大きな課題となっており、県内定着・回帰を進めるためには、企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援などの魅力ある職場づくりのほか、共働き・共育での意識醸成を進めていくことが不可欠になっています。

こうしたことから、当県では、民間企業において豊富な経験や知見を有し、総合的に施策を推進できる女性を県の幹部職員に採用することにより、「第5次秋田県男女共同参画推進計画」に掲げる男女共同参画の推進、女性が活躍しやすい環境づくり、女性の指導的立場への登用など、女性活躍に資する施策を強力に進めています。

- (2) また、経済団体と連携してワンストップで企業への支援を行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置し、県内企業の99.9%を占める中小企業を対象に、一般事業主行動計画の策定や、えるぼし・くるみん認定等について専門家派遣による指導・助言等を実施しています。

こうした地方公共団体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い女性活躍に資する施策が安定的・継続的に実施できるよう、「地域女性活躍推進交付金」については、複数年度にわたり計画的に行う事業が継続して採択できるようにするとともに、地域における女性活躍や男女共同参画に関する取組に関して、職業生活の活躍に関する取組と併せて実施することや、事業実施主体における総事業予算の20%以内とするといった交付要件を緩和するなど、柔軟で使いやすい運用ができる制度にし、地方公共団体の要望に対して応えられるよう、十分な予算措置を講じる必要があります。

- (3) 女性の活躍推進や両立支援に向けた取組を継続的に実施していくためには、県内企業における女性の登用促進や多様で柔軟な働き方の導入など、女性が活躍し続けられる職場づくりを進める必要があるものの、県内企業

のほとんどが中小企業であることから、地域の実情に応じた取組を進めるためにも、政府公共調達における加点評価制度の拡充など、企業の取組にインセンティブを与える支援制度の充実や、えるぼし・くるみん認定等に向けた中小企業に対する支援制度の拡充が必要です。

また、女性の活躍やワークライフバランス推進のためには、男女を問わず、育児休業の取得を促進することが重要であり、より取得しやすい制度にするとともに、実効性を高めていくことが必要です。

【参考資料】

1 管理的職業従事者に占める女性の割合等

順位		管理的職業従事者に占める女性の割合 (%)		順位		生産年齢人口における女性の有業率 (%)	
東北	全国			東北	全国		
1	5	青 森 県	20.9	1	1	山 形 県	77.7
2	9	山 形 県	18.7	2	9	岩 手 県	75.2
3	12	宮 城 県	17.5	3	13	秋 田 県	74.8
4	24	秋 田 県	15.6	4	30	青 森 県	72.5
5	29	岩 手 県	15.0	5	37	福 島 県	71.8
6	37	福 島 県	13.1	6	42	宮 城 県	71.4
		全 国 平 均	15.3			全 国 平 均	72.8

出典：総務省「令和4年就業構造基本調査」

2 東北の女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及び えるぼし・プラチナえるぼし認定企業数等の状況（令和6年3月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		えるぼし認定企業数		順位		プラチナえるぼし認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	3	秋 田 県	466	1	13	岩 手 県	33	1	9	青 森 県	1
2	11	福 島 県	284	2	16	山 形 県	25	〃	〃	岩 手 県	1
3	13	岩 手 県	221	3	18	宮 城 県	23	3	22	宮 城 県	0
4	30	宮 城 県	87	4	24	福 島 県	19	〃	〃	秋 田 県	0
5	33	山 形 県	67	5	29	青 森 県	17	〃	〃	山 形 県	0
6	35	青 森 県	58	6	34	秋 田 県	13	〃	〃	福 島 県	0
		全 国 平 均	179			全 国 平 均	57			全 国 平 均	1

出典：厚生労働省「都道府県別女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」及び「女性活躍推進法に係る認定状況」

3 東北の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数及びくるみん・プラチナくるみん認定企業数等の状況（令和6年3月末現在）

順位		一般事業主行動計画策定企業数 (従業員数100人以下の企業) (社)		順位		くるみん認定企業数		順位		プラチナくるみん認定企業数	
東北	全国			東北	全国			東北	全国		
1	22	宮 城 県	882	1	19	山 形 県	60	1	15	山 形 県	8
2	25	福 島 県	818	2	22	宮 城 県	58	2	20	宮 城 県	7
3	29	岩 手 県	725	3	24	福 島 県	53	3	22	福 島 県	6
4	32	秋 田 県	672	4	26	岩 手 県	52	4	29	青 森 県	5
5	39	山 形 県	460	5	34	青 森 県	41	5	35	岩 手 県	3
6	42	青 森 県	377	6	38	秋 田 県	35	6	43	秋 田 県	1
		全 国 平 均	1,235			全 国 平 均	95			全 国 平 均	13

出典：厚生労働省「都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」

4 当県独自の取組

[あきた女性活躍・両立支援センターの設置]

企業における女性の活躍推進や仕事と育児・家庭の両立支援に関する制度周知等の啓発や相談への対応、専門アドバイザーの派遣などをワンストップで行う「あきた女性活躍・両立支援センター」を設置。

- ・ 設置時期 平成30年6月1日
- ・ 設置場所 秋田県商工会連合会内（秋田市）
- ・ 委 託 先 秋田県商工会連合会
- ・ センターの機能
 - ①女性活躍・両立支援コーディネーターによる相談業務
 - ②専門アドバイザー（社会保険労務士）の派遣
 - ③その他中小企業における取組の支援に関する業務

（担当課室名 あきた未来創造部次世代・女性活躍支援課）

IX-3 新たな少子化対策に対応した働き方改革の推進について

内閣府男女共同参画局
総務省自治財政局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

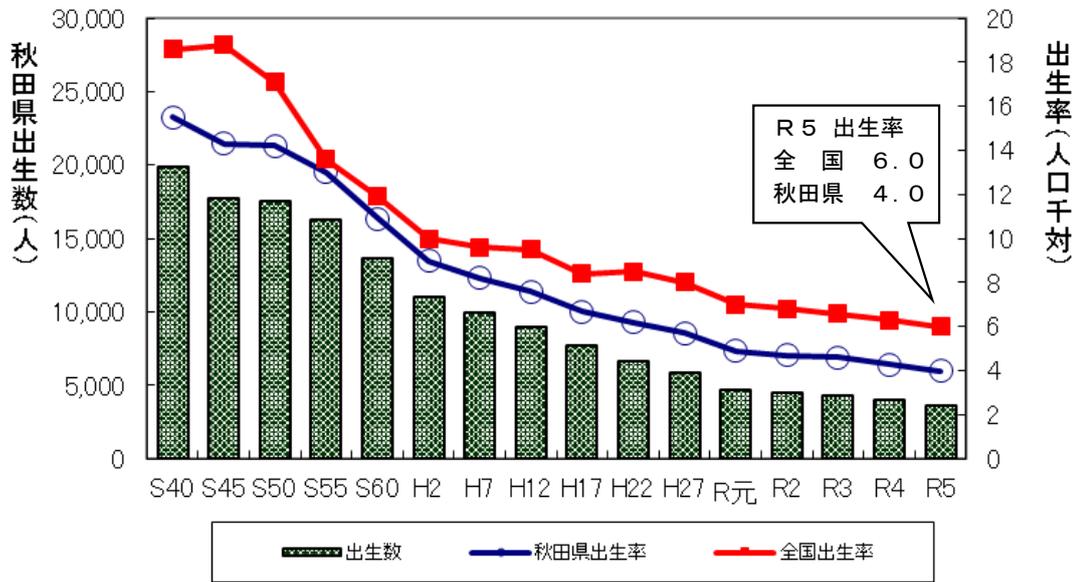
- (1) 労働者のワーク・ライフ・バランスを実現し、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施すること。
- (2) 育児休業の取得促進や育児休業期間中の経済的安定を図るため、「出生後休業支援給付」の支給日数の拡大や、「育児時短就業給付」の対象年齢の引き上げなど、育児と仕事の両立に向けた支援制度の強化を図ること。
- (3) 子育てに優しい職場風土の醸成に向けた環境整備を図るため、子の看護等休暇の対象年齢を小学校卒業まで拡大するとともに、配偶者出産休暇など育児目的休暇の取得を促進するための支援制度を強化すること。
- (4) 仕事と育児の両立を促進するため、短時間勤務やテレワークなど、柔軟な働き方を実現するための措置の対象年齢を拡大するほか、長時間労働の解消や多様な働き方の導入に向けた環境整備を促進するための助成制度を強化すること。
- (5) 派遣労働者など非正規雇用者の待遇改善を図るため、キャリアアップ助成金の運用の弾力化を図るとともに、正規雇用者との労働条件の格差是正に向けた取組を強化すること。
- (6) 労働者のキャリアアップや賃金水準の向上につながるリスキングへの支援について、地方財政措置を含め一層強化すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和5年の全国の出生数（速報値）は、75万人まで減少し、当県でも過去最少となるなど、自然減の進行に歯止めがかからず、少子化対策は待ったなしの状況にあり、誰もが安心して出産・子育てができる環境づくりを進めるため、国で新たに策定した「こども未来戦略」のもと、総合的な対策を実施する必要があります。
- (2) 国においては、育児休業給付の給付率の引き上げや短時間労働者への給付に向けた雇用保険の適用拡大のほか、短時間勤務の活用を促すための給付金の創設、子の看護休暇の取得事由の拡大などが行われていますが、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくりを進めるためには、更なる取組の強化が必要です。
- (3) 当県では、若年者等が働きがいのある職場環境づくりをテーマに、人材育成や多様な働き方の導入等に向けた企業への伴走型の支援に取り組んでいるほか、高度な資格取得等への助成やeラーニング講座の提供など自発的な学び直しを支援する取組を進めていますが、少子化対策に向けた働き方改革を推進するに当たっては、企業経営者や労働者の意識改革と行動の変化が伴うような国民的な運動の展開や、人材の価値を最大限引き出す「人への投資」などに、国を挙げて総合的な対策に取り組むことが必要です。
- (4) 非正規雇用で働く就職氷河期世代や若年女性の正規雇用化を促進するため、当県では、キャリアアップ助成金活用企業への奨励金制度を実施しており、国においても当該助成金の引き上げがなされたところですが、非正規雇用者の安定的な就労につなげるためにも、正規雇用者との格差是正に向けた取組を更に強化する必要があります。

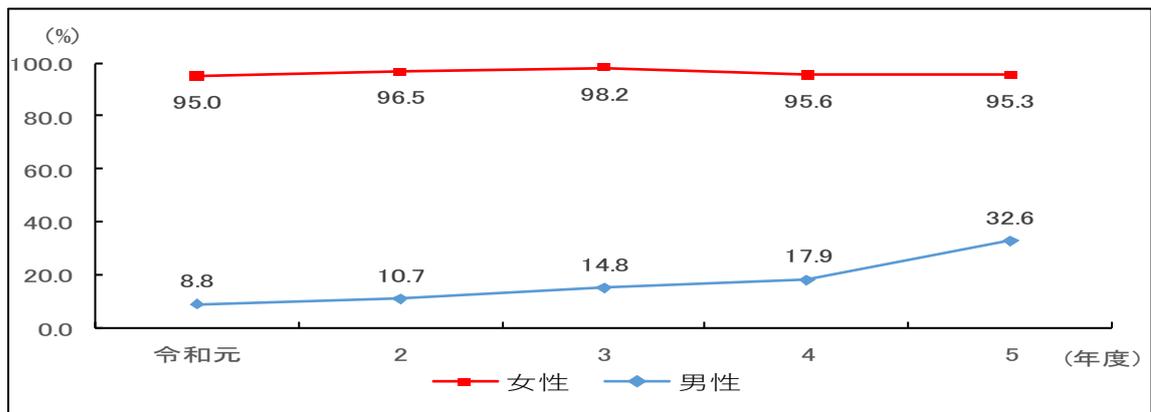
【参考資料】

1 当県における出生数及び出生率の推移



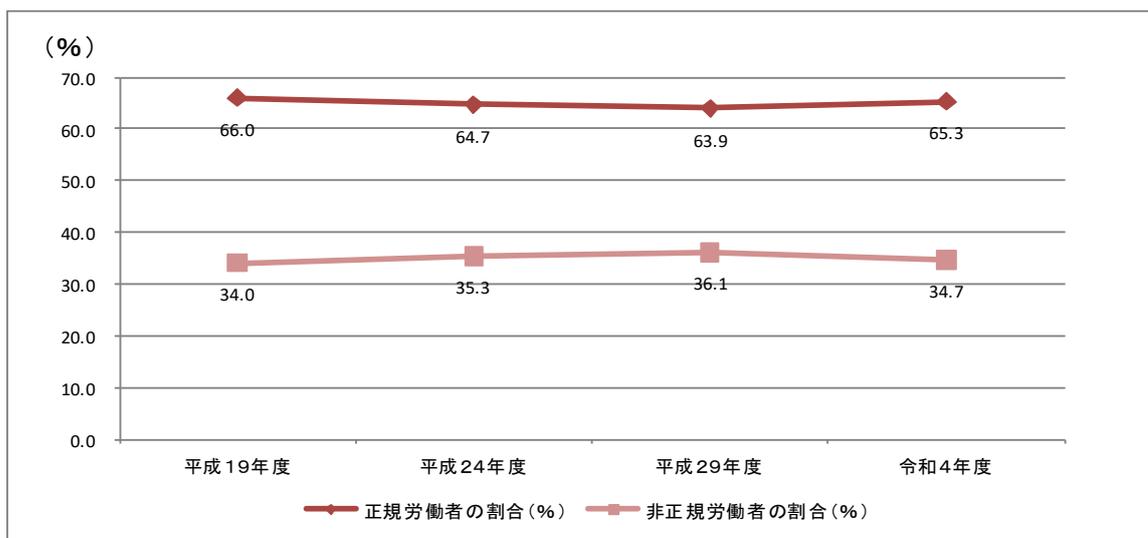
(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

2 当県における育児休業取得率の推移



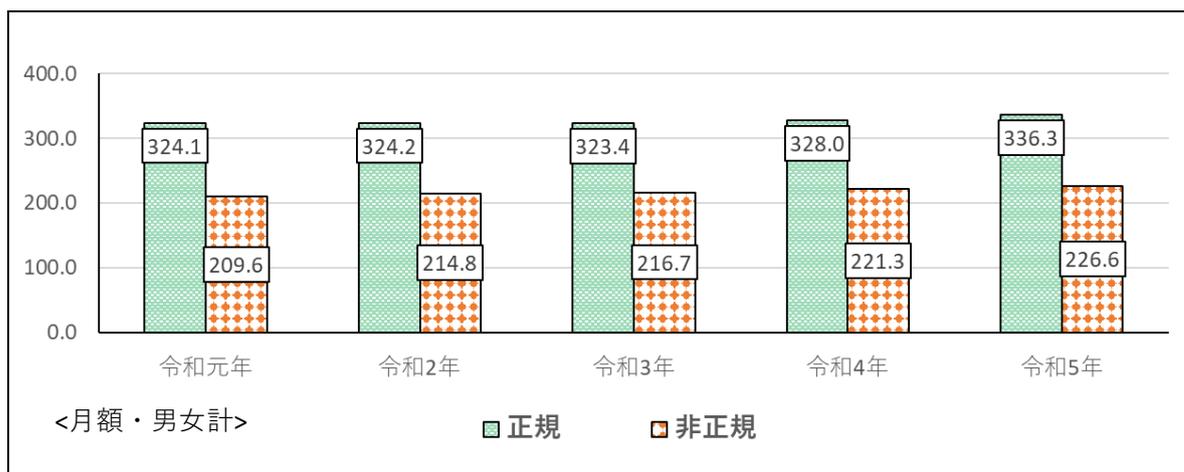
(出典：秋田県「労働条件等実態調査」)

3 当県における正規、非正規労働者の推移



(出典：総務省「就業構造基本調査」)

4 全国における正規、非正規雇用労働者の所定内給与額の推移



(出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」)

(担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

IX-4 多様性に満ちた社会づくりの推進について

内閣府政策統括官（共生・共助担当）
消費者庁
法務省人権擁護局
厚生労働省雇用環境・均等局

【要望の内容】

性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別、顧客等からの著しい迷惑行為など、SDGsの基本理念にも掲げられる「誰一人取り残さない」社会づくりの支障となる問題に対処するため、各種法令等の整備と共に、広報・啓発や教育の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

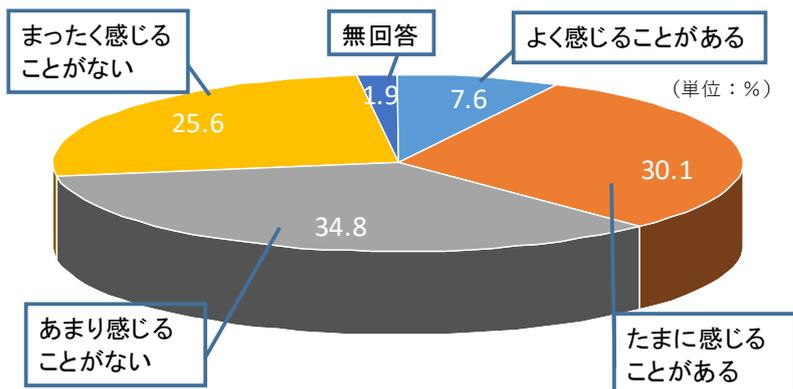
- (1) 県民意識調査や各種団体等への意見聴取の結果から、性的指向、性自認、性別、年齢、障害、病歴等を理由とした差別、顧客等から労働者に対する暴言や執ようなクレーム等の著しい迷惑行為など県民が様々な差別等を感じていることが分かりました。
- (2) 当県では、これらの差別等の解消を図り、県民が安心して暮らすことができ、かつ、持続的に発展することができる社会の実現を目指し、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」を制定し、差別等全般に関するテレビCMの放映や理解促進動画の配信、児童生徒向け副読本の配布等による広報・啓発や教育を行っています。
- (3) また、差別等の種類毎の対策としては、性的指向が異性のみではない人等を対象にしたパートナーシップ宣誓証明制度のほか、カスタマーハラスメントの防止に向け、広く県民を対象にしたオンライン広告などの広報・啓発を進めています。
- (4) 差別等については、当県のみの問題ではなく、社会的な議論や対策の全国的な展開が必要であり、とりわけ性的少数者については、施設利用にかかる取扱いなどに関して「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多

「性に関する国民の理解の増進に関する法律」に基づく指針を速やかに策定するほか、良好かつ平穏な生活に向け、性の多様性に関する理解促進を進める必要があります。

【参考資料】

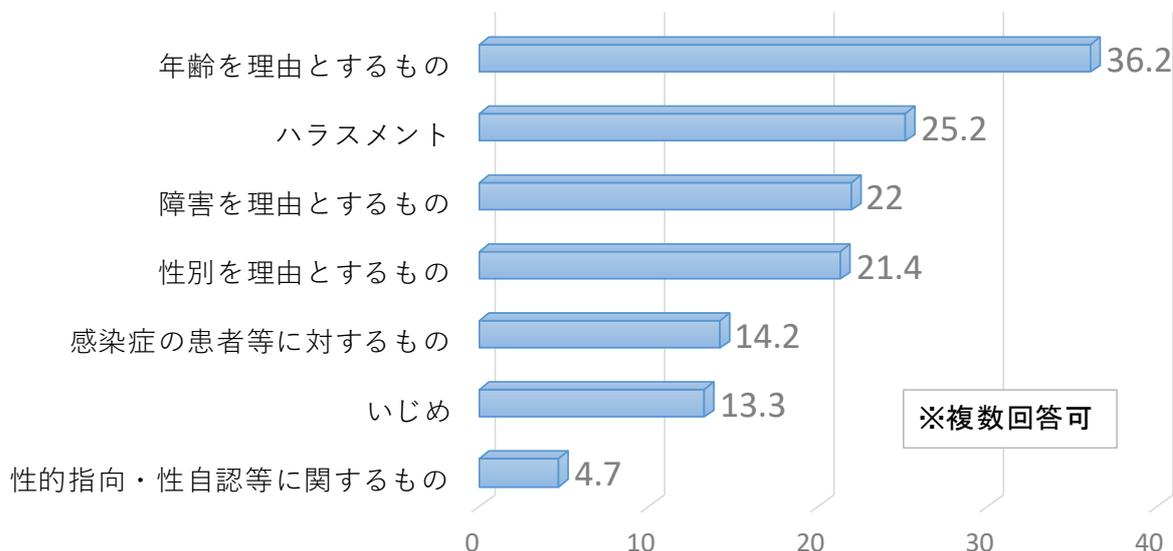
1 差別等を感じる機会の有無

- ・差別等をよく感じることがある人及びたまに感じることがある人の合計は37.7%であった。



2 感じる差別等の種類

- ・「年齢を理由とするもの」が36.2%と最も多く、次いで「ハラスメント」が25.2%、「障害を理由とするもの」が22.0%、「性別を理由とするもの」が21.4%であった。



出典：令和6年度 県民意識調査報告書

(担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課)

IX-5 安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備について

国土交通省大臣官房、都市局

【要望の内容】

- (1) 市街地における交通の円滑化に加えて、通学路の交通安全を確保する「八幡根岸線（横手市）」や無電柱化に取り組んでいる「新屋土崎線（秋田市）」等の街路整備に必要な予算を確保すること。
- (2) 中心市街地の交流拠点である「千秋公園（秋田市）」や、災害から住民を守る拠点となる「赤坂総合公園（横手市）」等の公園整備のほか、公園施設の老朽化対策に必要な予算を確保すること。
- (3) 宅地造成及び特定盛土等規制法施行に伴い、新たな事務負担が必要となることから、基礎調査に要する費用の国費率の嵩上げ措置の継続や、許可審査や検査等の事務を円滑に遂行するためのシステムの構築など、地方公共団体の負担を軽減するための措置を講じること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 安全・安心なまちづくりの基盤となる街路は、通学路合同点検を踏まえた交通安全対策や防災機能の向上を図る無電柱化を計画的に進めていくことが必要です。
- (2) 地域の賑わい創出を図る公園の再整備や、防災拠点となる公園整備のほか、人々の憩いの場で災害時の避難場所ともなる都市公園の施設の老朽化対策を着実に推進するため、安定的な予算の確保が必要です。
- (3) 当県では、令和7年度の規制区域指定に向けて基礎調査を進めていますが、危険な盛土等について、全国で隙間のない規制を確実に進めていくためには、基礎調査や規制区域の指定及び盛土等に関する工事の許可審査等の事務負担の増加に対して、国の積極的な関与や継続した支援が必要です。

安全・安心なまちづくりに資する都市施設の整備

秋田市 秋田市立地適正化計画[H30.3策定]

あらやつちぎき きよくなん
新屋土崎線 旭南工区
 慢性的渋滞、歩道狭小
 → 4車線化・無電柱化により
 円滑で安全な交通環境へ



県街路事業により
 都市内交通の円滑化や
 無電柱化を推進



にぎわいの創出

堀への遊歩道設置

秋田駅方向

横手市 横手市立地適正化計画[R4.5改定]

やわたねぎし ねぎしちょう
八幡根岸線 根岸町工区
 通学路及び医療機関等へのアクセス道路
 であるが歩道がなく幅員狭小
 → 道路拡幅・歩道整備により円滑な
 交通の確保と交通安全の向上へ



県街路事業により児童の
 交通安全及び市街地での
 円滑な交通を確保



都市公園(横手市・赤坂総合公園)



体育館の整備による
 防災機能の向上



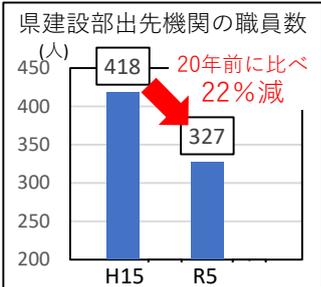
総合指揮本部、医療本部等を体育館に集約し、
 既存施設と連携⇒広域防災機能を最大限発揮！

○職員数が減少する中、盛土規制法の
 施行に伴い、新たな事務が発生

基礎調査、規制区域指定のほか、
 許可審査、届出受理、検査実施、
 監視・パトロール、不法盛土対応

⇒ 地方負担の軽減が必要！

◆事務執行に必要な人員→54人(専任+兼務)
 *R5年1月の3省庁説明会資料による試算
 *県全域(中核市除く)を規制区域と仮定



(担当課室名 建設部都市計画課)

IX-6 持続可能な下水道事業への支援について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
環境省大臣官房

【要望の内容】

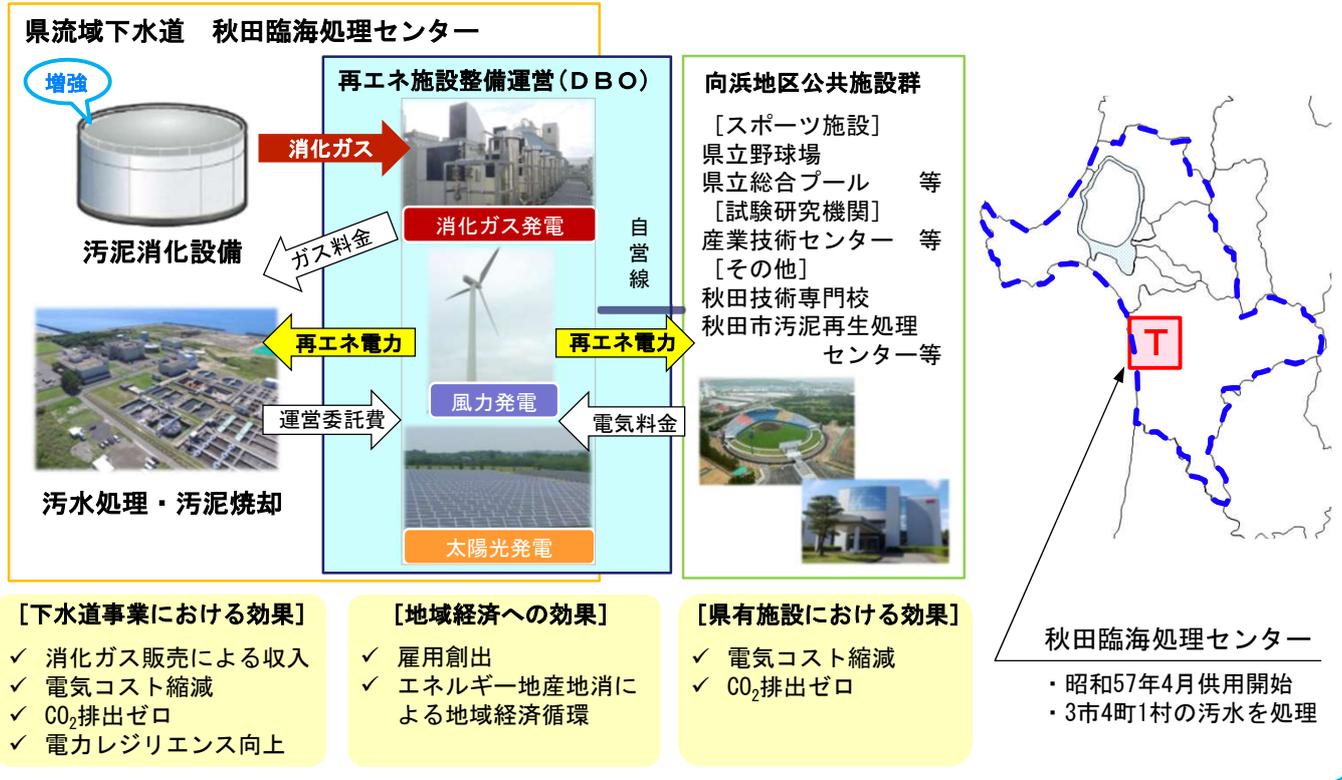
- (1) 流域下水道の資源と資産を活用し、地域の脱炭素化と事業運営の効率化を目指す「秋田臨海処理センターエネルギー供給拠点化事業」の推進に必要な予算を確保し、支援すること。
- (2) 局地的な豪雨や都市化の進展に伴う内水氾濫被害の防止・軽減に向け、ハード対策とソフト対策の迅速かつ効果的な推進に必要な予算を確保すること。
- (3) 県民生活や事業活動を支える基幹的なインフラ施設として、災害発生時にも機能不全に陥らないよう、下水道施設の耐震化・耐水化に必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

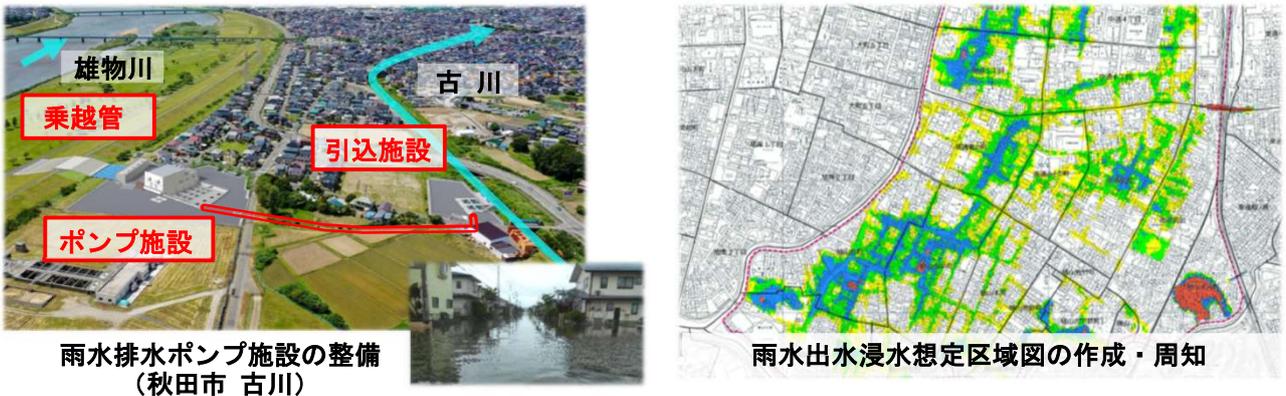
- (1) 脱炭素先行地域計画に基づく当事業は、周辺公共施設群も含めてエネルギー自立化と脱炭素化を目指すものであり、早期の効果発現に向けては、再生可能エネルギー発電施設の整備にかかる財政支援が必要です。
また、下水道特有の資源である消化ガスを最大限利用し、経営改善につなげるため、汚泥処理設備の機能増強も併せて実施する必要があります。
- (2) 令和5年7月の大雨で大規模な内水氾濫が発生した秋田市では、古川等において集中的に浸水対策に取り組むこととしており、安全・安心な暮らしを切望する地域の声に応えるためには、財政的な支援が必要です。
また、住民の防災意識の向上と避難の迅速化を促す雨水出水浸水想定区域図については、令和7年度中に作成を完了するため取組を進めています。
- (3) 当県の主要な下水道管きよの耐震化率は約6割にとどまっており、能登半島地震の被災状況も踏まえると対策の加速化が必要です。一方で、人口減少に伴う使用料収入の減収等により各自治体の下水道事業の経営は厳しさを増しており、財源の確保が課題となっています。

持続可能な下水道事業に向けた取組

脱炭素化と事業運営効率化に向けた拠点整備



内水氾濫被害の防止・軽減に向けたハード・ソフト対策



災害時の機能確保に向けた耐震化・耐水化の推進



(担当課室名 建設部下水道マネジメント推進課)

X 健康長寿・地域共生社会の実現

X-1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の予算確保について

厚生労働省社会・援護局

【要望の内容】

- (1) 障害者支援施設・事業所等の整備促進に不可欠な「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金」については、障害者の地域移行に必要な基盤整備などに支障を来すことのないよう、十分な予算確保を図ること。
- (2) 地域移行を進めているものの、障害の重度化や高齢化が進んでいる状況においては、入所施設の果たす役割は依然として大きいことから、既存施設の老朽化対策及び居住環境改善のための支援を行うこと。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、「秋田県障害福祉計画」に基づき、障害者の地域移行等を進め、その受け皿となる障害者支援施設・事業所等の計画的な整備を図っているほか、「秋田県防災・減災・国土強靱化計画」では、社会福祉施設等の耐震化を推進方針に位置づけ、喫緊の課題である耐震化等の老朽化対策を促進していくことにしています。
- (2) 施設の老朽化に加え、現行の居室面積基準を満たしていない経過措置適用の障害者支援施設等については、改修のために多額の費用を要することから、入所者の居住環境改善が図られていない状況です。
- (3) 当県は全国最速のスピードで高齢化が進んでいることから、障害者の福祉向上を図るとともに、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点、共同生活援助、就労支援事業所など必要な基盤整備を計画的に推進していく必要があります。

(担当課室名 健康福祉部障害福祉課)

X-2 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医政局

【要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、秋田県厚生農業協同組合連合会が運営する病院等の公的病院が、二次医療圏における中核的医療機関として、救急医療や災害医療、へき地医療など、不採算部門を含む医療提供を担っているほか、新型コロナウイルス感染症にかかる病床の確保や発熱外来の設置、災害時におけるDMATの派遣など、有事の際にも公立病院と同様に大きな役割を果たしてきたところです。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良や設備整備に要する借入れについては、その元利償還金に交付税措置があるものの、公的病院に対して県・市町村が建設改良費や設備整備費を助成する場合については、財政的な支援制度がありません。
- (3) 平時における地域の医療提供体制の維持・確保のみならず、災害や新興感染症発生時など、有事の際の医療提供においても、公的病院は必要不可欠な存在であり、今後、老朽化していく公的病院施設の長寿命化や機能強化等を進めるためには、更なる財政支援の充実が必要です。

【参考資料】

【秋田県内の主な医療提供体制】

二次医療圏	旧二次医療圏	救命救急センター	周産期母子医療センター	救急告示病院	災害拠点病院	へき地医療拠点病院
県北	大館・鹿角	大館市立総合病院 (地域)	大館市立総合病院 (地域)	★かづの厚生病院 ほか2病院	★かづの厚生病院 大館市立総合病院	★かづの厚生病院
	北秋田			北秋田市民病院	北秋田市民病院	北秋田市民病院
	能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター	
県央	秋田周辺	秋田大学医学部附属病院 (高度) ★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院 (地域)	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか6病院	秋田大学医学部附属病院 (基幹) ★秋田赤十字病院 ほか2病院	男鹿みなと市民病院
	由利本荘・ にかほ			★由利組合総合病院 ほか2病院	★由利組合総合病院	★由利組合総合病院
県南	大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター 市立角館総合病院	
	横手		★平鹿総合病院 (地域)	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院	★平鹿総合病院
	湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 町立羽後病院	★雄勝中央病院	

※★は公的病院（公立病院を除く）

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課)

X-3 医療人材の確保・地域偏在の解消に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局、医薬局

【要望の内容】

- (1) 医師については、依然として大都市と地方との地域偏在は大きく、このままでは地域医療の維持が困難になることから、地域偏在の是正を図るため、国の責務として抜本的な偏在是正対策に取り組むこと。
- (2) 地域医療の維持には、看護職員や薬剤師等の医療人材が重要な役割を担っているため、学生への修学資金貸与や看護師養成所運営への支援、ナースセンターの機能強化など、都道府県が独自に行う医療人材の確保と地域偏在の解消に向けた取組に対し、地域医療介護総合確保基金の弾力的な活用をはじめとした、必要な財政支援の充実を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 令和5年度に国が示した医師偏在指標では、当県は全国第41位であり、また、二次医療圏別では、県央以外の二次医療圏が医師少数区域となっています。
- (2) 新専門医制度の開始以降、医師の地域偏在是正を図る上では、適正な募集定員設定となっていないことから、全国において大都市圏（東京、神奈川、愛知、大阪、福岡）の専攻医が占める割合は、40%台の高い水準で推移しているほか、その周辺県の専攻医が増加しています。
その結果、当県においては、臨床研修修了後の医師の県内定着率が、制度開始前の78.7%と比べて、69.9%と大きく低下しています。
- (3) 当県では、医師不足と地域偏在の解消に向け、平成18年度以降、秋田大学の地域枠等の医学生に修学資金を貸与してきたほか、平成28年度から東北医科薬科大学の医学生に修学資金の貸与を開始するとともに、令和3年度には岩手医科大学に地域枠を新設するなど、医師確保対策に取り組んできましたが、県単独の取組には限界があります。
- (4) 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、医師の偏在是正を図るため、経済的インセンティブ、総合的な診療能力を有する医師の育成、医師少数区域等での勤務経験を求める管理者要件の大幅な拡大等の規制的手法を組み合わせた取組など、総合的な対策のパッケージを本年末ま

でに策定することが示されました。

そのパッケージの骨子案が「近未来健康活躍社会戦略」の一部として、公表されたところであり、実効性のある対策が講じられることが期待されます。

- (5) 看護職員や薬剤師等の医師以外の医療人材について、全国的に増加傾向にあるものの、当県では令和4年に減少に転ずるなど、必要な人材の確保が難しくなっています。

具体的には、看護職員を確保できない病院が医療機能を縮小する例が生じているほか、病院薬剤師偏在指標で全国第46位となるなど、人材不足が深刻です。

【参考資料】

専攻医数の推移

(単位：人)

		H30		R元		R2		R3		R4		R5		R6	
秋田県		60	0.7%	49	0.6%	55	0.6%	55	0.6%	47	0.5%	52	0.6%	48	0.5%
大都市圏	東京都	1,824	21.7%	1,771	20.6%	1,783	19.6%	1,748	19.0%	1,749	18.5%	1,832	19.6%	1,791	18.9%
	神奈川県	497	5.9%	516	6.0%	546	6.0%	607	6.6%	639	6.8%	665	7.1%	652	6.9%
	愛知県	450	5.4%	476	5.5%	520	5.7%	552	6.0%	571	6.0%	612	6.6%	585	6.2%
	大阪府	649	7.7%	652	7.6%	683	7.5%	669	7.3%	684	7.2%	676	7.2%	733	7.8%
	福岡県	450	5.4%	444	5.2%	424	4.7%	451	4.9%	470	5.0%	434	4.7%	475	5.0%
大都市圏計		3,870	46.0%	3,859	44.8%	3,956	43.6%	4,027	43.9%	4,113	43.5%	4,219	45.2%	4,236	44.8%
周辺県	埼玉県	228	2.7%	256	3.0%	343	3.8%	317	3.5%	381	4.0%	366	3.9%	378	4.0%
	千葉県	267	3.2%	332	3.9%	381	4.2%	388	4.2%	395	4.2%	397	4.3%	410	4.3%
全国合計		8,410	100%	8,615	100%	9,082	100%	9,183	100%	9,448	100%	9,325	100%	9,454	100%

(出典：一般社団法人日本専門医機構資料)

当県の3年目県内勤務(定着)医師数の推移

(単位：人)

	H25	H26	H27	H28	H29	R2	R3	R4	R5	R6
臨床研修修了者数(前年度末)	61	70	63	65	60	76	62	74	71	66
3年目県内勤務(定着)医師数	38	63	54	46	50	49	50	52	47	46
定着率(%)	73.1	90.0	85.7	70.8	83.3	64.5	80.6	70.3	66.2	69.7
	78.7%					69.9%				

(出典：医療人材対策室資料)

看護職員・薬剤師数の推移

(単位：人)

		H26	H28	H30	R2	R4
秋 田 県	看護職員	14,698	15,136	15,364	15,386	15,267
	薬剤師	1,961	2,009	2,056	2,066	2,055
全 国	看護職員	1,509,340	1,559,562	1,612,951	1,659,035	1,664,378
	薬剤師	288,151	301,323	311,289	321,982	323,690

(出典：厚生労働省 衛生行政報告例、医師・歯科医師・薬剤師統計)

薬剤師偏在指標（令和5年6月厚生労働省公表）

		薬剤師全体	病院薬剤師	薬局薬剤師
秋 田 県	偏在指標	0.84	0.56	0.96
	順位	39位	46位	24位
全国偏在指標		1.00	0.80	1.08

(担当課室名 健康福祉部医務薬事課医療人材対策室)

XI 新たな時代を拓く教育・人づくり

XI-1 私立学校施設災害復旧事業における専修学校及び各種学校への支援について

文部科学省大臣官房

【要望の内容】

私立専修学校及び各種学校（以下「専修学校等」という。）の安定的な運営と質の高い教育の維持を図るため、大規模災害の発生時に国が激甚災害に指定し実施する私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 現在、国が実施している私立学校施設災害復旧事業の対象は、学校教育法第1条に規定する学校（以下「一条校」という。）であり、専修学校等は補助の対象外となっています。
- (2) 専修学校等の災害復旧事業については、個別の災害事案に応じて国の補助制度が設けられる場合がありますが、被災時に補助の有無が不透明であることから、被災した専修学校等が積極的な原状復旧を差し控える可能性があります。
- (3) 当県では、令和5年7月の大雨により、県内の一部の専修学校等が床上浸水の被害を受けたほか、令和6年7月にも激甚災害に指定されるほどの大雨被害があるなど、近年は自然災害が続いている状況にあります。現行制度下において、仮に専修学校等が被災した場合は補助制度が設けられるまでに相当の時間を要し、過去の経緯からすれば、激甚災害の指定により直ちに補助が適用される一条校と比較して、少なからずタイムラグが生じることが想定されます。
- (4) 災害が起こった際の当県の対応として、専修学校等の被害状況の把握に努めるとともに、被害を受けた学校に対する融資制度や学生に対する支援制度について情報提供を行っていますが、専修学校等における迅速な復旧を促進し、質の高い教育を維持するためにも、私立学校施設災害復旧事業において専修学校等を補助対象に追加することが必要です。

（担当課室名 あきた未来創造部あきた未来戦略課高等教育支援室）

XII 強靱な県土の実現と防災力強化

XII-1 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、総合政策局、都市局、水管理・国土保全局、
道路局、住宅局、港湾局、航空局

【要望の内容】

- (1) 地方創生を支える社会資本の整備や災害に強い県土づくり、インフラの維持管理・更新等を計画的に推進するとともに、地域経済の下支えや、災害対応・除排雪作業等の担い手として地域社会を支える建設産業の活性化を図るため、当初予算において公共事業関係費を拡大し、持続的に確保すること。
- (2) 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」について、資材価格が高騰する中で、強力かつ計画的に国土強靱化を推進するため、必要な予算・財源を例年以上の規模で確保すること。
加えて、改正国土強靱化基本法を踏まえ、5か年加速化対策後も中長期的な視点で継続的に対策を講じる必要があることから、国土強靱化実施中期計画を令和6年以内に策定し、現計画以上の規模で予算・財源を別枠で確保するなど、今後の国土強靱化に向けた対策を強力かつ継続的に進めること。
特に、社会インフラ及び住宅・建築物の耐震化は、能登半島地震における甚大な被害を教訓とし更に加速化させる必要があることから、補助制度の拡充等を含めた財政的支援を強化すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 豊かで活力ある地方づくりと分散型国づくりを推進させていくためには、地方創生回廊の構築は必要不可欠であり、社会資本の計画的な整備が必要です。国の公共事業関係費は、当初予算比でピーク時の6割程度となっており、公共事業関係費の安定的な確保が急務となっています。
- (2) 当県においては、令和4年8月、令和5年7月、本年7月と3年連続で大雨災害に見舞われており、防災・減災対策の更なる推進が急務となっているため、5か年加速化対策後も頻発化・激甚化する自然災害に対する抜本的な対策が必要です。

秋田の創生と災害に強い県土づくりを支える社会資本整備



地域の拠点形成や洋上風力発電の推進に向けた港湾の機能強化

(能代港：大森地区
洋上風力取扱埠頭 R6.9撮影)



日本海沿岸東北自動車道の整備により県北部の企業進出・設備投資が増加

(日本海沿岸東北自動車道
二ツ井今泉道路 R6.9撮影)



環日本海交流拠点の整備



県内産業や地域の救急医療を支える幹線道路の整備

(東北中央自動車道 横堀道路R6.10撮影)



洪水被害が発生した河川の改良復旧

(下内川：R6.4撮影)



令和4年8月豪雨により洪水被害発生

令和6年7月大雨災害



複数箇所破堤した石沢川
(由利本荘市雪車町)



破堤した五反沢川
(上小阿仁村五反沢)



国道107号の土砂流出
(由利本荘市東由利)

国土強靱化に関する実績と今後の目標(KPI)

新秋田元気創造プラン (2022~2025年度) より

河川整備率	R4	R5	R6	R7
目標	46.6	46.7	46.8	46.9
実績	46.7	46.8		

橋梁耐震化率	R4	R5	R6	R7
目標	85.1	86.1	87.1	88.1
実績	84.8	85.9		

(担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道マネジメント推進課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

XII-2 災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築について

財務省大臣官房、主計局
国土交通省大臣官房、道路局

【要望の内容】

- (1) 早期に修繕が必要な橋梁やトンネルなどの老朽化対策について、計画的・集中的な財政支援を行い、予防保全への移行を促進すること。
特に、積雪寒冷地域において顕著な舗装の損傷・劣化に対応するため、舗装修繕を道路メンテナンス補助制度の対象とすること。
また、近年の地球温暖化の影響により、低温に加え、冬期の気温上昇に伴う降雨や融雪による凍上現象が顕在化していることから、凍上被害に対して国の支援を行うこと。
- (2) 交通事故発生箇所や、通学路における危険箇所等への集中的な安全対策を推進するため、歩道の設置等のハード対策に必要な予算の更なる拡充を図ること。
- (3) 近年発生している短期間集中的な降雪による雪害に対応するため、防雪柵や融雪施設など雪寒施設の老朽化対策について、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の対象とするほか、堆雪場の整備に対する支援制度を創設すること。
- (4) 冬期における安全・安心な道路交通確保のため、除排雪及び除雪機械の更新に必要な予算への更なる支援のほか、道路除雪業者が安定した経営を維持できるよう、少雪時においても、最低限必要となる機械の固定経費等に対する支援制度を創設した上で、必要な予算を確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) ライフサイクルコストの低減や効率的かつ持続可能な維持管理を実現するためには、定期点検等により確認された、修繕が必要な橋梁、トンネル等の道路施設への老朽化対策を加速化するとともに、積雪寒冷地特有の凍結融解などによる舗装損傷箇所の修繕や対策が必要です。
- (2) 令和3年6月に千葉県八街市で発生した交通死傷事故を受け、関係機関が実施した「通学路合同点検」を踏まえ、交通安全対策に当たっては、ソフト対策の強化に加え、歩道や防護柵の設置等の恒久的なハード対策が必要です。
- (3) 暴風雪や大雪時に発生するリスクに対応するためには、防雪柵、雪崩予防柵及び融雪施設など、雪寒施設の老朽化対策が重要です。
また、大雪時には、交通の確保や住民の暮らしを守るため、頻繁な除排雪を行うことになり、排雪時に使用する堆雪場の確保が必要です。
- (4) 近年は、短期間集中的な降雪や急激な資材単価の上昇などにより除雪費が増加し、財政を圧迫しています。また、少雪となった令和5年度は、適正な道路除雪体制を維持していくため、除雪機械の管理費など、一定の固定経費に対して、単独費による保証を行っており、国による支援制度の創設と予算の確保が必要です。

災害に強く安全・安心で持続可能な道路空間の構築

1 予防保全型インフラメンテナンスへの早期移行・舗装損傷への対応



支承劣化

▲小安橋（国道398号 湯沢市）



▲大館能代空港地下道
（鷹巣川井堂川線 北秋田市）



舗装の損傷・劣化

▲荒町地区（本荘西目線 由利本荘市）



降雨・融雪に伴う舗装損傷（全面に渡る損傷）

▲上到来地区
（国道398号 羽後町）



▲八幡平地区
（国道341号 鹿角市）

2 通学路等の安全対策



▲八面地区
（川連増田平鹿線 湯沢市）



▲新町地区
（野崎十文字線 横手市）

3 雪寒施設の老朽化対策、堆雪場の整備



▲防雪柵の老朽化
（常盤峰浜線 能代市）



▲融雪施設の老朽化
（秋田停車場線 秋田市）



▲堆雪場整備の必要性
（横手市）

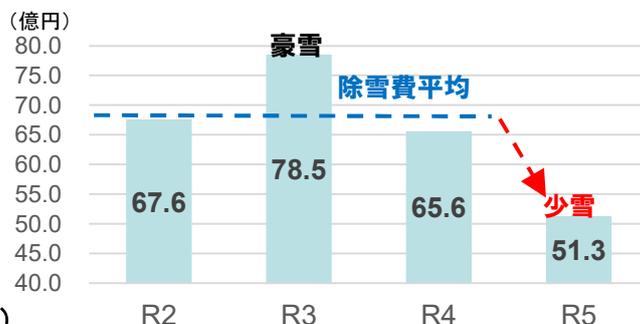


▲雪崩予防柵の老朽化
（比内森吉線 北秋田市）

4 少雪時の固定経費支援

○令和5年度は少雪となり、除雪費が前3か年平均に比べ**約20億円**も減少

○道路除雪業者の安定した経営維持のためにも、少雪時の固定経費等に対する支援が必要



■県管理橋梁の修繕着手率（%）の実績と今後の目標（KPI）

	R4	R5	R6	R7
目標	60	70	80	100
実績	67	85		

新秋田元気創造プラン（2022～2025年度）より
※R2時点で損傷区分がⅢ判定の橋梁

（担当課室名 建設部道路課）

XII-3 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について

①国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、支川の背水対策を含めた直轄河川事業及び直轄砂防事業の更なる促進を図ること。

- (1) 令和6年7月の大雨により甚大な被害が発生した「子吉川」をはじめ、「雄物川」、「米代川」の直轄管理河川における治水事業の促進に必要な予算の更なる拡大を図ること。
また、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを加速化させること。
- (2) 直轄ダム事業について、「成瀬ダム」及び「鳥海ダム」の整備促進を図るとともに、コストの縮減に努めること。
- (3) 普通河川「古川」流域の治水対策について、引き続き国が主導し、流域関係者への助言等、技術的支援を行うとともに、災害時の活動拠点となる「秋田地区河川防災ステーション」の整備促進を図ること。
- (4) 雄物川中流部における治水対策に伴い水位上昇の影響を受ける「平尾鳥川」の治水対策について、早期に工事着手すること。
- (5) 「八幡平山系」にかかる直轄砂防事業について、工事の促進を図ること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 激甚化・頻発化する水災害に備えるため、直轄河川の改修など流域のあらゆる関係者が協働して行う治水対策を計画的かつ集中的に進めていく必要があります。
- (2) 両ダムが建設される地域では、治水上の必要性に加え、水源の確保を求める声が高まっており、ダムの早期完成が強く望まれています。
基本計画については、鳥海ダムが昨年8月に、成瀬ダムが今年8月にそれぞれ変更され、全体事業費が増額となっています。
- (3) 秋田市南部に位置する「古川」の流域において、国・県・市で構成する「治水対策協議会」を設立し、三者の連携による一体的な治水対策を進めています。
- (4) 雄物川へ流入する県管理の支川においては、本川等の堤防整備により、合流部の水位上昇に伴う浸水被害等が想定されることから、早急な治水対策が必要です。
- (5) 秋田駒ヶ岳を中心とする火山地域において荒廃地からの土砂流出による土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、砂防堰堤によるハード対策の促進が必要です。

国直轄事業（河川・ダム・砂防）の促進

流域治水協議会により策定した流域治水プロジェクト内容(国事業:河川・ダム・砂防関係)

【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策】

- ・米代川水系:河道掘削(能代市:能代地区、北秋田市:北秋田地区)等
- ・雄物川水系:河道掘削(秋田市:左手子地区、大仙市:大仙地区)、頭首工改築(湯沢市:下関地区)
河川防災ステーション(秋田市:秋田地区)等
- ・子吉川水系:河道掘削(由利本荘市:石脇地区)等
- ・八幡平山系:砂防堰堤整備(仙北市)等
- ・成瀬ダム(東成瀬村)・鳥海ダム(由利本荘市):ダム建設

①米代川(能代市)



米代川能代地区河道掘削事業着工式

②古川(秋田市)



秋田地区河川防災ステーション着工式

③鳥海ダム(由利本荘市)



R6.9月状況

【参考】子吉川氾濫状況



R6.7月出水状況

令和6年度 国による主要事業箇所図



凡例

- 直轄河川事業
- ▤ 直轄ダム建設事業
- 直轄砂防事業

④八幡平山系(仙北市)



北桧木内川第2砂防堰堤(仙北市)

⑤雄物川(湯沢市)



山田頭首工 改築イメージ

⑥成瀬ダム(東成瀬村)



R6.7月末状況

(担当課室名 建設部河川砂防課)

XII-3 県民の生命・財産を守る流域治水対策の推進について

②河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
総務省自治財政局

【要望の内容】

気候変動の影響により増大する水災害リスクを低減し、県民の生命・財産を守るため、流域治水対策や老朽化対策等について、更なる支援を図ること。

- (1) 浸水被害が発生した河川での抜本的な治水対策に十分な支援を行うこと。
 - ① 河川激甚災害対策特別緊急事業「太平川」の予算の確保を図ること。
 - ② 「三種川」、「新城川」、「内川川」等の河川改修にかかる補助率の嵩上げや更なる予算の拡大を図ること。
- (2) 流域治水対策を強力に推進するため、内水氾濫も踏まえた雨水貯留機能の拡大や土地のリスク情報の充実など、流域全体のあらゆる関係者が協働で実施する取組に対し財政的・技術的な支援を行うこと。
- (3) 時限措置となっている、「緊急浚渫推進事業債」及び「緊急自然災害防止対策事業債」の事業期間延長を図ること。
- (4) 土砂災害防止施設の整備を推進し、公共施設や要配慮者利用施設等を保全するための予算を十分に確保するとともに、土砂災害防止法に基づく基礎調査にかかる補助率の嵩上げを図ること。
- (5) 公共土木施設の災害復旧事業へ充当する地方債について、過年の充当率が現年と同率になるよう見直しを行うとともに、災害復旧事業に関する調査・設計費等の国庫補助対象要件について、拡充を図ること。
- (6) 長寿命化計画に基づく河川やダム、海岸、砂防施設等の老朽化対策に必要な予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 今年7月の大雨災害では、河川整備が進んだ区間で一定の効果が発現されています。激甚化・頻発化する水災害に備えるため、「太平川」をはじめとする県管理河川の治水対策を加速化させる必要があります。
- (2) 国・県・関係市町村が協働で流域治水対策に集中的に取り組んでおり、これらの対策にかかる予算の確保や補助率の引き上げ、特定都市河川指定に伴う流域水害対策計画策定に向けた助言などの支援が必要です。
- (3) 小規模河川の氾濫対策に有効な土砂撤去や樹木伐採、護岸整備などの地方単独事業は、防災・減災対策として継続的に実施する必要がありますが、財源確保が課題となっています。
- (4) 重要インフラを保全する北秋田市小淵地区の地すべり対策などのハード対策や、最新の高精度な地形情報に基づいた土砂災害警戒区域の指定などのソフト対策にかかる財源確保が課題となっています。
- (5) 災害復旧事業では、過年の地方債充当率が現年より10%低く、調査・設計費の多くが補助対象外であるため、より一層の財政支援が必要です。

河川改修事業、土砂災害対策及び老朽化対策等の推進

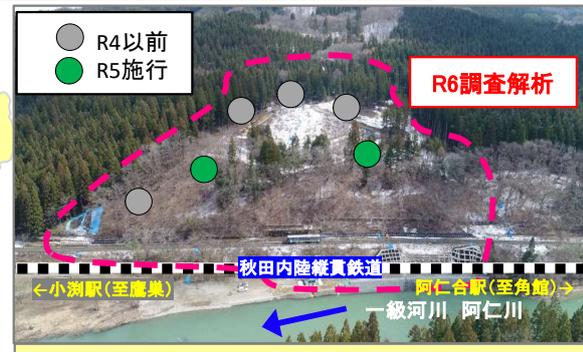
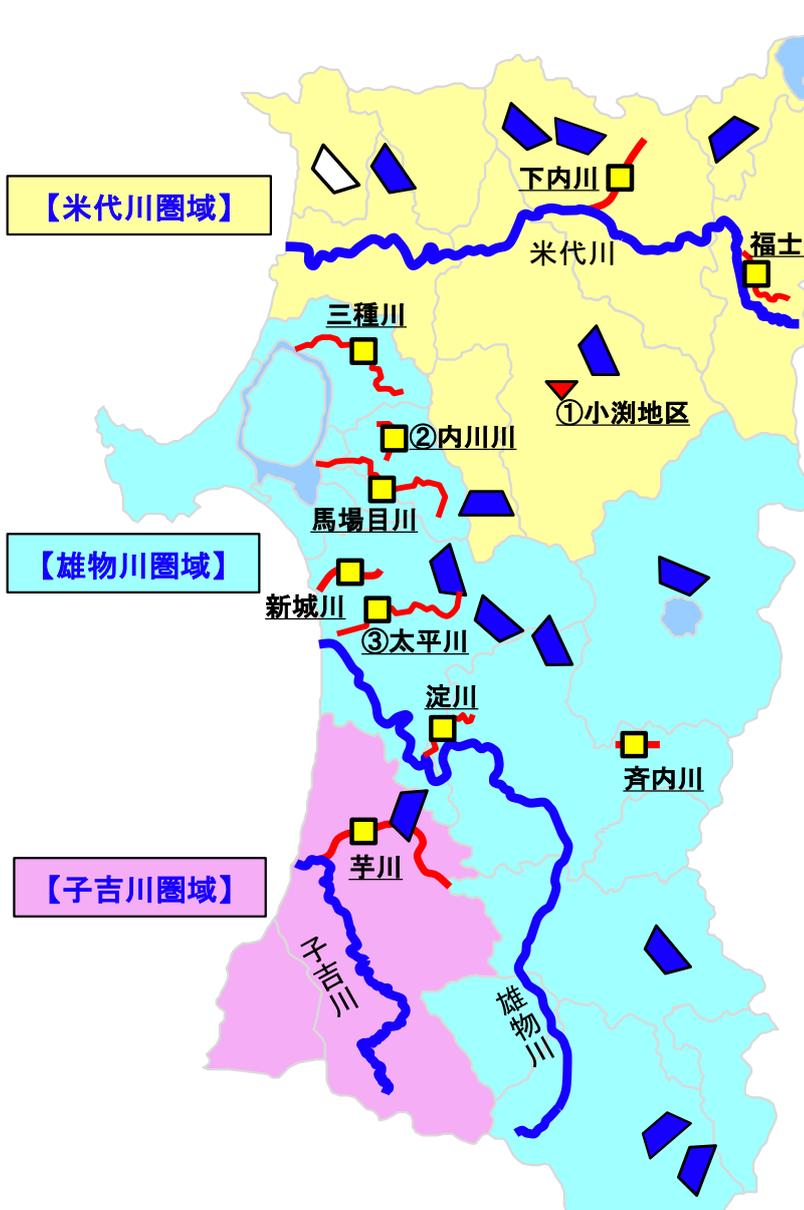
流域治水協議会により策定した 流域治水プロジェクト概要(県事業:河川・砂防関係)

- 【氾濫をできるだけ防ぐ・減らすためのハード対策】**
- ・米代川水系:下内川河川改修、小淵地区地すべり対策 等
 - ・雄物川水系:太平川河川改修、新城川河川改修 等
 - ・子吉川水系:芋川河川改修 等
 - ・馬場目川水系:三種川河川改修、内川川河川改修 等
- 【被害の軽減、早期復旧復興のためのソフト対策】**
- ・水害リスク空白域解消のための浸水想定区域図の作成
 - ・避難行動の目安となる水位計・カメラの設置運用・更新
- 危機管理型水位計設置済み数 188基
簡易型河川監視カメラ設置済み数 68基

長寿命化計画に基づく老朽化対策

- 河川管理施設(樋門・樋管)の補修等 1,100基
- ダム設備の更新等 14ダム
- 海岸保全施設(護岸ほか)の補修等 61,706m
- 砂防関係施設(砂防えん堤ほか)の補修等 4,778施設

令和6年度 秋田県による主要事業箇所及び補助ダム位置、流域治水協議会区域図



- 凡例**
- 黄色い正方形: 主要河川改修事業箇所
 - 赤い三角形: 主要地すべり対策事業箇所
 - 青い台形: 1級水系補助ダム(14基)
 - 白い台形: 2級水系ダム(1基)
 - 赤い線: 主要事業箇所に係る県管理河川
 - 黒い線: 主要事業箇所に係る国管理河川

県管理河川の整備率に関する実績と今後の目標(KPI)

	R4	R5	R6	R7
目標	46.6	46.7	46.8	46.9
実績	46.7	46.8		

新秋田元気創造プラン(2022~2025年度)より
(担当課室名 建設部河川砂防課)

XII-4 治山事業と森林病虫害等防除対策の推進について

林野庁

【要望の内容】

- (1) 本年7月の大雨により被災した山地の早急な復旧を図るとともに、山地災害の未然防止に必要な施設を計画的に整備するため、「治山事業」及び「農山漁村地域整備交付金」の予算を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫被害及びナラ枯れ被害の拡大を防止するため、森林病虫害被害対策に必要な予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

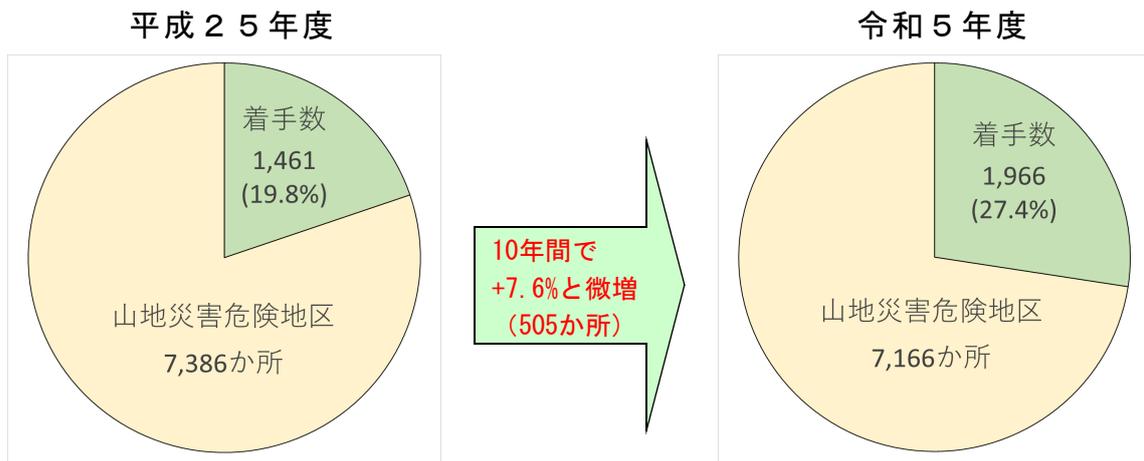
- (1) 本年7月の大雨により、当県では、山腹崩壊や土砂流出など77か所、31億円におよぶ山地災害が発生し、緊急性のある箇所については、災害関連緊急治山事業等により対応することにしてはいますが、令和7年度公共治山事業での対応が必要な箇所も多くあります。
- (2) 近年、山地災害が多発している中で、施設整備が必要な山地災害危険地区のうち、対策工事に着手した箇所は、いまだ3割程度となっています。
- (3) 将来にわたって治山施設の機能が確実に発揮できるよう、インフラ長寿命化基本計画に基づき、老朽化により破損した治山ダムや機能が低下した地すべり防止施設等の補修を早急に進める必要があります。
- (4) 近年、夏季の高温少雨などの気象状況により、沿岸地域を中心として松くい虫被害が増加傾向にあるほか、ナラ枯れ被害は減少しているものの、依然として広範囲で発生しているため、今後も徹底した被害防止の取組が必要です。

【参考資料】

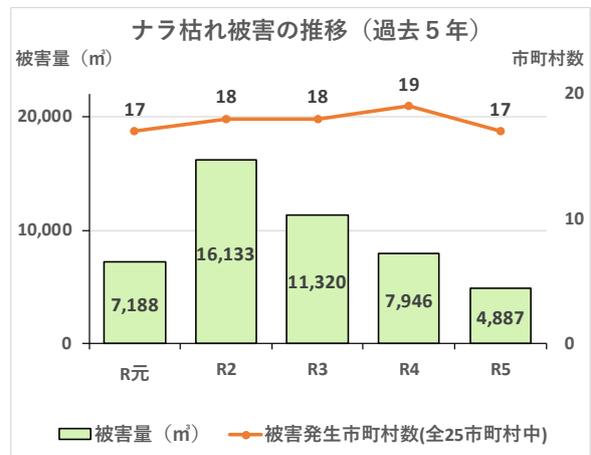
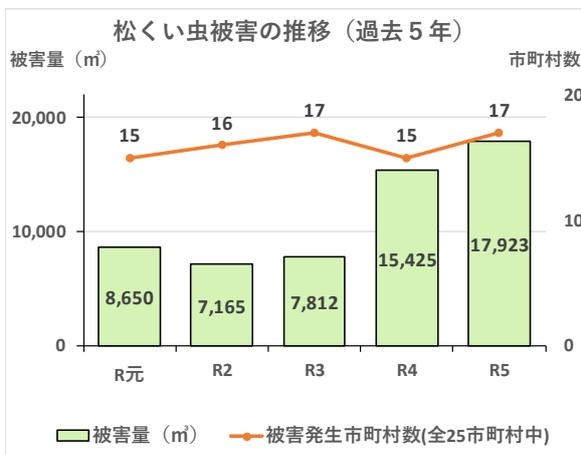
1 令和6年7月大雨により発生した山地災害及び老朽化により機能低下した施設



2 山地災害危険地区における対策工事の着手率



3 松くい虫・ナラ枯れ被害の推移



(担当課室名 農林水産部森林環境保全課)

XII-5 大規模災害の教訓を踏まえた防災・減災対策と被災者支援の充実について

内閣府政策統括官（防災担当）
総務省自治財政局
消防庁

【要望の内容】

- (1) 大規模災害発生時に、道路の寸断やライフラインの断絶によって起こり得る、集落の孤立化等に伴う課題に対応するための備えとして、ヘリポートなど応急対策のための設備や備蓄物資の分散配置に必要な施設の整備、女性や高齢者等に配慮した指定避難所の生活環境改善等に要する経費への財政支援の充実を図ること。
- (2) 災害救助法に基づく救助を効果的に行うため、期間や資金使途などの制約の撤廃等、地方公共団体の自主的・弾力的な運用が可能となるよう、救助範囲を含めて見直しを行うこと。
- (3) 被災者生活再建支援制度について、居住地域にかかわらず被災者が支援を受けられるよう適用基準の見直しを図ること。
また、大雪にかかる災害弔慰金の支給については、年により不公平が生じない仕組みとすること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 能登半島地震では、半島特有の地理的条件により道路が寸断し孤立集落が発生したほか、大規模な断水や停電が住民生活に多大な影響を及ぼしました。
当県は、能登半島と地理的・気象的条件が似ている男鹿半島のほか、数多くの中山間地域を有しているため、同様のことが起こり得るものと受け止めており、令和6年度において、学識経験者や輸送・福祉・ライフライン分野などの関係機関、行政等で構成する検討委員会を立ち上げ、男鹿半島地域等における大規模地震発生時の課題を洗い出し、対策の検

討を進めるとともに、その結果を県内の他の地域へも展開することにして
います。

また、全国的に大雨による災害が激甚化・頻発化しており、本県におい
ても、三年連続で記録的大雨の災害に見舞われました。

大規模な災害が発生した場合には、多くの被災者が避難すると予想され
ることから、女性や高齢者等を含む避難者に配慮した避難所を事前に整
備しておくことが重要です。

こうした施設・設備の整備には、現在、消防防災施設整備費補助金や緊
急防災・減災事業債が活用できるものの、市町村の財政事情が厳しい中
で、必要な施設・設備を着実に整備していくためには、補助率の嵩上げ
や令和7年度が期限となっている緊急防災・減災事業債の時限措置にか
かる期限延長など、財政支援の更なる充実が必要です。

(2) 令和5年7月の大雨災害による当県の災害救助法適用において、施工業
者の不足に伴う住宅の応急修理の完了期間の延長や、修理の対象範囲の拡
大等を求める声があることから、被災者の生活再建に寄り添った救助法の
柔軟な運用を行う必要があります。

(3) 被災者生活再建支援制度において、一部地域が適用対象となるような自
然災害が発生した場合には、法に基づく救済が平等に行われるよう、全
ての被災区域を支援の対象とする必要があります。

また、災害弔慰金は、「災害救助法が適用された市町村をその区域内に
含む都道府県が2以上ある場合の災害」などを支給基準としていることか
ら、仮に災害救助法を適用した都道府県が1つであった場合は、当該都道
府県以外は支給の対象外となります。そのため、雪の事故で亡くなった方
に対して、ある年は災害弔慰金が支給される一方で、ある年は支給されな
いといった不公平が生じています。

(担当課室名 総務部総合防災課)

XIII 安全・安心な生活環境の確保

XIII-1 空き家対策への支援について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【要望の内容】

人口減少や少子高齢化が進行する中、空き家の増加への対応が喫緊の課題となっていることから、都道府県が取り組む空き家対策に対し、財政措置を講じること。

また、空き家の適切な管理や住宅を空き家にしないとの意識の醸成が重要であることから、空き家所有者等への普及啓発を一層推進すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 過疎化が急激に進む当県において年々増加する空き家は、防災、防犯、景観等の様々な方面に影響を及ぼしており、とりわけ豪雪地帯においては積雪による空き家の倒壊や落雪等による危害発生が懸念されるなど、大きな課題となっています。
- (2) そのような中、国においては、昨年度、空家等対策の推進に関する特別措置法を改正し、空家等管理活用支援法人制度を創設するなど、空き家対策は新たな局面を迎えています。
- (3) 当県においても、市町村や関係団体と連携し、県内外の空き家所有者等を対象とした空き家相談や空き家の適切な管理を促すための普及啓発事業に取り組み、空き家の増加抑制や利活用促進に注力しているほか、特定空家や管理不全な空き家対策を推進する上で、職員不足などから、有効な手立てを企画・立案・実施することに苦慮している市町村の実情を踏まえ、市町村職員を対象とした研修を開催するなど総合的な空き家対策を実施しています。
- (4) しかしながら、空き家相談や普及啓発、研修事業などのソフト事業に対する特別交付税措置は、市町村のみが対象となり、都道府県は対象外とさ

れています。

- (5) また、空き家の適切な管理や発生抑制は全国的な課題であるとともに、空き家所有者等は所在都道府県以外に居住している場合もあることから、空き家を放置しておくことのリスクや、相続発生前から対処方針を決めておくことの重要性等の一元的な普及啓発が必要です。

【参考資料】

1 秋田県の空き家率

調査年	住宅総数 (A)	空き家 一戸建て (B)	空き家率 (B/A)	順位	
				全国	東日本
平成30年	445,700戸	34,700戸	7.8%	9位	1位
令和5年	440,600戸	40,500戸	9.2%	8位	1位

※空き家一戸建て(B)は、賃貸・売買用を除く。(出典：総務省「住宅・土地統計調査」)

2 県が行う空き家対策の概要（令和6年度）

(1) 無料相談会

行政と関係団体が協働で空き家に関する無料相談会を開催することにより、空き家の利活用や処分等の促進を図る。

(2) 普及啓発の実施

新聞広告の掲出や住まいの終活セミナー開催等により、空き家の発生抑制、利活用や適切な管理、除却等の促進に関する普及啓発を実施する。

(3) 市町村職員向けスキルアップ研修

苦情対応や代執行等困難事案の対応に主眼をおいた研修を実施する。

3 特別地方交付税措置の概要

区分	取組内容	対象	措置率
補助 事業分	・所有者などの調査等 ・空き家等対策計画の策定 ・空き家の除却、改修	県・市町村	0.5
単独 事業分	・体制整備（空き家データベース、相談窓口の設置等） ・空き家の利活用（空き家バンクの設置等） ・特定空家の除却・改修	市町村	

(担当課室名 あきた未来創造部地域づくり推進課)

XIV ふるさとの自然や資源を次代につなぐ環境保全対策の推進

XIV-1 ツキノワグマの管理及び被害防止対策への支援について

農林水産省農村振興局
環境省自然環境局

【要望の内容】

- (1) クマ類が指定管理鳥獣に指定され、新たな支援制度が創設されたことを踏まえ、人の生活圏への出没防止や出没時の緊急対応、個体群管理の強化、被害対策を担う人材の育成・確保などを着実に推進するため、引き続き技術的な支援を行うとともに、「指定管理鳥獣対策事業交付金」の予算を十分に確保すること。
加えて、この交付金を県内各地域の実情に応じて効果的に活用するため、市町村への間接交付も可能とするよう運用の見直しを図ること。
- (2) クマ等による農作物や家畜への被害を防止するため、「鳥獣被害防止総合対策交付金」の予算を十分に確保すること。

【要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、令和5年度にクマが人の生活圏へ大量に出没したことにより、過去最多の3,723件もの目撃情報が寄せられたほか、人身被害・農業被害が大幅に増加しており、人身被害者数は過去最多の70人、そのうち87%が住宅地や農地などの人里で発生し、農業被害額は過去最大の約1億5千万円となりました。
令和6年度においては、10月末までに997件の目撃情報が寄せられ、9件10人の人身被害が発生しており、引き続き被害防止対策が必要な状況が続いています。
このため、当県では、人の生活圏への出没防止や出没時の緊急対応など、被害防止対策に取り組むとともに、昨年度、対策の基礎となる推定生息数（中間値4,400頭）の半分以上である2,334頭を捕獲したことを踏まえ、今年度から来年度にかけて改めて生息数推定のための調査に取り組んでいるところです。
また、地域における出没抑制やゾーニング管理などの対策の主体となり、

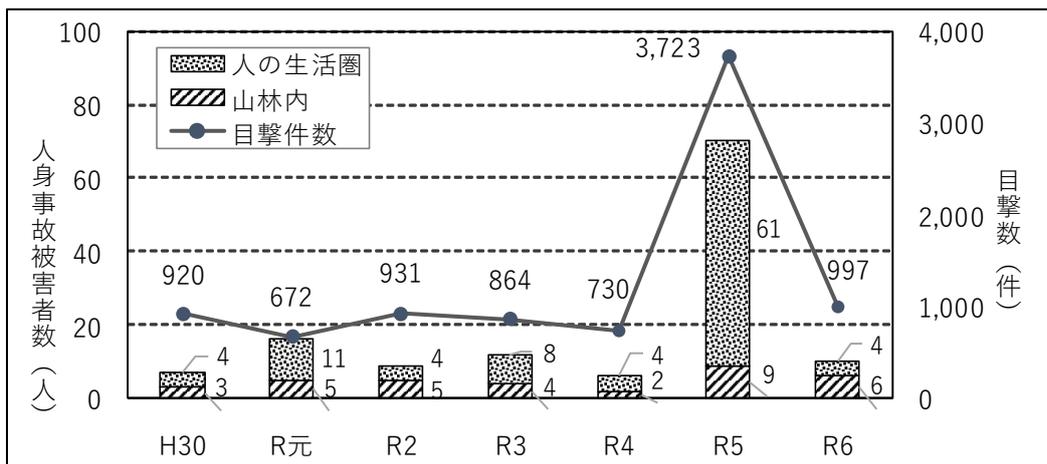
住民指導に当たる市町村職員等の育成と専門性の向上が課題となっているほか、今後の抜本的対策として、クマの生息域を奥山側に戻すため、集落周辺でのクマの追い上げや捕獲等の手法の確立、登録者数の減少や高齢化が進む狩猟者など有害鳥獣捕獲の従事者の確保対策が必要となっています。

さらに、県では春先からのクマの出没に対応して緊急的に放任果樹伐採などの出没抑制策を実施していますが、複数の市町村でも同様の取組が行われており、今後、より効果的かつ機動的に対策を推進するためには、地域の実情に精通した市町村が主体となった取組を支援することが必要となっています。

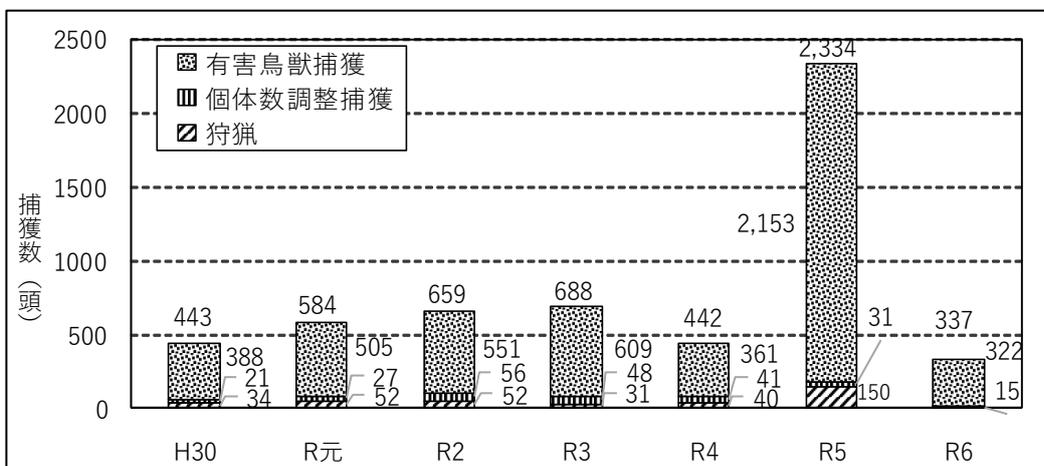
- (2) 市町村では、交付金を活用して電気柵の設置や有害鳥獣捕獲、緩衝帯の整備などの対策を講じていますが、クマ等の出没や被害が相次ぐ中、対策を継続的に実施するためには、十分な予算の確保が必要です。

【参考資料】

1 クマの目撃件数及び人身被害者数（令和6年10月31日現在）



2 クマの捕獲頭数（令和6年10月31日現在）



(担当課室名 生活環境部自然保護課、農林水産部水田総合利用課)